

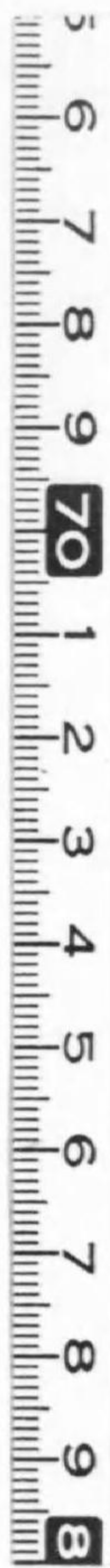
14.5-625



1200501218011

5

25



始



14.5

625

滿洲國古蹟古物調査報告 第四編

吉林・濱江兩
省に於ける

金代の史蹟

康德八年

民
生
部

滿洲國古蹟古物調査報告 第四編

發行所寄贈本

吉林濱江兩
省に於ける

金代の史蹟

園田一龜



145
625

吉林・濱江兩
省に於ける

金代の史蹟

目次

第一章	序説	一
第二章	上京會寧府の遺址	七
第一節	白城の現狀	八
一、	白城の大觀	八
二、	距離と面積	九
三、	雉堞と望台	一二
四、	城門の遺址	一三
第二節	宮殿址の現狀	一六
一、	宮殿址の大觀	一六
二、	宮殿址の實測	一七
三、	宮殿址の發掘	一九
第三節	小城子の土城	二一



金代の史蹟



第四節 寶嚴大師墓塔碑

第三章 完顏希尹の墓地

- 一、まへがき……………三一
- 二、墓地に關する文獻……………三一
- 三、墓地の現狀……………三三
- 四、勅建の神道碑……………三六
- 五、長順の再建碑……………三八
- 六、むすび……………三九

附記 南山の石人石獸

第四章 完顏婁室の墓地

- 一、まへがき……………四三
- 二、墓地に關する文獻……………四三
- 三、墓地の現狀……………四六
- 四、神道碑の蟲蝕……………四九
- 五、勅建の神道碑……………五〇
- 六、むすび……………五九

第五章 大金得勝陀頌碑

- 一、建碑の由來……………六一
- 二、得勝陀頌碑の文獻……………六一
- 三、建碑の現狀……………六三
- 四、得勝陀頌の漢文……………六四
- 五、碑陰の女眞文……………六六
- 六、むすび……………六六

第六章 農安の佛塔

- 一、農安と佛塔……………六七
- 二、佛塔の現狀……………六九
- 三、佛塔の原狀推測……………六九

第七章 史蹟の保護

- 史蹟の保護……………七一

圖版目次

- 第一
(1) 白城の南城南邊(東方ヨリ南門ヲ望ム)
(2) 白城の南城南邊(西方ヨリ東方ヲ望ム)
第二
(3) 白城宮殿址ノ正門址(午朝門)
第三
(4) 白城宮殿址全景其一
(5) 白城宮殿址全景其二
第四
(6) 第五宮殿址ノ發掘狀況(其二)
(7) 第五宮殿址ノ發掘狀況(其二)
第五
(8) 第六宮殿址ノ發掘狀況(其一)
(9) 第六宮殿址ノ發掘狀況(其二)

- 第六
(10) 第六宮殿址ノ發掘狀況(其三)
(11) 第六宮殿址ノ發掘狀況(其四)
第七
(12) 白城出土ノ龍紋磚
(13) 白城出土ノ磚
第八
(14) 白城出土ノ觀音像首
(15) 白城出土ノ鐵兜
第九
(16) 小城子正殿址ノ磚
第十
(17) 寶勝寺寶嚴大師墓塔碑
(18) 寶勝寺寶嚴大師墓塔碑拓
第十一
(19) 完顏希尹墓地全景

第十二

(20) 完顏希尹神道碑

第十三

(21) 完顏希尹神道碑(上部)

(22) 完顏希尹神道碑(下部)

第十四

(23) 完顏希尹神道碑拓(表面)

(24) 完顏希尹神道碑拓(碑陰)

第十五

(25) 完顏希尹墓前ノ石獸

(26) 完顏希尹ノ壙穴

第十六

(27) 完顏希尹墓前ノ石獅

(28) 完顏希尹墓前ノ石羊

第十七

(29) 完顏希尹一族ノ墓地(東側)

第十八

(30) 完顏希尹一族ノ墓地(西側)

(31) 完顏希尹墓地ノ石人(其一)

(32) 完顏希尹墓地ノ石人(其二)

第十九

(33) 完顏希尹墓碑ノ破片

(34) 完顏希尹墓碑破片拓

第二十

(35) 奴哥馬郎君之墓碑

(36) 奴哥馬郎君之墓碑拓

第二十一

(37) 小城子南山墓地全景

(38) 南山墓地ノ文人石像

(39) 南山墓地ノ武人石像

第二十二

(40) 完顏婁室墓地ノ最廂(東側)

(41) 完顔婁室墓地ノ最屬(西側)

第二十三

(42) 完顔婁室神道碑破片拓

第二十四

(43) 大金得勝陀頌碑(南面)

第二十五

(44) 大金得勝陀頌碑(北面)

第二十六

(45) 大金得勝陀頌碑遠景(東面)

(46) 大金得勝陀頌碑遠景(西面)

第二十七

(48) 大金得勝陀頌碑拓(漢字)

(49) 大金得勝陀頌碑拓(女真字)

第二十八

(50) 大金得勝陀頌碑篆額(漢字)

(51) 大金得勝陀頌碑篆額(女真字)

第二十九

(52) 農安の佛塔全景

(53) 農安の佛塔上部

挿圖目次

- 一、吉林濱江兩省に於ける金代史蹟略圖
- 二、阿城縣白城附近地圖
- 三、白城實測略圖
- 四、白城宮殿址實測略圖
- 五、小城子實測略圖
- 六、舒蘭縣小城子附近地圖
- 七、完顏希尹墓地見取圖
- 八、完顏希尹墓地實測略圖
- 九、南山墓地實測圖
- 十、雙陽縣石碑嶺附近地圖
- 十一、完顏婁室墓地見取圖
- 十二、完顏婁室墓地曷曷測定圖
- 十三、扶餘縣石碑嶺子附近地圖
- 十四、大金得勝陀頌碑所在實測略圖
- 十五、農安縣城附近地圖

吉林濱江兩省に於ける

金代の史蹟

圖田一龜

第一章 序 說

康徳三年十一月余は文教部の委嘱を受け、吉林濱江兩省に於ける史蹟遺物の調査を行ひたるが、越えて四年四月五月の頃重ねて同方面に赴き其の調査に従事した。本書は其の報告書である。由來北滿地方に於ては史蹟と稱すべきもの極めて少い。之れ主として同地方が多年野蠻未開の民族に因つて占據せられ文化の見るべきものがなかつた結果に基因し、且つ文献の不備は其の遺蹟を尋究する術もない。

されば北滿一帯の史蹟を大觀するに東方には渤海國の史蹟あり、中央には金國の史蹟あり、西方には蒙古勃興の史蹟あり、劃然三分されて居る。余が委嘱された調査區域は其の中央部即ち金國史蹟の地域であつた。さて此の調査區域は哈爾濱、新京間の中間に當る濱京線陶賴昭を基點とする半径三十邦里の圓周内にすべて包含さるゝものである。即ち北は阿城縣の白城にある上京會寧府の遺址南は新京東部石碑嶺の完顏婁室の墓地、東は舒蘭縣小城子の完顏希尹の墓地、西は扶餘縣石碑嶺子の大金得勝陀頌碑及び農安縣城外佛塔等が之である。之れすべて金代の遺蹟遺物にあらざるものはない。唯一の除外例は吉林、松花江上流の阿什哈達にある明初の摩崖あるのみ。従つて吉林濱江

第二章

阿城上京會寧府の遺址

第二章 上京會寧府の遺址

金上京會寧府の遺址は濱江省阿縣城の南方五里に在り、俗に之を白城と稱して居る。此の白城は牡丹江畔の東京城、渤海の國都であつた上京龍泉府の遺址と共に北滿に於ける二大古都として有名である。史を按ずるに今を距ること八百二十餘年前、女真民族の英雄阿骨打は此地に據つて帝業の基を開き大金國を創建し、帝位に即いた。白城はその國都として上京會寧府と稱された。爾來太祖太宗熙宗の三代を経て海陵王の貞元元年、都を燕京に遷すまで四朝約四十年に亘り大金國の國都であつた。南宋高麗西夏等各國の使節は此地に往來し、又遼の天祚帝、宋の徽宗欽宗等が俘囚として率かれた場所である。歴史的に最も有名なる古城だ。然も海陵王は燕京遷都後、勅命して上京の宮殿政廳、第宅を破毀し廢墟たらしめた。世宗皇帝の治世に至るや、上京宮殿の復元を命じ、國粹保存を奨励し、且つ治世の末季親しく燕京から上京に巡幸し、來り一年餘りも駐蹕したことがあつた。當時白城の宮殿其他が相當に復舊したことは充分想像される。されど金朝滅亡して以來、元明清の三朝七百餘年の間、年とともに荒廢に歸し、宮殿址の礎石は盡く阿城縣城に運搬され、今や地上には當年の盛觀を偲ぶ何物をも遺存してゐない。蒼桑の變實に驚くの外はない。次に史蹟としての白城及び其の宮殿址に就き、最近の状態を踏査説明することにした。本文は現状の調査が主目的であり、之に關聯する研究は調査の範圍外である。従つて本文は白城の築城沿革、南北二城の新舊問題を始め、歴史的の諸問題には、茲では一切觸れない。單なる前狀調査の報告に過ぎないことを先づ斷つて置く。

第一節 白城の現状

一、白城の大観

白城は南北に長く東西に短き矩形の土壁を以て圍繞された一郭である。白城即ち土城だ。其の中間には又東西の土壁を連絡する直線の土壁を以て南北を區切つてある。此の土壁を境とし、俗に北方を北城南方を南城と呼ばれて居る。其の地勢を観るに北城に於ては周邊みな平地、南城に於ては東南の二邊は均しく平地に連り、その西邊のみは高地に接し、城壁も自然の地勢に應じて築かれて居る。その高地は白城を俯瞰し得る。従つて白城は西方から東南方に向つて緩傾斜の地勢を呈し、水門は南北二城ともに東邊に開かれてゐる。北城の如きはその中央部を斜めに小川が通じてゐる。俗に運糧河と呼ばれてゐる。然も此の細流は源を白城の西方高地に發し、北城の西南隅、南城の西北隅附近から北城内に流入し、北城を斜めに東北流し、東門の南方から城外に出で、阿什河に注いでゐる。此の小川は現在細流にして水量に乏しきも、一度降雨或は霖雨の際は相當に増水するは當然であり、その昔西方高地一帯に樹木繁茂した時代には、亦その水量も豊富であつたと想像される。北城東邊の城外は濕地であり、南城の東邊も亦濕地が少くない。白城の城壁は現在崩壞の個所多くあるが、然し全體的には舊態を維持して居る。但し當年の原形を最もよく保持してゐると思はるゝは南城の南邊であり、その反對に破損の度最も甚しいのは北城の西邊であり、殆んど崩壞してゐる。

然して白城の内部を観るに、南北兩城を通じて開墾し盡され耕地の各所に民家の散在せるのみ、當年の遺跡としては北城に於てはその南門に近き道路東側の草原に寺院址と目する個所あり、南城に

於てはその西寄に宮殿址と稱さる台地の一部あるに過ぎない。此の外には何物もない。崗城満目すべて之れ耕地である。處として鋤犁の迹ならざるはない。此の白城も今から凡そ百年前までは鬱蒼たる森林によつて掩はれてゐたと傳へられてゐる。それが官府の土地拂下によつて民有地となり、漸次開墾されて今日に至つたと云ふ。

二、距離と面積

此の白城を形成するものは週圍の城壁即ち土壁である。此の城壁は現在その高度が一定してゐない。之は自然的の崩壞と人為的の破壞に基因すること勿論である。場所により四五米のところあり、或は二米内外の場所もある。築城當時に於ては一定の高度を規定し築造されたに相違ない。さて此の城壁の周圍及び各邊の距離は幾何であるか。從來之が正確な實測は行はれてゐなかつた。康徳三年十月濱江省立阿城師範學校教諭岡田治三郎氏が同校生徒を指導し數度の實測を試み大體の實測圖が作製された。之によつて其の距離と面積を知り得る。次に其の實測圖に基き白城の距離と面積を説明しよう。但し南北兩城の中間にある城壁は俗に横城の距離は其の實測圖に缺けてゐるので、岡田教諭の援助に因り、余自ら之も實測した。

A 北城周邊の距離

北邊城壁	一千五百六十一米
東邊城壁	一千九百 十 米
南邊城壁	一千五百五十六米
西邊城壁	一千九百四十三米

B 四邊總計 六千九百七十 米
 南城周邊の距離

北邊城壁 二千〇 十一米
 東邊城壁 一千五百四十五米
 南邊城壁 二千〇 三十二米
 西邊城壁 一千四百九十九米
 四邊總計 七千〇 八十七米

是に因り南北兩城を各獨立の土城として比較すれば、北城の周圍六千九百七十米に對し南城の周圍は七千八十七米であり、南城は北城に比し百十七米だけ長い計算になる。大體に於て相等しき不
 等邊方形であることを知る。

次に南北兩城を合せた白城周邊の總距離を推算するに、

北城北邊 一千五百六十一米
 北城東邊 一千九百 十 米
 南城北邊 四百五十四米
 南城東邊 一千五百四十五米
 南城南邊 二千〇 三十二米
 南城西邊 一千四百九十九米
 北城西邊 一千九百四十三米

四周總計 一萬〇 九百四十四米

其の四周の距離は一萬九百四十四米である。邦里として約二里二十八町十九間餘に當り、普通支那里(五町十二間)として十九里餘である。之を滿洲隨一の古城である遼陽城の週圍二十二里餘に比し、僅かに三里餘の差あるに過ぎない。之に因つて古城大體の輪廓は想像することが出來よう。然して此の城壁は東西南北各邊の距離が同一でない。例へば南北兩城を合せた東邊の距離は三千四百五十五米なるに對し、その西邊の距離は三千四百四十二米であり、東邊は西邊に比し十三米だけ長い。更に之を南北兩城を各別に觀るに、

北城 東邊一千九百十米に對し、西邊は一千九百四十三米であり、西邊は東邊に比し三十三米だけ長い。また其の南北兩邊を見るに、北邊一千五百六十一米に對し、南邊一千五百五十六米であり、北邊は南邊に比し五米だけ長い。
 南城 東邊一千五百四十五米に對し、西邊一千四百九十九米であり、東邊は西邊に比し四十六米だけ長い。また其の南北兩邊を見るに、北邊二千三十一米に對し、南邊二千三十二米であり、南邊は北邊に比し二十米だけ長い。

右の如く何れの方面から觀るも南北兩城は矩形の土城である。方形に近い形ではあるが、正しい方形ではない。全體から觀て東邊と南邊とは西北兩邊に比し稍や長いことは事實である。

次は南北兩城の面積である。阿城師範の實測圖には、
 總面積 六百十萬六百五十七平方米
 北城 二百九十六萬一千二百七十七平方米

南城

三百十三萬九千四百四十平方米

とあり之に因れば南城の面積は北城の面積に比し十七萬八千二百二十三平方米だけ廣い勘定になる。假に北城を横に倒し之を南城の上に重ねれば各邊の距離には出入あるも面積の上からは北城は南城の中に納るものである。また北城を横に倒せば殆んど相等しき長方形の土城が出来る。

三、雉堞と望台

さて白城の城壁には四周均しく外敵防禦を目的とした望台と雉堞とが存在する。城壁本來の使命として當然の措置である。城壁の四隅に望台があり城壁上に點々せる突起部は雉堞の迹である。外敵に備へた防壁である。各雉堞間の距離は各邊區々にして一定してゐない。各邊の雉堞數と其間の距離は阿城師範の實測に依れば次の如くである。

方	北城				南城			
	北邊	東邊	西邊	北邊	東邊	西邊	南邊	
目	八	八	一八	一〇	一〇	一三	一四	
各雉堞間の距離	八五米—一六六米	七七米—二四〇米	一〇四米	一一米	七七米—二四〇米	八五米—一四〇米	一〇四米	
計	八一				八一			

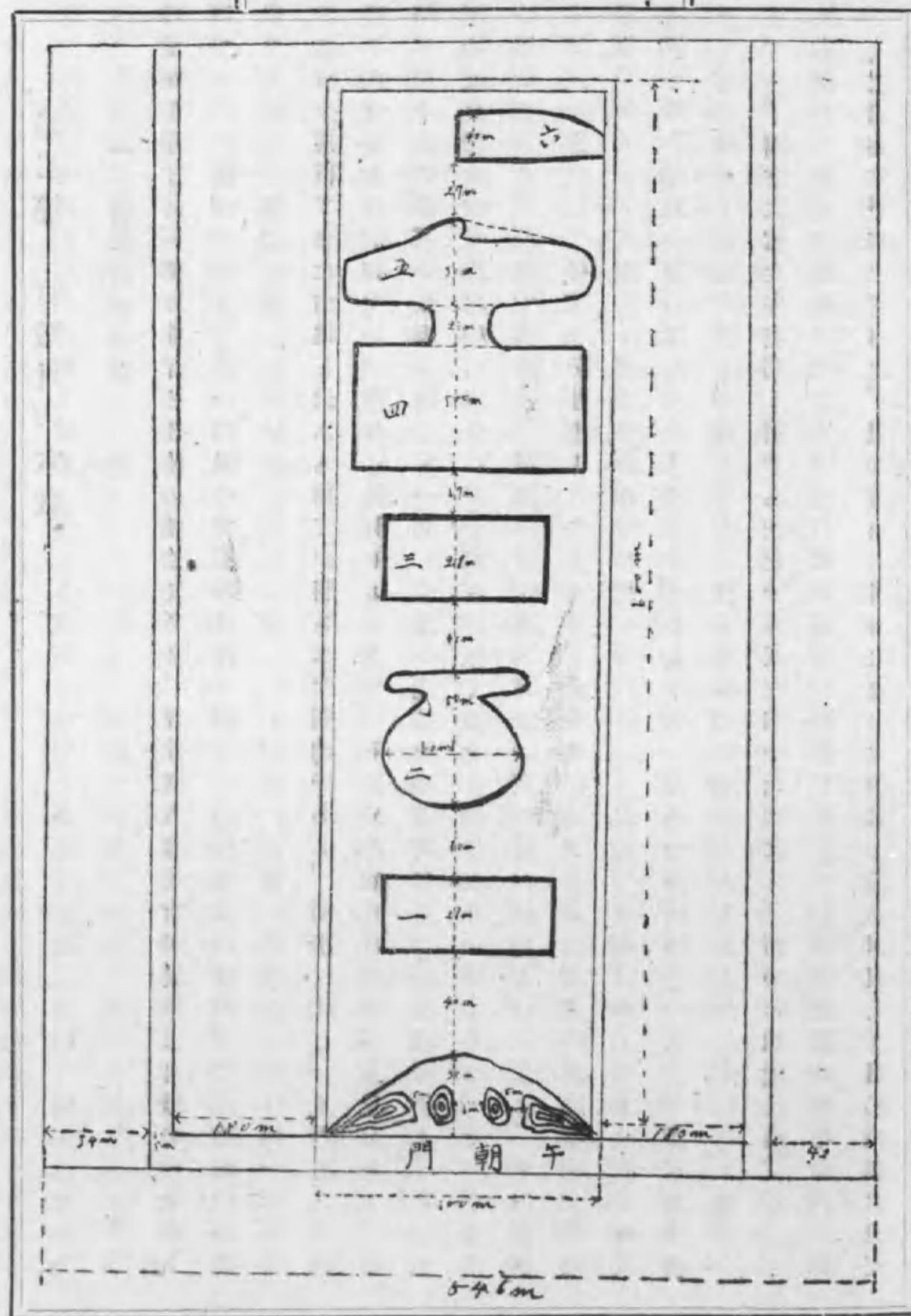
是等の雉堞は現在當初の原形を留むるもの少く大半崩壊してゐる。僅かに土塊の突起によつて推定し得る個所も少くない。場所によつては其の痕跡すら認め難い。或は白城の農夫が人爲的に

破壊してゐる個所すら見る。然も之を全體として観るとき南北二城を通じ其數は東邊に少く西邊に多い。即ち西邊の三十二所に對し東邊は十八所に過ぎない。之は自然的人爲的の破損崩壊は勿論のことながら、白城の地勢が東邊は阿什河の濕地であつた關係上多數の防壁を設くるの必要を認めず之に反し西邊は高地に連接せるために防備を嚴重にする必要に迫られ多數に築設されてゐたものではあるまいか。各雉堞間の距離は西邊が比較的一定せる以外は區々として定つてゐない。又南北兩城を區劃する中央の横城には南北何れの側にも此種雉堞の痕跡がない。築城の當初に於ては此の横城には南北何れの側にも防壁が設けられてゐた。それが北城若くは南城の修築に際して排除したものであらう。城壁の隅には望台が設けられてゐた。所謂角樓として外敵防禦の要塞であつた。之は西邊中央の望台が破壊されてゐる以外他の五所は異狀がない。

四、城門の遺址

白城には舊有の城門と目すべきものは北城に於ては東西南北の四門南城に於ては南門と東門とがある。西方は宮殿址に近く且つ高地に接続してゐるため開設されてゐない。現在北城に於ては西門を封じ西北隅の望台下に門を開き通路とし南城に於ては亦西北隅に門を開き通路とし南門を封じその東方に門を開き通路としてゐる。北城の北門東門南城の東門は昔のまゝである。さて問題は横城中央の門址である。之はその掩堡が南城側に突出せる點に因り北城を以て南城築造以前の古城説を産む重因となつてゐる。北城の南門であり又南城の北門に當る。近年此の門址を中心に南北兩城の新舊説が學者の間に論議され未決定の謎題である。されど余の實測せる所に據れば此の横城には問題の門址を除きその東西に各一門が存在する。此門に就ては從來何人も注意して

白城ノ宮殿址實測略圖



一四

ゐない。南北兩城の新舊を考定するには見通し難い點と思ふ。即ち南城の東北隅から西へ四百五十四米にして北城東邊の最南端と接し之から二百六米餘にして長さ十二米の門址がある。南城の東北隅から六百六十米の地點に當る。此の門址から更に西へ現に問題とされてゐる北城南門を越へて六百六十六米にして荒廢した門址がある。然も此の横城はその西半部は殆んど崩壊し原形を留めてゐないので門址の如きも明確ではないが大體十二米と推定した。此の門址に立つて南望すれば宮殿址東側の牆壁址にそめて一直線に南門と相對して居ることを知る。此點大いに考ふべき事と思ふ。更に此の門址から西に六百六十一米にして西邊城壁に達する。中央城壁の總延長二千十一米から門址の距離二十四米を控除し三分すれば六百六十二米平均となる。此の均分したる二個の門址は南城の北門と見るべく現在の中央に貫通せる門とは無關係のものである。尤も此の二門には南北何れにも掩堡の跡を見ない。但し城壁上に立ち東から西を望めば門址は南側よりも北側に突出して居る。南方に掩堡を有する中央の門とは正反對である。たゞ城壁に立つて望見すれば東方に於て北城側著しく高く又西方中央部に於ては幅二十八米深二米六七に及ぶ濠の形を存してゐる。そこで此の横城は一見したところでは北城の南邊と見ゆる。北城舊しとの説が産れるも無理はない。然し此の横城にある東西二所の門址は之を無視することは出来ない。南北兩城の新舊説に對し何等かの解決を與ふる鍵鑰であらう。

第二節 官殿址の大観

一、宮殿址の大観

宮殿の遺址と稱する一部は南城の西寄の高台である。元來漢人種の宮殿建築は都城の中央をトして營造するのが通例である。此の白城の宮殿址は漢人種ならぬ女真人の宮殿だけに南城の西南部に位置せる點、全く漢式宮殿とは趣を異にしてゐる。たゞ宮殿が南面の形式ある點は同一である。さて其の遺址を通観するに台地と云ふも總てが耕された畑地である。周邊に比し、一米乃至二米内外の小高き六つの台地が相次いで南北に排列せるを見る。その最南端には四個の土丘がある。是等の台地には今已に礎石の配列を缺くも一見して之が建築物の遺址なることを認め得る。その區劃は東西約五百四十六米、南北約六百米に亘り、東西に短く南北に稍や長き一部である。その中央部が宮殿の遺址である。所謂大内宮闕は南北六百米、東西百米的間に置かれたものと思ふ。その東西は均しく百八十米にして、各五米の小徑となつてゐる。此の地區は別宮及び文武の政廳其他が設置された場所であらう。五米の小徑も當時墻壁の迹と考へらる。之から又東は四十二米にして幅約一米の小溝を隔て、平地に連り、西側は三十四米にして高さ約一米の台地に接して居る。東西兩方共に此處までが宮殿址と認むべきものであらう。然も西側は此處から西方百三十七米にして西邊の城壁に達する。南方は俗に午朝門と稱する土丘から五百四十六米にして南邊の城壁に達する。また宮殿址東端から東邊の城壁までは一千三百四十九米の距離がある。北方は宮殿址の北端から約四百米にして横城の門址に達する。此のように南城に於ける宮殿の位置は甚しく城の西側に偏在

してゐることを知る。

ところで此の一部も亦すべて民有地として粟、大蒜等の耕作地である。宮殿建築に使用された礎石はその昔阿城縣城に運搬し去られ現場に残存するものは僅かに兩三個のみ従つてその配列は復原の方法がない。此の宮殿地帯の耕地を踏査するに宋白磁の破片は隨所に散亂し之を手によれば龍紋唐草模様の美麗なるものである。當年宋の汴京に入寇し徽宗、欽宗の二帝を始め府庫の金銀財寶を盡く將來した金軍である。是等の破片もその一部であらう。農夫が地下から發掘した磚瓦の破片は亦隨所に堆積されてゐる。裏面はすべて條目所謂繩目がある。又最北端の台地附近に限り光澤ある琉璃色鮮かな綠釉瓦の破片が最も多く散亂してゐる。素焼の瓦片も少くない。惟ふに此の宮殿址こそ當年金太祖阿骨打を始め太宗、熙宗、海陵の四世約四十年に亘り南面した場所である。遼の天祚帝、宋の徽宗、欽宗、兩皇帝もすべて一介の俘虜として此處に率かれ、此の地上に北面跪坐せしめられた。春風秋雨八百年、今や興亡すべて夢と化し、金朝勃興の盛時を偲ぶには餘りに荒廢して居る。

二、宮殿址の實測

宮殿址の全體に亘る實測は今日必らずしも不可能ではない。たゞ遺憾に思ふ點は宮殿のすべての部分がその礎石を奪はれ盡く耕地と化し、當年石垣或は石階の存在したと思はる場所までが耕作の關係上全面的に切崩され緩傾斜の畑となり、各殿址の區劃を明確に判定し難いことである。南北の排列は臆氣ながらも、その段層を推定し得るも、東西の段層は殆んど測定し難い。兩側の墻城或は廻廊と幾何の距離にあつたものか。之を明確になし得ない。されど東西全體の距離が百米であり、

すべては百米以内であつた事は申すまでもない。中央に獨立した殿址とその兩翼が東西に延長せるものと兩様あつた次第だ。因つて各殿址に就き東西の測定は暫らく措き其の南北の距離を最南端から順次北に向つて實測説明するであらう。先づ宮殿址の最南端には土人が午朝門と呼んで居る大小四塊の小丘が東西に駢列して居る。之は當年宮殿の正門址であらう。東西兩端の小丘が最も大きく且つ高い。約五米に近い。中央二個の小丘によつて三門に區切られてゐる。中央は廣さ六米その左右は各五米である。正面は正門であり、その左右は副門であつたに相違なく、此の午朝門と云ふは相當廣い面積を有し東西七十米南北は正門の個所に於て三十二米である。惟ふに此の正門の原形は今日之を想定し難い。たゞ四塊の小丘と三門に區切られてゐる點から觀て、北京紫禁城の午門を小規模にしたものではなかつたらうか。宋使許克宗の行程録に見ゆる桃源洞紫極洞と關係あるものだと思ふ。

さて此の午朝門から北へ四十米を隔て、第一の台地がある。台地と申しても極めて低い。之を假に第一宮殿址と呼ぶ。南北は約二十八米と測定し得るも東西は明かでない、大體五十米見當だ。之から北へ八十米を隔て、第二の台地がある。之を假に第二宮殿址と呼ぶ。此の台地は第一の台地に比し稍や少しく高い。面積も相當に廣い。亞字形を爲し南北五九米、東西六十米餘りである。當時の宮殿正殿址と思はる。之から北へ四十米を隔て、第三の台地がある。之を假に第三宮殿址と呼ぶ。此の台地は第一宮殿址と同様に南北二十八米にして、其の高さも亦略は同様である。之から北へ六十七米を隔て、第四の台地がある。之を假に第四宮殿址と呼ぶ。此の台地は宮殿址と稱する各台地中に於て最大且つ最高の台地である。南北五十米、東西七十米に近い。然もその南面當年玉

階のあつたと覺しき地點の如きは五十五度位の急勾配を爲し、南方午朝門附近に比し約二米の高さを見る。それに此の第四宮殿址はその背後に二十六米に亘る同一の台地を以て第五の台地と連接して居る。之を假に第五宮殿址と呼ぶ。南北三十米、東西約七十米である。中間二十六米の台地は第四、第五の兩宮殿を繋ぐ步廊の迹ではあるまいか。第四、第五及び中間の台地は本來連續したもので之を別々に區別することが誤りであるかも知れない。之から北へ二十七米を隔て、第六の台地がある。之を假に第六宮殿址と呼ぶ。此の台地は東側のみである。南北四十米、東西五十米である。台地の西側は低地あり、始めから台地であつた形迹は見へない。之が宮殿址としての最北端の台地である。午朝門の南端から第六宮殿址の北端までの總距離は五百三十八米となる。之から北に六十米餘にして宮殿後方の墻壁址と覺しき一線に達する。此の實測に因り宮殿址は東西百米、南北約六百米、その面積は六萬平方米と測定する。また宮殿址兩翼の場所には當年宮殿の別宮を始め文武の政廳等が置かれたものらしい。現在建築物の遺址と推定し得る台地が遺存してゐる。

三、宮殿址の發掘

さて是等の台地はその規模から觀るも之を宮殿の遺址と認定することに躊躇しない。從來種々の出土品に徴するも之を證する事が出来る。一方歴史家考古學者の研究調査も之と一致して居る。然しその調査は表面的に限られ、親しく現場を發掘された事實はない。余は白城の調査に際し、此の宮殿址を發掘した。但しその場所は民有地であり、已に耕作期に迫つてゐたので、大規模の發掘は遠慮し、是等の台地に就て夫々小規模な發掘に留めた。發掘による出土品としては語るべきものはなかつた。されど特筆大書せねばならぬ點は、是等の台地が表土一尺二三寸程度にして地下一面に

瓦を敷き詰めてあることの発見である。之れ明かに建築物の遺址である。宮殿址たることを確認する証據である。此の發掘に就ては阿城師範岡田教諭の援助を受けること最も多大同時に同師範學校生徒五十餘名の應援を得て實行するを得た。第一日は宮殿址最北端の第六台地の發掘に終始し、第二日は順次南方に第五、第四、第三、第二、第一の各台地に就いて、その中央部を各一坪或は縦横の細溝の發掘を進めた。但し第六台地のみは廣さ四五坪に亘り發掘した。次に各宮殿址に於ける發掘の概況を説明するであらう。

一、第一宮殿址

午朝門の中央門址に直線上の位置を發掘し凡そ一尺四・五寸にして床に達し、一面に磚を敷き詰めた迹を確認した。

二、第二宮殿址

第一宮殿址と同一の位置を發掘した。地下一尺四・五寸にして磚瓦の破片と石灰を使用した迹を見た。整然たる排列は見なかつたが破壊された迹らしかつた。南方石階のあつたと覺しき場所には何物も遺存しなかつた。

三、第三宮殿址

台地の中央部を發掘し一尺四・五寸にして磚瓦を一面に敷き詰めた形迹を確認した。

四、第四宮殿址

地下一尺四・五寸にして磚瓦の破片は無數に出土した。整然たる磚瓦の排列を發見し得なかつたが當年破損したものと認めた。

五、第五宮殿址

地下一尺四・五寸にして磚瓦を一面に敷き詰めた床跡を確認した。

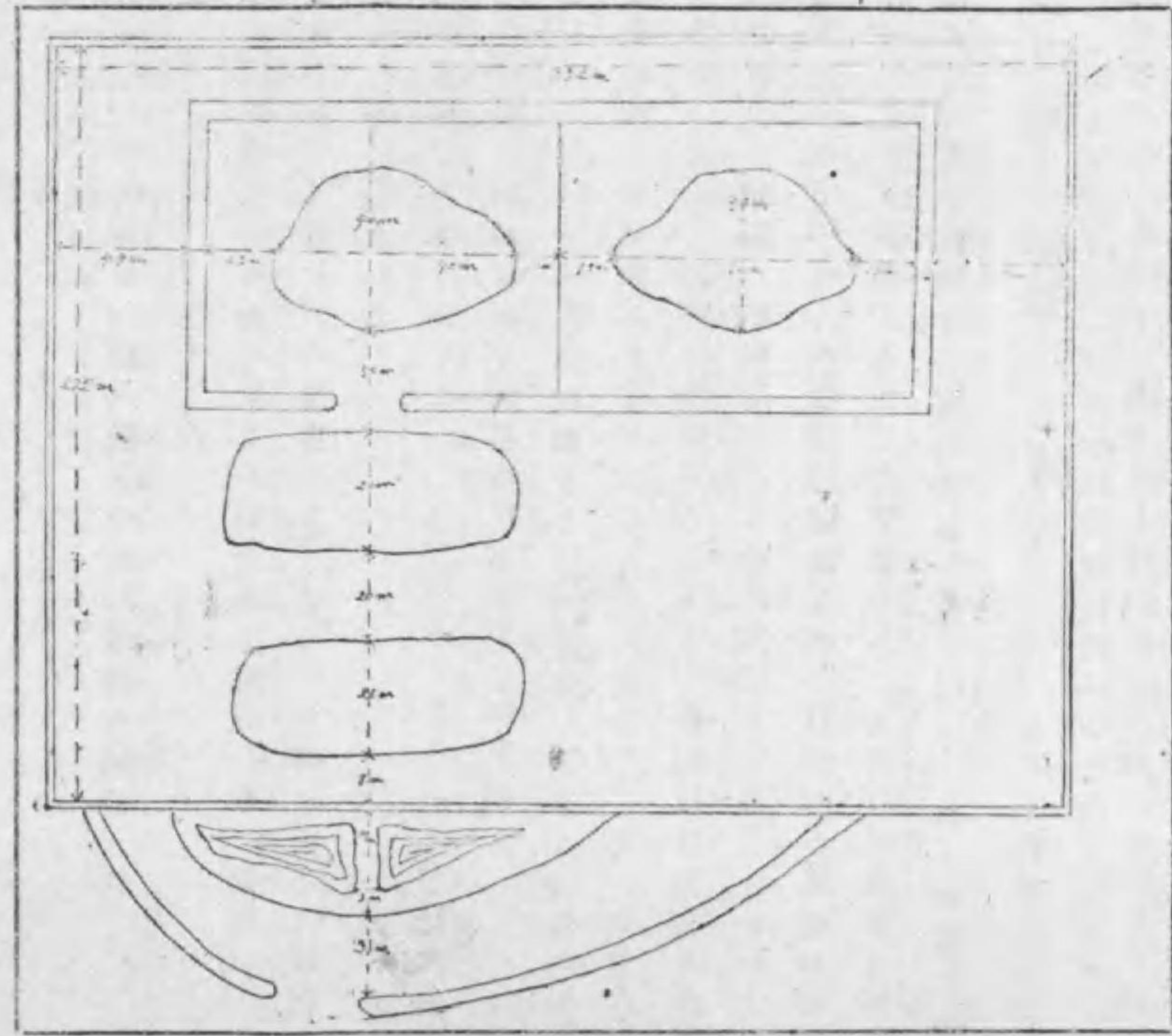
六、第六宮殿址

地下一尺二寸にして磚瓦を一面に敷き詰めた床を發見した。磚瓦は一尺四寸平方、厚二寸、裏に繩目あり、東西五米、南北三米餘に亘り發掘した。且つ中央部を南北に發掘し、火災の焼灰、綠釉龍紋瓦の火に焼けたもの等が出土した。是等の各台地が宮殿の遺址であつた。ことは確實である。表土一尺四・五寸にして當年宮殿の床に達する位だから。礎石も阿城縣城運搬以前は原位置を保ち排列し、その上部を地上に出してゐたに相違ない。惜しいことには一枚の見取圖もとらず運搬し去られ、當年の状態を窺知し難い。従つて是等宮殿址を金史所載の各宮殿に比定することが出來ない。例へば太宗が宋徽宗、欽宗の二帝を接見した乾元殿の如きは恐らく第四宮殿址であらうとの推測は出來るも推測以上には進まない。尙ほ第六宮殿址は金世宗が東巡一年間起居した光興宮址ではあるまいかと思ふ。之は第六宮殿址附近に散亂する琉璃瓦と地下の磚とか、世宗の臨澗亭址と目すべき城東小城子琉璃瓦、磚と全然同一品であることに基く。之れ又推測である。之を要するに是等の宮殿址は其の全體に亘り大規模な發掘を實行すれば必らず當年宮殿の全面的構成を知り得る。且つ相當の出土品を見ることと思ふ。

第三節 小城子の土城

白城の東方阿什河に近く小城子と稱する土城がある。南城東門から約三里の地點にあり、長方形

小 城 子 實 測 圖



の土城で、その名のように小城だ。東は阿什河の流に臨み、西は白城を控へ、白城の宮殿に對する離宮とも申すべき位置にある。然も此の土城の方位は白城に異り、其の磁針は城壁四隅を指し、城門は正確には南面してゐない。東南否寧ろ南東とも稱すべき位置となつてゐる。従つて此の城門は阿什河に向つて開かれ、東面せるものと見る。城門は一門であり、掩堡を有し、その下は池となつてゐる。また北方の城壁外は阿什河に連る池である。西及び南の邊は耕地だ。此の城内も亦盡く耕地であり、民有地である。高粱粟の切株が簇立せるところ、城の中央部に二個の台地が相並んでゐる。それに城内一面に琉璃瓦の破片無數に散亂し、礎石の配置こそなければ一見して之が建築物の遺址なることを認め得る。

さて此の土城を構成する周邊の土壁は高さ一米七〇、上部廣さ一米、底部八米である。北邊の一部が決潰し、城外の池と連続せる箇所を除き、大體原形を保持せるものと思はる。各城壁の距離は東西の兩邊は三百五十二米、南北の二邊は二百三十二米であり、東西兩邊は南北兩邊に比し、百米だけ短い。城門址と掩堡との直徑距離は三十一米である。門址は高さ約五米の小丘が對峙し、此間三米であり、奥行十七米である。此の門址は東南隅までの距離は百十五米、東北隅まで二百十三米五である。

さて此の門址から西へ八米を隔て、第一の台地がある。台地と申しても、その前後に比し、少しく高い程度に過ぎない。之が建築物の遺址なることは、認定される。東西二十米、南北の幅員は明でないが、約二十米前後であらう。此の台地から西に二十米を隔て、第二の台地がある。之れも亦第一の台地と同程度のもので、東西二十米、但し南北は不明。此の台地から更に西方に五十米を隔て、第三の台地がある。此の台地は内で最も高い。然し門址附近から見ても、一米を出でない。東西十米、南

北七十米相當に廣大なる台地だ。此の台地に隣し、その北側に三十八米を隔て、之と殆んで同一の台地がある。東西四十八米、南北六十米である。南隣の台地に此の東西は八米大きく、南北は十米小さい。大體に於て同一の台地と見る出ることが出来る。惟ふに此の二つの台地は正殿副殿とも稱すべき關係をもつた建物の遺址であらう。兩殿の周圍に牆壁址と見るべき遺址あることと認められる。

此の地勢に因つて考察するに、此の小城子は白城と無關係とは考へられない。殊に城中には礎石こそ見ないが、白城の第六宮殿址附近に最も多數に散亂せる琉璃瓦と同質の綠釉瓦の除片が城内一面に散亂せることは最も注意すべき點と思ふ。此の見解に基き城内中央の第三台地即ち正殿址と目する地點を發掘して見た。果然地下一尺五寸にして白城に同様一面磚を敷きつめた床の一部を發見した。磚は方一尺二寸五分厚二寸、裏に條目あり、白城第六宮殿址下の磚より稍や小いが大體同一である。同一年代の作品なることは疑ふの餘地はない、地上の琉璃瓦と謂ひ、地下の磚と謂ひ、白城第六宮殿址と一致し、相當の關係あることを認めねばなるない。惟ふに此の小城子は金史卷二十四地理志、上京路の條に「有雲錦亭有臨瀛亭爲龍鷹之所在按出虎水側」と謂へる雲錦亭臨瀛亭の遺址であらう。また金大定二十四五年世宗皇帝が上京に駐蹕した時代、金史に「幸按出虎水臨瀛亭」とあり、按出虎水は今の阿什河である。雲錦亭臨瀛亭の美名既に一種の離宮である。此の小城子は東北一帯は阿什河に連り、暑を避け涼を趁ふに快適の地だ。金史所謂雲錦亭臨瀛亭は此の小城子のことと思ふ。城内二つの殿址は北が臨瀛亭、南が雲錦亭ではなかつたか、斷言は出来ないが、金時白城に對する離宮址と見ることに異存はあるまい。此の土城に就ては尙ほ精細なる調査を必要と信ずる。

附記 昭和十二年四月、白城の調査發掘に就て阿城縣參事官宇都宮仁、同副參事官眞下福來の兩氏並に濱江省立阿

城師範學校教諭岡田治三郎氏の援助を受くること最も多大であつた。茲に芳名を記して厚く感謝の意を表する。

第四節 寶嚴大師墓塔碑

上京寶勝寺前管内都僧錄寶大師塔銘誌は金大定二十八年の建立である。寶嚴大師は金大定年間の名僧にして、夙に上京に駐錫し、その高德を敬慕された。大定三年勅賜紫衣、詮圖大德たり、翌四年上京都僧錄判官に榮遷し、傳妙大德を受け、同七年都僧錄寶嚴大師と爲つた。大定十五年六月二十五日遷化した。越へて大定二十八年、その門人志敏等が墓前に六稜の石塔を建て、之に銘を刻した。此碑即ちその墓碑である。銘刻の碑身は高三尺、每面上部平均一尺五分、下部平均一尺一寸八分である。其の形體は遼金時代の經幢に類してゐる。元來寶嚴大師の墓は白城西北方の高地に在り、此の墓塔は倒壊し半ば地中に埋没してゐた。明治四十二年六月、此地を踏査した白鳥庫吉博士に因つて發掘された。此の碑文に因つて白城即ち金上京會寧府の遺址なることを決定するの資料となつた。此の墓碑は當時賓州知府李樹恩之を知り、賓州に運搬せしめ保管した。後年に至り賓縣城北門外の農林試驗場内に建て保管した。賓縣志卷三の五十九に、

金碑 縣城北門外農林試驗場有金上京會寧府古碑一高五尺、寬二尺、形六稜、上有蓋、清宣統元年由阿城縣白城掘出、經知府李樹恩命運於此以資考古

とあるに當る。康徳五年四月、哈爾濱博物館主任福島一郎氏が之を知り、人を賓縣に派し、之を哈爾濱に運搬し來り、現に博物館の前庭に置く。北滿地方に於ける金代の遺物として珍重すべきものである。

次にその塔銘誌の全文をあぐ。

第一面 上京寶勝寺前管内都僧錄寶嚴大師 塔銘誌師本臨潢府保和縣人也俗姓于氏天慶季生幼小異於童蒙至十一歲父母許放出家尋禮到本府興圖寺講律沙門覺宗爲師訓名裕超其知慧疎利舉止不俗乃異於人也至皇統元季試經受具大戒常誦法華經晝夕無替孜孜香火未嘗有懈後歷方所觀高德者聽習大華嚴經妙解深極於宗趣矣至天德三季得屆上京伏蒙

第二面 東宮太后旨請住興王寺開演大華嚴經講聚徒二百餘人皆聽博學說者慕之至貞元二季寶勝寺臨壇宣戒大德智彥等堅請本寺攝持至正隆元季四月內官京仕庶豪貴人等禮請復開大華嚴經講徒滿三百其口聲名已播京華自後諸師舉薦附於口學輪口至正隆三季口京諸師保興本京臨壇受講口大口至定三季勅賜紫衣詮圖大德至定四季榮遷本京都僧錄判官受傳妙大德至大定

第三面 七季改受都錄寶嚴大師其於救度利生口雲雨之會口限數而以口口至大定十五季六月二十五日午時願緣而逝俗壽六十二僧夏三十五擇日茶毗訖 師之福慧如山之高水之深師之因緣如龍之雲虎之風非口然者也善乎歌者使人繼其韻善乎教者使人繼其風其諸門人皆孔翠羽毛棠棣之輩而已其諸弟子孝悌之深擇日葬之命工匠建塔旣畢堅告作銘勒而書之乃爲銘曰

示生非生 示滅非滅 雲散長空 一輪孤月
名實無當 身世何常 聚散會別 夢覺電光
西樓秀出 金源榮昌 累遷名職 道德馨香
性海湛寂 教風榆揚 坦然无住 悲戀感洛
造塔畢工 靈骨石槨 層層聳然 雲霞長幕

第五面

永庇子孫

聲光輝燦

維大金大定二十八年歲次戊申月丙午日壬辰高門人沙門 志 敏等建

法孫沙門 惠 英

門人沙門

門人沙門

門人臨壇宣密大德講經沙門 性 貞

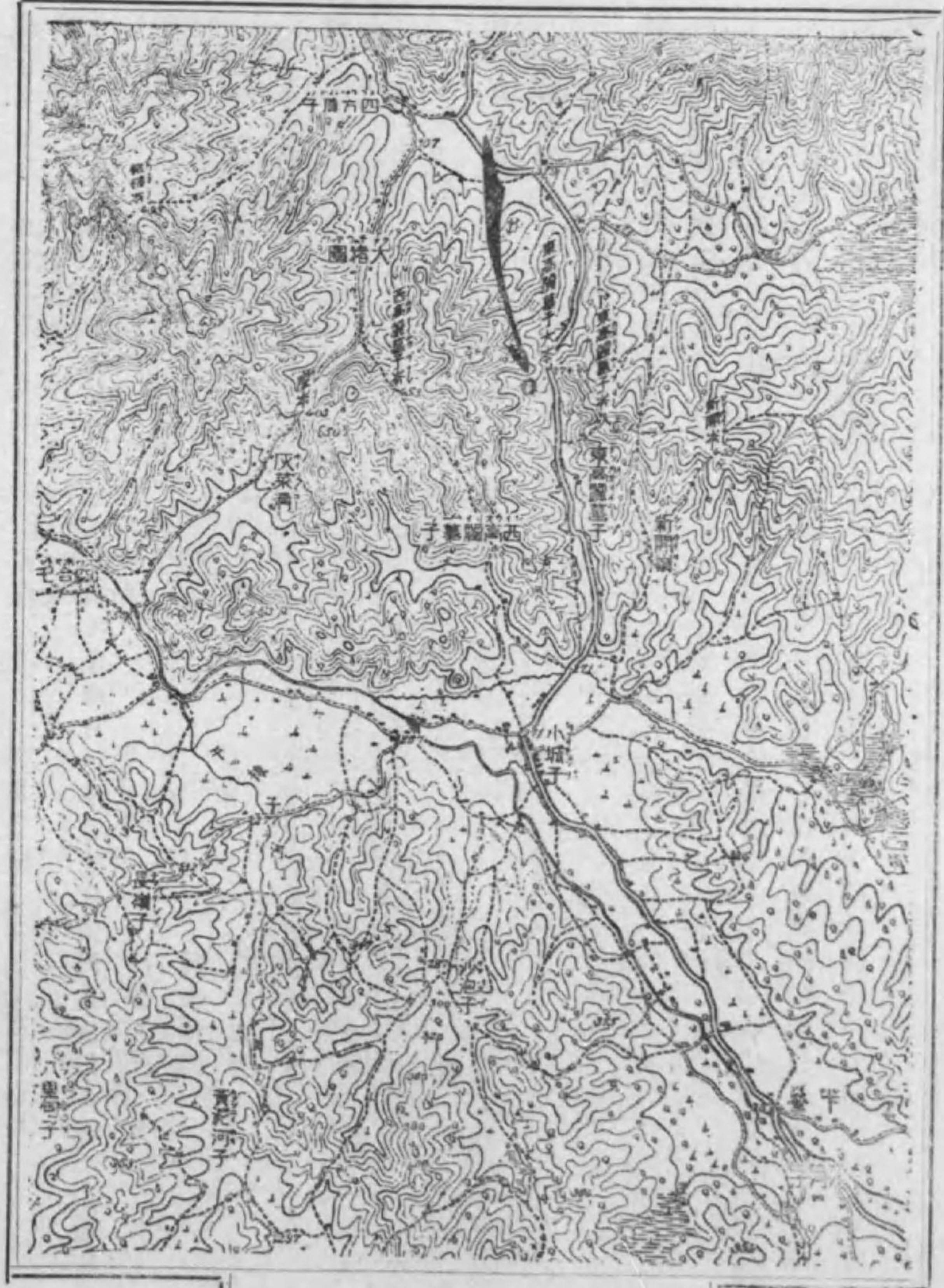
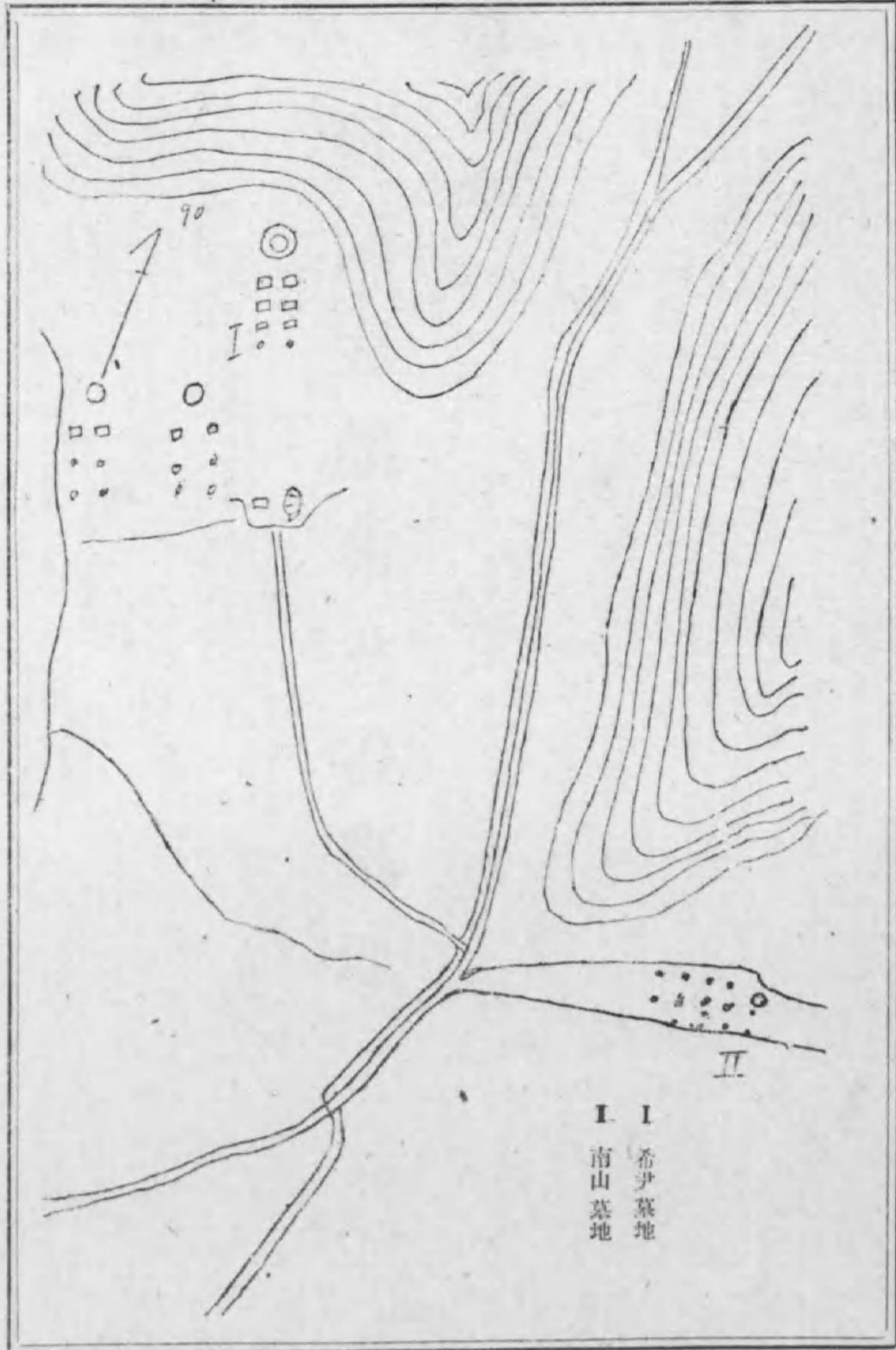
供奉班祇候 清河 鎬書

光林寺西堂差人 廣 明撰

刻石匠弘農 士 才

第六面

完顏希尹墓地見取圖



舒蘭縣小城子附近地圖

第三章

舒蘭・完顏希尹の墓地

第三章 完顏希尹の墓

一、まへがき

完顏希尹は金朝開國の功臣であり、又女眞文字の製作者として有名なる人物である。金熙宗の天眷三年九月二十二日、讒に遇ひ其の二子と共に死を賜ひ非命に斃れた。金史卷四本紀第四(熙宗天眷三年九月癸亥の條に

癸亥殺左丞相完顏希尹、右丞相蕭慶及希尹子昭武大將軍把搭符寶郎漫帶

とあり、之れ今を距ること實に七百九十八年前に當る。その墳墓は吉林省舒蘭縣小城子を距る東方八里の東高麗墓子に在り、年代の久しき荒廢其の極に達し、墓域は開墾されて高粱畑と變じ、その遺骸を葬つた丘墳は盜掘されて居る。但だ金世宗の大定十七年勅命に因つて建立された大金故左丞相金源郡貞憲王完顏公神道碑のみは尙ほ巍然として墓前に屹立してゐる。石人石獸、僅かに舊位置を保つも半ば倒壊し亦黙して語らず轉た寂寥の感なきを得ない。

二、墓地に関する文献

さて完顏希尹に就ては金史に其の傳あり有名なるも、其の墳墓の所在に至りては全く世に知られなかつた。金元明三朝の文献には何等載する所はない。之は舒蘭縣地方が數百年來人跡未踏の深山であり、殊に金代は勿論元明二朝を通じ女真人の割據した地盤であり、文化人たる漢人の入境する者絶無であつた結果、此の墓地も此の巨碑も多年茂樹雜草の間に封せられ世と人とに知られなかつ

たものである。それが清代に至り、其の存在が始めて一部人士に知られたものと見へ、康熙版盛京通志卷之第二十七(陵墓)に

完顏希尹墓 即葉魯谷神金章宗以希尹始製國字。加封贈立廟於上京納里渾莊。歲時致祭。其墓應在今烏喇界內。舊址無考。

と記載し、その墓墳が烏喇、今の吉林界内に存在することを載せてあるも、舊址無考と謂ひ、その所在を明記してゐない。當時吉林界内に在ることは知りながら、その所在は明白にする事が出来なかつたものらしい。大清一統志卷四十六(吉林八)は、

完顏希尹墓 通志金章宗時以其始造國書立廟上京歲祀之墓在寧古塔境內

とせるも、之は盛京通志の抄録改削に過ぎない。新事實は見られない。かくて其の所在は清末に至るまで知る人がなかつた。

然も之が所在を始めて世に傳へ神道碑の全文を紹介したものは、光緒十七年編纂の吉林通志卷二百二十(金石二十)を以て嚆矢とする曰く。

金完顏希尹碑 高口尺口寸寬口尺口寸正面二十七行碑陰二十四行五十六字正書額題大金尙書左丞相金源郡貞憲王完顏公神道碑篆書在吉林府東北二百里小城子……

それ完顏希尹の墓が吉林府の東北二百里の小城子に在ることを明記した最初の文献である。惟ふに吉林通志の編纂に當り全省に亘り資料を蒐集した際、此碑は発見されたものである。此の神道碑の全文も吉林通志の所載以後交通不便且つ匪賊の危険ある山間の僻地に在るために拓本として流布さるるものなかつた近年に至り始めてその拓本は將來され、滿洲に於ける金代最大の古碑なる

ことが知られた。

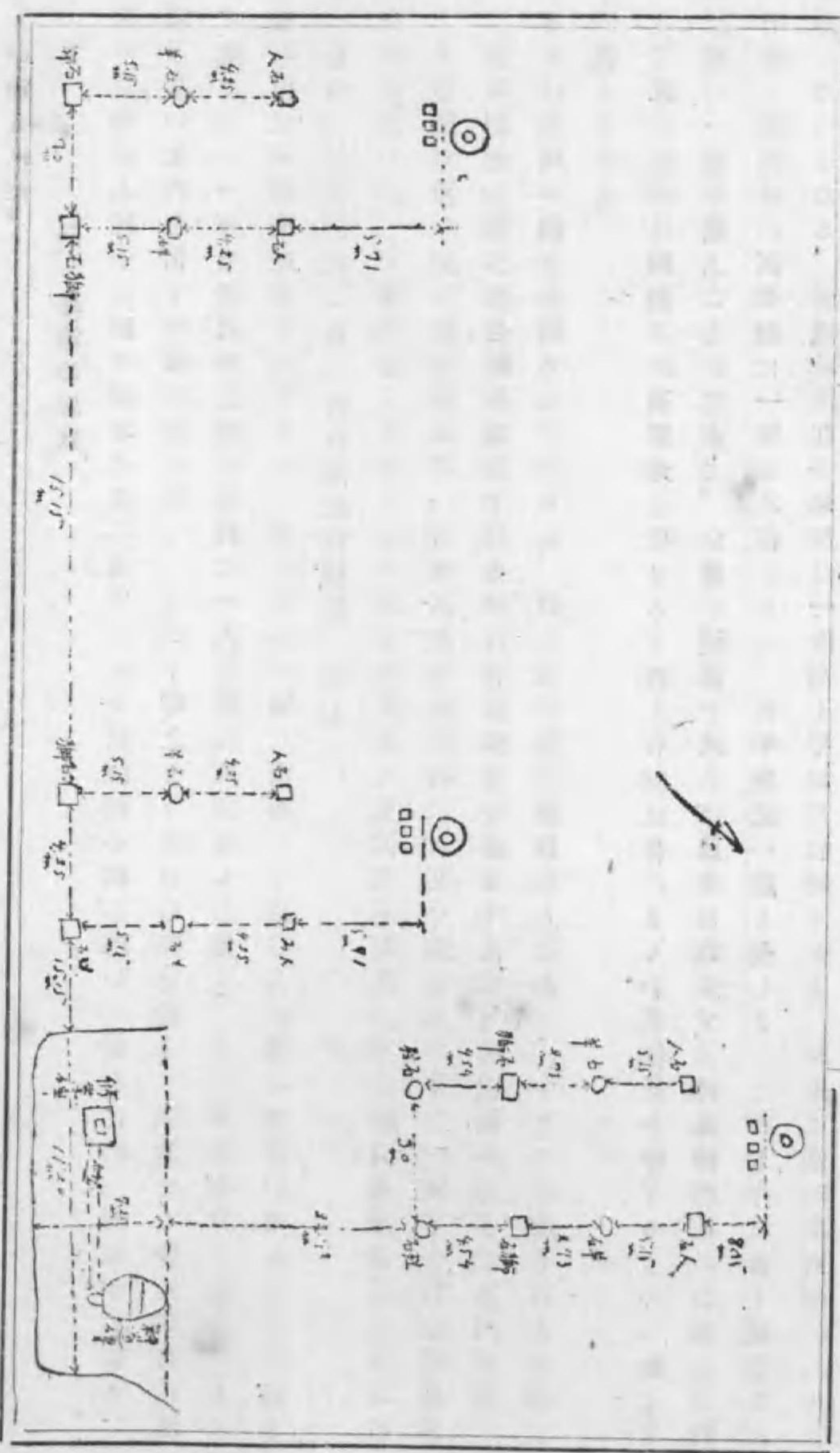
三、墓地の現状

其の墓地は小城子を距る東北八里の山中に在り、拉濱線小城子驛から東北に約一邦里半に當る。小城子鎮の北門を出て平蕪の間を行くこと約十町之より山谷の間を縫ふて開通せる警備道路に沿ふて進むこと一邦里餘、道路左側の山腹に一大巨碑の屹立せるを見る。之れ完顏希尹の墓地である。背後の山は所謂高麗墓子山である。墓はその中腹に南面して設けられ實に形勝の地を占めて居る。此の墓地の狀態に就て、東三省古蹟遺聞續編(二四、七)に、

金完顏希尹墓 舒蘭縣治之巽方三區小城子鎮東北八里、俗名高麗墓子、有古陵蔚起、陵後石人石馬、石羊等羅列、兩行頗具勝概、陵前有一巨碑、巋然獨峙、修約二百英寸、廣當其四分之一、碑下有石廡、最碑爲風雨剝蝕、全體多破裂、斷紋罅隙十餘處、加以苔痕、麟篆字跡強半漫滅、可模索而碎認者十無四五焉。とあるは墓地の現状を語るものである。但し右の文中「陵後石人石馬……」とあるは「陵前石人石馬……」の誤りである。

さて此の墓地は開墾され高粱畑と化せるも、石人石獸は昔のまゝの舊位置を保てるものゝ如く、金代墓制の一端を窺ふことが出来る。山麓の溪流を渡れば墓前に屹立する神道碑所在の台地まで約二町餘り緩傾斜の高梁畑に一條の小徑がある。往年參道の跡と覺しきところも今は盡く破壊され耕地となつてゐる。神道碑所在の場所は一段高く平坦な台地である。此處は當時東南西の三方は石垣を築き正面に石階があつたものと思ふ。今は完全に破壊されて居る。此の台地は東西十一米二〇、南北七米二五あり、東側に勅建の神道碑、西側に二米四二を隔て、吉林將軍長順の修築碑あり、均

完顏希尹墓地實測圖



しく南面して立つてゐる。此の神道碑から北方に二十二米七二を隔て、先づ墓道の左右に三米の間隔を以て高さ一米八二の石柱(八稜一邊二センチ)が立つ。次に四米五四を隔て、石獅がある。其の次に二米七三を隔て石羊がある。更に五米一五を隔て、石人がある。いづれも各一對左右に相對し、故人の英靈を萬古に守護してゐる。此の石人から更に八米一五を隔てた山腹が丘墳の位置である。當年讒にあつて非命に斃れた金源郡貞憲王完顏希尹の遺骸は此の山上に安葬されたものである。然も其の丘墳は數次匪賊其他に因つて盜掘の厄に遇ひ、現に一塊の封土なく、反つて東西五米四五、南北四米深一米七〇の大墳穴を見る。内部には一物をも留めず、附近に石槨の破片と認むべき細長き綠泥片岩散亂し、泥土堆積見るも無慘なる狀景である。墳穴の背後は山頂に連る傾斜である。此の完顏希尹の墓に隣し、其の西側に亦一段低く一群の石人石獸に護られた墓地を見る。之れ完顏希尹の父子兄弟の墓である。此墓は神道碑と平行し、その台地から西方に十五米一五を隔て、石人石獸がある。四米二五の間隔を以て相對して居る。最南端に石獅がある、之から北に五米一五を隔て、石羊あり、四米二五を隔て、石人が立つ。石人から五米七一を隔て、墳墓がある。墓前に小碑の台石二三の散亂せるを見る。墳墓は全く封土なく、盜掘した形迹がある。此の墓から西に又十五米一五を隔て、同一形式の墓がある。石獅、石羊、石人各一對の間隔が七米であり、石獅から石羊、石人墳墓間の距離は、東隣の墓地と同一である。此の墓前にも小碑の台石が二三轉がつてゐる。此の二個の墓地は吉林通志卷二百二十、金石三十一に、

□ 同三司代國公之墓
太子少傅之墓

奴哥馬郎君之墓

畏合裴羊古之墓

悟登明威之墓

阿尹太夫人之墓

按六碕均在完顏希尹墓碑左右十餘里每碕之右書大定十年歲次庚寅十一月丁丑朔初八日甲申謹記首作圭形面刻雲水紋代國公四碕高一尺七寸馬郎君裴羊古二碕高一尺五寸廣八寸字大二寸許作徐浩體以地與史證之代國即歡都太子少傅則歡都太子希尹弟謀演也……爲千戶天輔五年卒天會十五年贈太子少傅餘四碕蓋亦歡都之族合葬於是大定十年始補立墓碕耳。

とあるに當る。但し完顏希尹墓碑左右十餘里」と云ふは希尹墓碑右側十餘歩の誤りである此の記述に因つて往年六碕の墓碑が立つてゐた。今は悉く破壊され一碑も墓前に立つてゐない。僅かに「奴哥馬郎君之墓碑一碕のみが略ぼ原形を保つてゐるのみ。然も此の墓石は今後の散逸を恐れ奉天に運び來り國立博物館に保管する事とした。その荒廢實に驚くの外はない。

四、勅建の神道碑

金世宗勅建の神道碑は碑身高一丈幅四尺五寸厚一尺三寸五分篆額高三尺である。また最廣は地上高一尺三寸首尾の全長六尺七寸に及ぶ。因つて此の神道碑は地上約一丈五尺の巨碑である。之れ滿洲に現存する金代の古碑として最大の巨碑である。之に優る巨碑はない。神道碑の周邊を見るに創建の當時之に相應する碑樓が設けられ此碑を保護した形迹あり礎石の破片らしきもの或は瓦當瓦片の散亂し就中其の瓦紋は他に類例を見ない。恐らく金代の瓦片紋様と見ることが出來よ

尉太原郡開國伯食邑七百戶賜紫金魚袋臣 王彥潛奉 勅撰

兒臨時果斷乃能增多前功扶翼 聖統孜孜奉國知無不爲自

田是大忤后旨得罪曖昧或者以爲后之讖焉性尤喜文墨征伐所

先生晨夕教授其義方如此天德初追封豫國王諡曰貞憲以雪其

太宗廟庭合祠□□之以爲銘臣彥潛再拜稽首竊推

□□遂爲世家今丞相守道亦克□荷□光□

共美 邢公之孫 戴公之子 維時戴公 碩大孔武

兒道 武元戴旆 從以周旋 奉命有光 料敵無前

□□ 帝命王曰 爾監師征 克汴之日 先收圖籍

□附 王發摘之 如神之捷 火未及燄 先事撲滅

□艱 如周管蔡 如漢胥且 乃心皇家 緊王之忠

不共 予職當然 患匪予恤 明明天子 灼見前失

似之 死而不亡 於王見之

大金故左丞相金源郡貞憲王完顏公神道碑

翰林直學士中大夫知制誥兼行秘書少監虞王府文學輕車都尉太原郡開國伯食邑七百戶賜紫金魚袋

奉直大夫大名府路兵馬都總管判官飛騎尉賜緋魚袋

明威將軍東上閣門使兼行太廟署令上騎都尉平原縣開國子食邑五百戶

今天子紹休 聖緒圖任今太尉左丞相漢國公守道為股肱心非惟取其

上嘗因清燕願謂丞相曰朕聞 祖宗實錄見乃祖烈深用嘉歎丞相

先王爾祖其從與享之豈不然哉故左丞相金源郡王幼名谷神自會祖完顏部名與

國稱之曰賢其贈開府儀同三司耶國公祖統遜事

足自 世祖嘗曰吾有桓篤何事不成贈開府儀同三司戴國公

與其兄弟建伐遼之特與 明肅皇帝秦王宗翰皆行與

獻款曰謹奉約比其還也師圍寧江州命王以軍夷暨因攻克之及出河店

衣御馬 詔頒行之 皇弟遼王杲都統內外諸軍攻下中京王與

民衆從秦王宗翰駐兵北安招集 衛士烈來投附詳

王以千軍繼至戰敗之則殺甚衆悉獲其甲冑輕重軍及鴛鴦濼遼主已

內帑貨寶追至乙室王所居之地不及而還泉遣王諸帥捷奏 太祖

以來功多賜之金器天會二年遼主越在陰山宗翰統諸帥以銳師掩襲

追日肝復及之遼主帥百餘騎逆戰比昏王遇三敗之遼主分三隊而逸

獲其寶妃嬪公主及群侍從與諸部族之人為先經略使嘗權西南西北兩路都統

納我已獲奚契丹人我方事滅遼姑置之弗取夏為宋所侵求援於我

復遷延至克宋建立 楚畫大河為界遂盡復舊疆並還我官民由先鋒

河東而至城邑關拒守者攻之降則撫之分遣諸將破宋之諸路援兵先

籍捷奏 太宗嘉其功賜誓券以寵異之無何宋康王構自立於睢陽我軍

此行止為構耳何多殺為自是攻下者多蒙全釋追至淮陽遣精騎逾淮

副元帥議再南伐前重九二日王往緡山閱馬道見騎者二人物色頗異詰

使高六邀元帥九日出獵因伏兵舉事王馳報二帥遂執高六鞠之辭伏王

為鞵鞞所殺兩首以獻結連者前後凡數十輩約同俱發

詔往征之

士又

服勞今且有請

援立 熙宗宗誓心不能無動 帝既即位罷宗誓尚書令以為

左副元帥捷懶來朝皆黨附宗誓同力以擠王出為與中尹宗備代公左

明年詔還拜尙書左丞相封許國公宗誓蓄不臣心連結黨與宗備

內 詔詰之狀罪王舉措問暇而宗誓等已正刑典以定亂功進封

不可曰法駕所以示禮四方在禮無 帝后同轎者后藏怒未有以

希尹嘗有姦狀又召 明肅諭以 明肅諫曰希尹自 太祖朝立功且援立

錮斥之明且 詔併其二子賜死諸孫獲宥王奕世動閣機權方略以

正位中宮以巧慧當 帝意頗干預外政王社遇其漸每以正理

儒士必禮接之訪以古今成敗諸孫幼學聚之環堵中鑿圖寶僅能過

非罪正隆二年改封金源郡大定十六年 詔圖像衍慶宮明年配享

國朝之興由 昭祖以來克篤 前烈至 太祖太宗受命以有天下

今天子不承基緒以延功臣之賞王之先自邢公而不世篤忠貞

與運君臣感遇所從來久矣銘曰

古人有言 所謂故國 非謂喬木 臣質舊德 忠萃一門 世濟其美 邢公之孫 戴公之子 維時戴公

弘濟艱難 佑我世祖 肅穆 風烈彌劬 矯矯堂堂 王其克道 武元戴旆 從以周旋 奉命有光

奮銳涉漠 以口豫 移檄請夏 復舊疆土 文烈嗣服 問宋 帝命王曰 爾監師征 克汴之日 火未及燄

明略 鄴候自首 軍中不虞 亡國凶豎 禍心滔天 陰構附 王發摘之 如神之捷 乃心皇家

天眷繼統 與定策勳 創制立法 作新人文 無何師保 交構內艱 如周管蔡 如漢胥且 乃心皇家

執訊悖逆 繫王之功 王曰豫職 惟正之從 私謁不行 豈予不共 予職當然 患匪子恤 明明天子

廼命王孫 仍世作相 無念爾祖 猶其克壯 維其有之 是以似之 死而不亡 於王見之

金源郡貞憲王完顏公神道碑

學士中大夫知制誥兼行秘書少監虞王府文學輕車都尉太原郡開國伯食邑七百戶賜紫金魚袋臣王彥潛奉勅撰
大夫大名府路兵馬都總管判官飛騎尉賜緋魚袋臣任詢書

將軍東上閣門使兼行太廟署令上騎都尉平原縣開國子食邑五百戶臣左光慶篆額

聖緒圖任今太尉左丞相漢國公守道為股肱心非惟取其功蓋亦重其世功耳

謂丞相曰朕聞祖宗實錄見乃祖烈深用嘉歎丞相閱者莫不悚然推重其世家而歸美于

故國者非謂有喬木之謂有世臣之謂詩曰文武受命召公維翰召公是似書曰世選爾勞子不掩爾善茲子大享于

與享之豈不然哉故左丞相金源郡王幼名谷神自曾祖完顏部名與昭祖同諱以其賢明昭祖與之為友

賢其贈開府儀同三司耶國公祖統遜事太祖以祭禮會於移瀨河部長神徒門家因

嘗曰吾有桓篤何事不成贈開府儀同三司戴國公太祖以祭禮會於移瀨河部長神徒門家因

遜之特特與明肅皇帝秦王宗翰皆行與王以指結納松江鐵驪兀惹諸部鐵驪長奪刺於是

比其還也師圍寧江州命王以軍夷暫因攻克之及出河店王以指結納松江鐵驪兀惹諸部鐵驪長奪刺於是

願行之皇弟遼王果都統內外諸軍攻下中京王與奚部多知遼將兵屯襲擊之將已遁去悉獲其牧圍

輸駐兵北安招集衛士烈進來投附詳取之宗翰急追至白水濼相去不遠遼主遁以輕騎奔盡得其

戰敗之剿殺甚衆悉獲其甲冑輕重軍及鴛鴦濼遼主已前追至白水濼相去不遠遼主遁以輕騎奔盡得其

乙室王所居之地不及而還果遣王諸帥捷奏太祖西南路招討部族諸遷向內地稱旨而還太祖以王從義征

金器天會二年遼主越在陰山宗翰統諸帥以銳師掩襲追甫及之遼主棄營而遁王等以八騎出軍前窮

遼主帥百餘騎連戰比昏王遇三敗之遼主分三隊而逸王偏師又襲之於沙漠掩其不備而及之遼主驚遁惟一

續公主及群侍從與諸部族之人為先經略使嘗權西北兩路都統言遼為援據有天德雲內六館之地并招

丹人我方事滅遼姑置之弗取夏為宋所侵求援於我王辭不遜王復書責讓且理索當還之人尙

建立楚畫大河為界遂盡復舊疆並還我官民由先鋒王監宋人淪盟秦下大舉問罪王與左副元帥宗翰師趣

關口拒守者攻之降則撫之分遣諸將破宋之諸路援兵先原明年將舉師不留行既克汴諸將爭取珍異王獨先收宋圖

宗嘉其功賜誓券以寵異之無何宋康王構自立於睢陽我軍復渡河即潰潰諸城攻拔者或屠之師次東平王勸宗翻曰

何多殺為自是攻下者多蒙全釋迨至淮陽遣精騎逾淮及揚州構僅以輕舸渡江遁去還軍駐雲中王偕宗翰如燕就右

帥九日出獵因伏兵舉事王馳報二帥遂執高六鞠之辭伏王馳驛一而西京窮治反者無遠近悉捕誅之遣兵追捕余篤已

捷報所殺兩首以獻結連者前後凡數十輩約同日俱發摘發擒捕方略神速則事未易定偕宗翰還王偕太師宗翰奉

不鈞太傅非是宗誓門以王為矯詔誣辦于帝前王乃表乞還政帝未有以答太傅進曰希尹自祖宗

請王畏懼罪耳詔不允其請先是儲副虛位宗誓自而相王任政宗誓知謀出於王誠焉至是交惡深矣會東京留守

熙宗宗誓心不能無動帝既即位罷宗誓尚書令以為而相王任政宗誓知謀出於王誠焉至是交惡深矣會東京留守

捷懶來朝皆黨附宗誓同力以擠王出為與中尹宗儒代公左丞相令人告發王北征日多私匿馬牛羊奏遣使鞠之無狀告者伏

尚書左丞相封許國公宗誓善不臣心連結黨與宗儒惡王與太傅揣知陰為之備已而宗誓等反逆事發朝則執之於

之狀罪王舉措問暇而宗誓等已正刑典以定亂功進封王天眷中車駕幸燕帝當服冕乘玉輅以入後欲共戴王

以示禮四方在禮無帝后同輅者后藏怒未有以都元帥宗弼與王因酒有隙方辭還軍中帝夜遣使召至諭之曰

又召明肅諭以明肅諫曰希尹自太祖朝立功且援立陛下亦與有力願加聖念帝怒甚至拔

詔併其二子賜死諸孫獲宥王奕世動閱機權方略以則克臨時果斷乃能增多前功扶翼聖統孜孜奉國知無不為自

以巧慧當帝意頗干預外政王社遇其漸每以正理由是大忤后旨得罪曖昧或者以為后之讖焉性尤喜文墨征伐所

之訪以古今成敗諸孫幼學聚之環堵中鑿園實僅能過飲食先生晨夕教授其義方如此天德初追封豫國王諡曰貞憲以雪其

改封金源郡大定十六年詔圖像衍慶宮明年配享太宗廟庭合祠之以為銘臣彥潛再拜稽首竊推

昭祖以來克篤前烈至太祖太宗受命以有天下

緒以延功臣之賞王之先自郡公而不世篤忠貞遂為世家今丞相守道亦克荷光

所從來久矣銘曰

言所謂故國非謂喬木臣質舊德忠萃一門世濟其美邢公之孫戴公之子維時戴公碩大孔武

難佑我世祖肅穆口口風烈彌劬矯矯堂堂王其克道武元戴旆從以周旋奉命有光料敵無前

漢以口豫口移檄請夏復舊疆土文烈嗣服問宋口口帝命王曰爾監師征克汗之日先收圖籍

口鄂候自首軍中不虞亡國凶豎禍心滔天陰構口附王發摘之如神之捷火未及燄先事撲滅

統與定策勳創制立法作新人文無何師保交構內艱如周管蔡如漢胥且乃心皇家緊王之忠

逆繫王之功王曰豫職惟正之從私謁不行豈予不共予職當然忠匪子恤明明天子灼見前失

孫仍世作相無念爾祖猶其克壯維其有之是以似之死而不亡於王見之

う。然も神道碑は正面二十七行碑陰二十四行、一辰五十六字を刻し、一字の大きさ一寸五分平方である。次に其の全文を原碑同様の字配を以て示すであらう。(文中口印は文字磨滅して不明を表し、圈點は推讀を意味する)

右の神道碑と對照して見るべきは金史卷七十三列傳第十一希尹傳である。次にその全文を採録して置く。

完顏希尹本名谷神歡都之子也自太祖舉兵常在行陣或從太祖或從撒改或與諸將征伐此有功金人初無文字國勢日強與隣國交好通用契丹字太祖命希尹撰本國文字備制度希尹乃依倣漢人階字因契丹字制度合本國語製女直字天輔三年八月字書成太祖大悅命頒行之賜希尹馬一疋衣一襲其後熙宗亦製女直字與希尹所製字俱行用希尹所撰謂之女直大字熙宗所撰謂之小字遼人迪六和尚雅里斯藥中京走希尹與迪古乃妻室余睹襲之迪六等聞希尹復走遂降其旁近人民而還奚人落虎來降希尹使落虎招其父西節度使訛里刺訛里刺里本部降完翰駐軍北安使希尹經略近地遼有護衛耶律習泥烈知遼主獵于鴛鴦澤完翰遂請進兵宗翰將會都統杲于奚王嶺遼兵屯古北口使婆盧火將兵二百擊之渾黠亦將二百人援後黠聞遼兵衆請益兵字宗翰親往希尹妻室曰此小寇請以千兵爲公破之渾黠至古北口遇遼遊兵逐之入谷中遼步騎萬餘追戰死者數人渾黠據關口希尹等至大破遼兵馘級甚衆盡獲甲冑輜重復敗其伏兵殺千餘人獲馬百餘匹遂與宗翰至奚王嶺期會於羊城澤宗翰無遼帝于五院司希尹爲前驅所將纒八騎與遼主戰一日三敗之日明希尹得降人麻哲言遼主在漠委輜重將奔西京幾及遼主于白水澤南遼主以輕騎遁去盡實其內庫寶物遂至西京西京降使蒲察守之希尹至乙室部不及遼主而還及宗翰入朝希尹權西南西北兩路都統是時夏人已受盟遼主已獲耶律大石自立而夏國與婁室書責諸帥棄盟

軍入其境多掠取者希尹上其書且奏曰聞夏使人約大石取山西諸郡以夏盟不可信也上曰夏事酌宜行之軍入其境不知信與否也大石合謀不可不察其嚴備之及大舉伐宋希尹及元帥右監軍再伐宋執二主以歸師還賜希尹鐵券除當赦不原之罪餘釋不問宗翰伐康王希尹追之于揚州康王遂去後與宗翰俱朝京師請立熙宗爲儲嗣太宗遂以熙宗爲諸班勃極烈熙宗即位希尹爲尙書左丞相兼侍中加開府儀同三司希尹爲相有大政皆身先執咎天春元年乞致仕不許罷爲興中尹二年復爲左丞相兼侍中俄封陳王與宗幹共誅宗磐宗雋三年賜希尹詔曰師臣密奏姦狀已萌心在無君言宣不道速燕居而竊議謂神器以何歸稔於聽聞遂致章敗遂穩死併殺右丞相蕭慶併希尹子同修國史把答符寶郎漫帶是時熙宗未有皇子故嫉希尹者以此言譖之皇統三年上知希尹實無他心而死非其罪增希尹儀同三司邢國公改葬之蕭慶銀青光祿大夫天德三年追封豫王正隆二年例降金源郡王大定十五年諡貞憲孫守道守能守道自有傳

五、長順の再建碑

然も此の神道碑は何時の頃にか倒壊し大小五片に斷折したまゝ多年地上に横り雜草の間に埋まつてゐた。それが光緒十七年刊行の吉林通志編纂にあたり廣く史蹟古碑を省内に搜求し遂に此碑を發見した。光緒二十年に至り時の吉林將軍長順氏は之が再建を志し鍛工に命じ鏝を籍して原形に復建せしめた。之れ今日巍然として屹立する所以である。碑石の斷折と磨滅のため完全に全文を讀み得ない次第だ。次に長順氏の再建碑全文を掲ぐ。

吉林有事志甄及金石楊司馬同桂物色得此蓋金故金源郡王完顏希尹神道碑中斷矣榻以視豫漫滅什二三顧其事有史傳未及者言熙宗以詔隱死碑述所由則言嘗以禮葬抑後大忤後旨其死後謂之夫彼婦之口之可以出走也聖人且歌焉何有於希尹也哉而世謂金石可補史闕以此抑今去碑所自立八百年有

奇耳漫滅若是則以貌石質沙易泐又考古所宜知也而額之爲左慶猶可辨書丹之爲任詢撰人之爲王彥潛蓋司馬考得之古物也命鍛人籍而立焉因題以識

光緒二十年歲次甲午春三月 鄂博勒長順識

是に因り重建の經過は明白だ。長順の此文は吉林通志卷一百二十の二十六に收載せるも第八行の「而筆額厚爲左慶猶可辨書丹之爲任詢撰人之爲王彥潛蓋司馬考得之古物也」の三十二字を以て以古迹之不可聽其湮也と改作せることを發見する。其の理由は明瞭でない。

六、むすび

右の如く完顏希尹の墓地は東高麗墓子山の南面山腹形勝の地を占むるも墓其物は決して規模雄大とは申されない。石人石獸にしても普通である。其の大名に比し寧ろ規模狭小であらう。然らば此墓は何時の頃設けられたものであらうか。此點明白でない。されど同所にある希尹一族の墓碑に天定十年歲次庚寅十一月丁丑朔初八日甲申謹記と刻せる點から見て天定十年に此地に改葬されたものと認めてよろしからう。余が完顏希尹の墓側土中から發見した石碑の破片には貞憲の二字が刻してある。之は奴哥馬郎君之墓碑と同一の形式であり頭部圭形を爲しその寸法も略ぼ相等しい。そこで天定十年の改葬に當り希尹の墓前にも父子兄弟の墓碑と同様な小碑が建立されてゐたものと信ずる。その墓碑には恐らく貞憲王完顏公之墓と刻してあつたものであらう。此の破片は其の頭部と認むる。貞憲の諡號を追贈されたのは天德三年であるから天定十年建立の墓碑破片に相違ない。尙ほ貞憲の諡號に就て一言せんに金史希尹傳に、

天德三年追封豫王正隆二年例降金源郡王大定十五年諡貞憲

とあるに對し、右神道碑文には、
 天徳初追封豫國王諡曰貞憲以雪其非罪正隆二年改封金源郡大定十六年詔圖像衍慶宮
 とあり、之は碑文が正しいようだ。若し金史の謂ふが如く大定十五年諡貞憲にすれば、大定十年に建
 立されたと思しき墓碑に、貞憲の文字を刻する道理がない。之れ金史の誤りである。

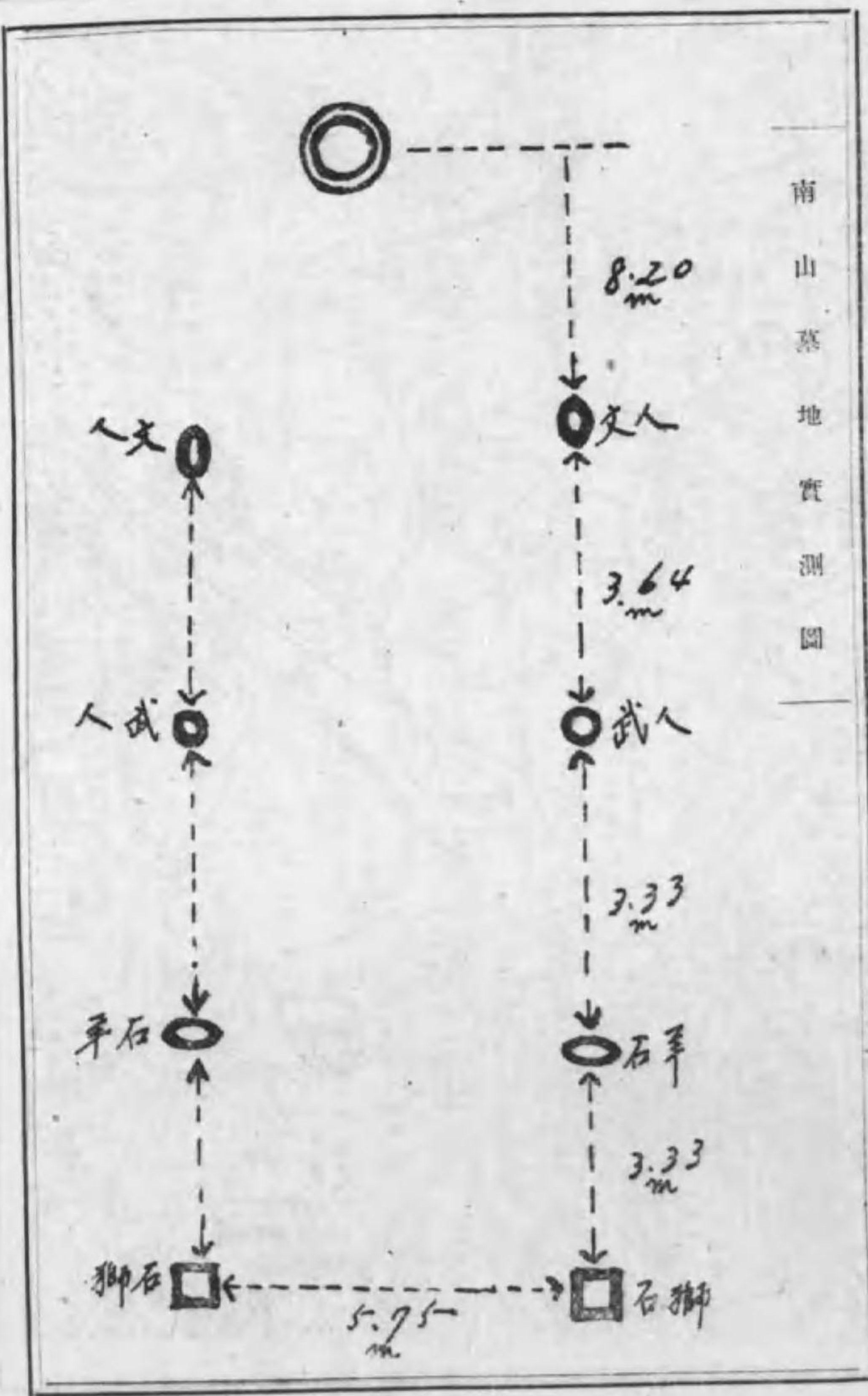
附記

南山の石人石獸

完顔希尹墓地の東南山麓小城子より北進する警備道路の右側山上に一群の石人石獸がある。其の形體から觀
 て金代の遺物と認むることが出来る。その丘墳は夙に發掘された形迹あり、然も墓碑の存在せざるために、之が何
 人の墓址であるか、全然判明しない。墓地の位置から觀るも、完顔希尹一族と何等かの關係を持つ人物の墳墓と推
 測するも、之を確認する文獻も絶無であり、何とも斷定し難い。所謂無名氏の墓地である。墓前に立つてゐる石人石
 獸を見るに完顔希尹地の石人石獸に比し完備し形體も大きい。それに希尹墓前の石人石獸は石獅石羊と文官服
 の石像各一對であるに對し、南山墓地には石獅石羊の外武官文官の石像各一對あり、武官像だけが多い。墳墓の位
 置は山麓にあつて形勝の地とは申し難いが石人石獸だけは相當な出來榮である。その配置を測定するに道路か
 ら約三十米にして第一の石獅がある。之から三米三三を隔て、石羊がある。之から又三米三三にして武官像が
 立つ。武官像から更に三米六四を隔てて文官像が立つてゐる。之から八米一〇を隔て、當年丘墳の遺址がある。
 南北に對立せる石人石獸の距離は五米七五である。丘墳は夙に發掘されたものと見へ凹地となり、其の附近には
 何物をも遺存してゐない。南側の雜木林の中に碑石らしきものを見るも、文字を認め得ない。従つて此の墳墓は
 何人の奥津城であつたか判定の下しようがない。單に石人石獸を見るも南山墓地は武人像一對だけ多く、相當に
 有力な人物の墓地と思はる。本文はその存在のみを記録し參考に供する。

附記

康徳五年五月八日 小城子完顔希尹墓地の調査に際し警備東道其他に關し舒蘭縣小城子警察署指導官川元一
 郎氏の援助を蒙ること多、茲に芳名を記して感謝の意を表する。



第四章

雙陽完顏婁室の墓地



石·碑·地·圖

第四章 完顔婁室の墓地

一、まへがき

完顔婁室は金朝開國の功臣として武勳赫赫たる武將である。遼の天祚帝廷禧を山西應州に生擒した事最も有名だ。然も金太宗の天會八年十二月遠征の途上今の甘肅省涇川の西原に薨じた。婁室神道碑文に、

由是疾増劇以天會八年十二月九日率於涇州回口之西源年五十有之軍中哭之如親喪焉
とあり之れ今を距ること實に八百七年前に當る。その墳墓は吉林省雙陽縣石碑嶺に在り當年その墓前に金世宗の大定十七年勅建された大金故開府儀同三司左副元帥金源郡壯義王完顔公神道碑があつた。されど今や全く開墾されて畑と化し墓地らしき景觀をとらぬ。僅かに二十坪内外の草原に煉瓦造の小祠と大小二基の墓廬を見るのみ。石人石獸その影だに見へず勅建の神道碑も亦風に其の所在を失し尋ねる術もない。それに丘墳は十數年前發掘され當時金冠其他の出土せることあるも墓地の原状は今日之を推測することが出來ない。實に驚くべき豫遷である。

二、墓地に関する文献

さて完顔婁室の墓も亦完顔希尹の墓と同様に古い時代には全く其の存在を知られなかつた。金・元・明三朝の文献に載せず、多年茂樹雜草の間に埋もれてゐた。それが清代に至り康熙版盛京通志卷之第二十二の十七陵墓に始めて、

完顏婁室墓 船廠之西二百里薄屯山上有金源郡王墓有石碑一石人三石羊二按碑爲婁室墓
 とて其の所在を明記された。之れ完顏婁室の墓に關する最大の文献である。完顏希尹の墓所が光緒中季吉林通志に收載されるまで其の所在が全然不明であつた事に比較すれば婁室の墓所は康熙の初年頃既に其の所在が確認されてゐた。之は主として地理上の關係であつた。小城子にあつた完顏希尹の墓所は人烟稀少且つ交通不便なる山間の僻地に偏在せるに反し石碑嶺完顏婁室の墓は舊吉林街道に近く前者に比し著しく交通の便あり夙に世人の眼に觸れた結果であらう。茲に一言注意したいことは盛京通志の刊行に先つこと二年即ち康熙二十一年春聖祖の東巡に扈從した侍講高士奇の「扈從東巡日録」は其年四月乙酉の條に、

乙酉渡英兒門河……駐蹕英兒門去此百五十里有大金壯義王婁室墓神道碑高八尺八寸寬四尺五寸厚二尺二寸頂高三尺上鐫翰林院巨學士大夫知制誥兼行秘書監少監王府文學輕車都尉太原郡國伯食邑七〇戶賜紫金魚袋王彥潛撰文奉上大夫大名府路兵馬都總管飛騎尉穩賜魚袋任詢書丹額篆大金開府儀同三司金源郡司金源郡壯王完顏公神道碑……

と載せてゐる一事である。此の記事に因り金毓黻氏の如きは、その著遼東文献徵略卷七の十七に「扈從東巡日録」を解説し
 又發見金人婁室碑於英額門附近此皆他氏所不能詳者
 と謂い高士奇を以て婁室神道碑最初の發見者なるかの如く記してゐる。然し之は恐らく事實ではあるまい。高士奇の旅行は聖祖に供奉したものであり英兒門站は往復ともに一泊のみ。晚方到着し一宿し翌日早曉には出發してゐる。高士奇が函箒を離れ英兒門站を距あ西方百五十里の石碑嶺

に往復し婁室の墓を訪ぬる邊はなかつた。之は高士奇が奉天若くは吉林に於てその拓本或は謄寫文を一見して追録せるに相違ない。斷じて發見者と稱すべきものではない。然も此の神道碑の全文を世に傳へたものは楊賓が其著柳邊紀略に記載せるを以て嚆矢とする。但し楊賓が原碑を實見したか否かは別問題だ。柳邊記略に先づ、

船廠西二百里薄屯山有金完顏婁室神道碑高八尺八寸濶四尺五寸厚一尺二寸頂高三尺兩面鏤蛟龍其陰殘毀其陽篆二十字作十字作五行文曰大金開府儀同三司金源郡壯義王完顏公神道碑々身作楷書文曰大金故開府儀同三司左副元帥金源郡壯義王完顏公神道碑……

と記しその下に碑文を收録してゐる。碑石己に所在を失し一葉の拓本すら亦世に傳はる所なき今日此の記述は貴重な文献である。但し對校の方法なきは遺憾だ。また大清一統志(卷四十六吉林八)の如きは

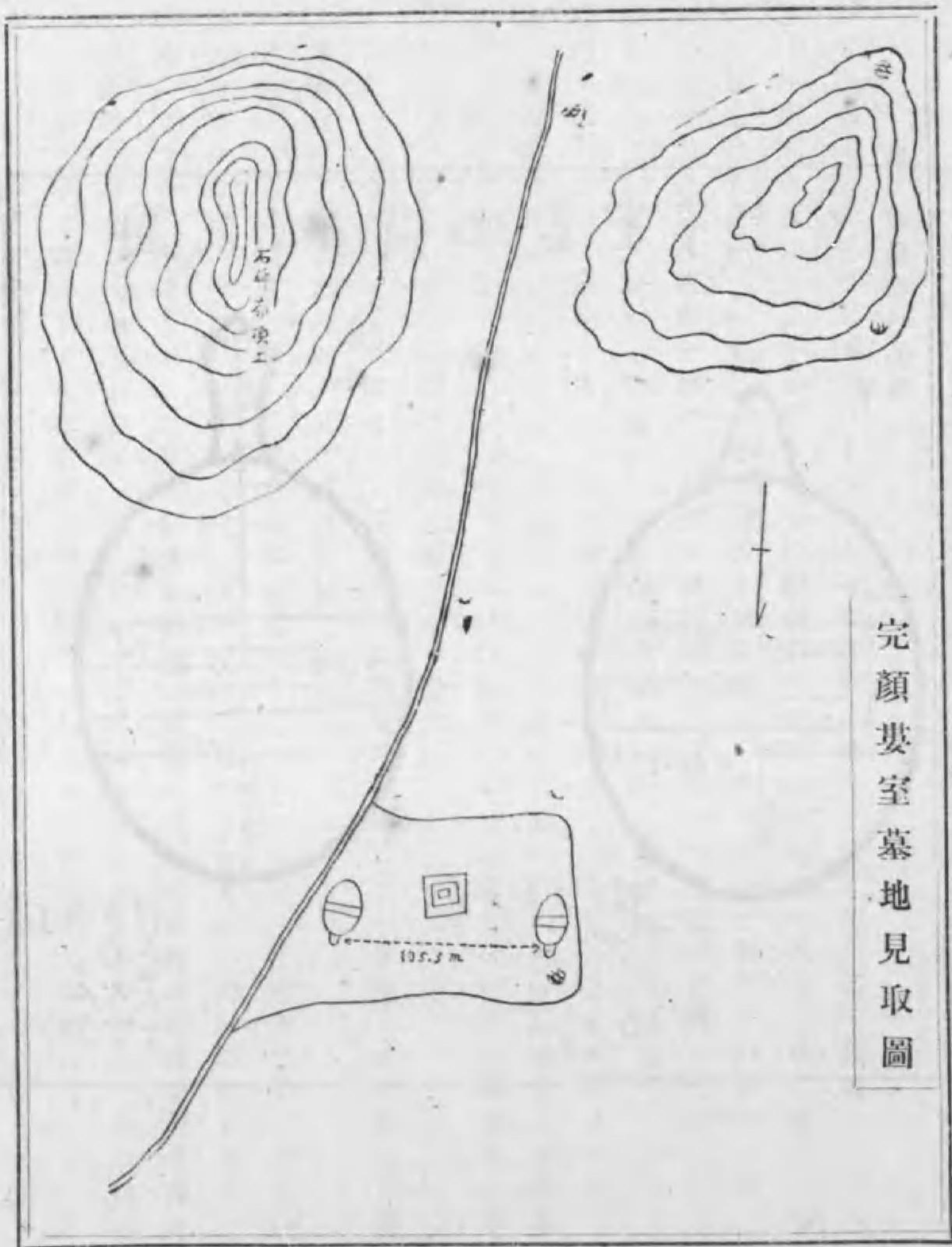
羅索墓 在吉林城西二百里薄屯山有金源郡王廟殘碑彷彿可辨羅索舊作婁室今改
 とせるは盛京通志の抄餘のみ。吉林通志(卷二百二十の五)は
 金完顏婁室碑

碑舊在伊通州北伊通邊門南地名石碑泡今已佚尺寸無考
 とし盛京通志柳邊記略の所謂薄屯山の所在を明記し石碑泡としまた碑文の後に
 按薄屯山今爲伊通州境碑已佚此從柳邊記略中錄之是康熙中尙存也滿洲源流考引已不全則其佚嘗在乾隆時矣。
 としてゐる。碑石が乾隆年代に佚したと云ふことは想像であつて確實ではない。然し吉林通志編

纂の光緒十五年頃既に碑石は存在しなかつた譯だ。その破片が今残つてゐる以上墓側に若干の破片があつたことは想像される。されど詳細の顛末は不明と申す外はない。

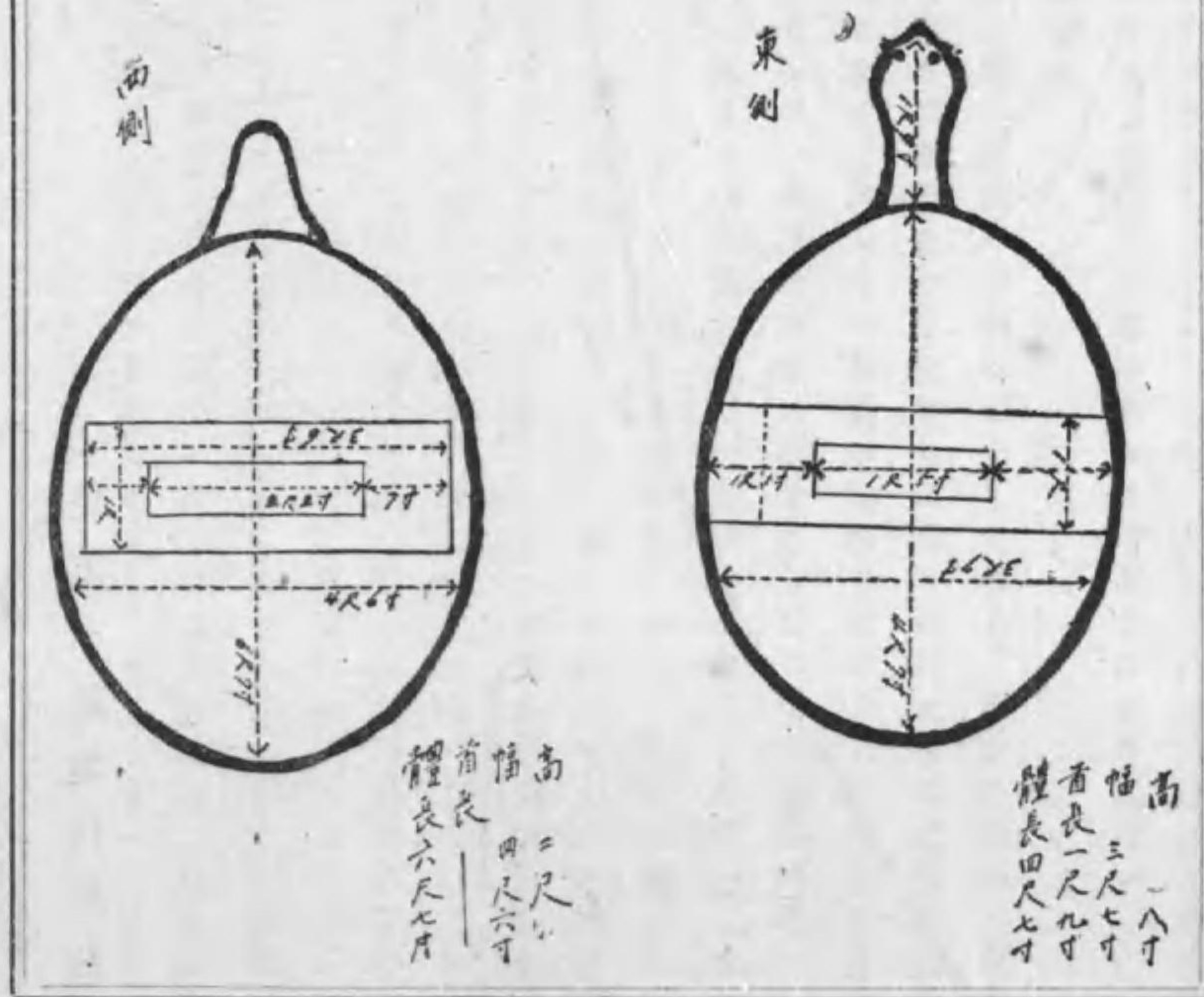
三、墓地の現状

其の墓地は石碑嶺の頂上に近い南面の山腹に位置してゐる。新京の東郊十里、吉林國道の東南約十町の地點に當る約二十坪餘りの草原あり、その中央に高さ約三尺幅二尺餘の黒煉瓦で築いた小祠が南面し、その左右に約六間を隔て、巨大なる最廬が並んで居る。その周圍はすべて開墾され、墓地らしき景觀を見ない。小城子山中の完顏希尹墓は荒廢して居つても、尙ほ墓地としての體裁を備へてゐる。之に反し完顏婁室の墓は全然墓地としての形體をとどめてゐない。當年墓前に駢列した石人石獸も何處に運び去られたものか實に蕭瑟たる光景である。此の小祠の在るところ往年丘墳の跡であり、金冠寶玉の類は此の土中より發掘されたと傳へられてゐる。小祠は發掘後の築設に係ると云ふ。東西六尺三寸南北五尺九寸、上下二段高さ二尺に足りの礎石の上に小祠は立つてゐる。小祠の左右にある最廬の中一基は金世宗勅建の神道碑を載せたものである。但し其の位置を見るに丘墳と餘りに接近し過ぎてゐる。完顏希尹墓の形式に従へば是等最廬はもつと南方にあるのが妥當のようだ。然し必らずしも形式に拘泥せず、最初から墓側にあつたものかも知れない。墓地の開墾にあたり、現場に移動したか、或は墓地發掘の際一所に集め小祠の左右に駢列せしめたのではないかとの疑問も起る。それで當初から現在の位置にあつたものと見てよろしからう。墓地は開墾しても最廬までは其の位置を動かさないのが支那人である。



完顏婁室墓地見取圖

完顏婁室墓地 巔 測定圖



四、神道碑の最屬

さて此の墓地には當年の遺物と目すべきものは僅かに碑身を佚した二基の最屬あるのみ。然も此の最屬は各様式を異にし、大小の差あり、その彫刻にも精粗優劣あるを見る。即ち東側の最屬は小さく、西側の最屬は大きい。一見してその優劣を知り得る。其の尺寸を圖示すれば右の如くである。右の如く西側の最屬は頭部を缺ぐも、東側の最屬に比し、長さ二尺、幅九寸、高一尺餘も大きい。それに彫刻も精巧である。單なる作品としても東側の最屬に比し數等優つて居る。

さて問題は此の二基の最屬である。その墓側に二碑が屹立してゐたことは確實である。されど盛京通志には「石碑一石人三石羊二」とし二墓あることを述べてゐない。惟ふに康熙二十年頃、神道碑は屹立せるも、他の一碑は已に存在しなかつたものであらう。之に就て八木榮三郎氏はその著滿洲舊蹟志下編三二四に「金の完顏婁室の墓碑」と題せる一篇中に、

今の石碑嶺は即ち舊時の薄屯山にして古地名を奥去里と稱せしことを知るに足れり。而して龜

とあり、八木氏は二基の最屬を指して「婁室夫婦の最屬ならん」と考察せるは賛成し難い。墓其物は婁室及び其夫人の合葬であつたであらう。然し最屬が二基並んでゐるから、夫婦の墓であらうと云ふ推測は早計に失する。愚考するに二基の最屬中、東側の最屬は完顏氏私建の墓碑を載せ、西側の最屬は勅建の神道碑を載せたものであらう。何となれば神道碑は大定十七年若くはその以後の建立に係り、之を大定十七年に假定するも、婁室薨去の天會八年から數へて四十八年後にあたる。そこで婁室の子孫は亡父の靈魂を護り故國に歸り吉地を卜して丘墳を營むに際し、その墓前には必らずや、そ

れ相當の墓碑を建立したに相違あるまい。常識から考ふるも神道碑の勅建まで約半世期に亘り墓碑を建立せず経過したとは思はれない。況んや婁室の子孫は當時顯要の地位を占めてゐた。そこで東側の最属はその子孫に因つて建立された最初の墓碑即ち完顔氏私建の墓碑に属するものと信ずる。之を最属背上の穿孔寸法から見ると柳邊記略に神道碑の碑身を説明し「高八尺八寸闊四尺五寸厚一尺二寸」とあり、闊四尺五寸厚一尺二寸の碑身を載するには幅四尺六寸の西側最属が之に該當する。東側の最属は僅か三尺七寸であり到底問題にならぬ。殊に西側の最属はその形状と謂ひその彫刻と謂ひ勅建神道碑を載せた最属としての品位を有する。又一個の美術品として鑒賞する價值がある。

五、勅建の神道碑

完顔婁室神道碑の全文は上述の如く楊賓の柳邊記略に載録せる以外他に之を傳ふるものを見ない。吉林通志卷二百二十五所載の碑文は柳邊記略から轉載したことを斷つてある。然も此碑文は金代はいざ知らず近代に於ては之を拓本として世に流布された形迹はない。剩さへ碑身は夙に形骸をとめず、碑文は柳邊記略に據るの外之を知るの道はない。ところが柳邊記略も刊本として沈懋德編の「昭代叢書千集本」と趙之謙編の「仰視千七百二十九鶴齋叢書第五集本」と王錫祺編の「小方壺齋輿地叢鈔の三種がある。但し小方壺齋輿地叢鈔本には碑文を缺ぐ。然も柳邊記略全體として觀れば鶴齋叢書本が最も古くその詩集の如きは昭代、小方壺齋の兩叢書本に之を缺ぎ、鶴齋叢書本が最も詳確であると思はる。婁室神道碑文も鶴齋昭代兩叢書本に因つて若干の差異を見る。一葉の拓本も見ざるを得ざる今日。暫らく鶴齋叢書本に據つて次に神道碑の全文をあげたい。

大金故開府儀同三司左副元帥金源郡壯義王完顔公神道碑

翰林直學士中大夫知制誥兼行秘書少監虞王府文學輕車都尉太原郡開國伯食邑七百戶賜紫

金魚袋臣 王彥潛奉勅撰

奉上大夫大名府路兵馬都總管判官飛騎尉賜緋魚袋臣 任 詢書

明威將軍東上閣門使兼行太廟署令上騎都尉平原縣開國子食邑五百戶碑左光慶篆額王諱婁室字幹里衍與國同姓蓋其先日合篤者居阿注瀦水之源爲完顔部人祖洽魯直贈金吾衛上將軍以財雄鄉里枝屬浸蕃乃擇廣土徙雅撻濶水掣鄰麻吉等七水之人皆附麗焉父白答贈金紫光祿大夫事 世祖爲七水部長焉時蠢謀冠亂者構爲兇惡金紫公與同部人阿庫德協心一力拒之以附 世祖王簡重剛健矯捷過人振甲蒙冑手之所及無不超越而器識深遠幼不好弄然有成人風爲鄉閭所愛年十有四金紫公知其材曰兒勝兵矣乃獻于 穆宗一與語器之曰是子他日可以寄軍旅重任爾後阿拍留可滿余罕等相繼逆命王從之屢立戰功受賞遼人蕭海哩叛入於係遼籍之女直部 穆宗使王覘知所在勒兵討捕王登先屢擊蒙賞以甲冑具裝戰馬口麗出兵侵曷曷懶旬進築九城宗子贈原王付實款帥師討之王從攻其城久而不克王言之于帥曰宜退彼外授絕其餉道可不攻自下從之降其城王從魏王幹帶討訛口渾叛師攻其城王登自東南隅斧其樓柱流矢中手貫其肘攻猶不已士衆從之以登城遂成功居其最年二十一代父爲七水部長 太祖方圖義舉開召王與同部人銀求可問曰遼人驕矜且其見侵無厭又轄他部人陶口東弗吾界吾欲先翦其外邑以張吾軍然後進伐何如王進曰遼人內外口口口口之余其時 太祖攻取霽江州王登先以戰口口元年擢授猛安奉命總督銀求可蒙口口吉等往平係遼籍女直諸既降一部長而有部長急于遂援兵三千且至王率其已降撻施遜進掩其不備破之追殺千餘人明日破奚部又敗援兵三千斬其將俘獲監戰銀牌使者諸

□使請降輒名□□□使馳奏王不能平□□□辨之執政□□□或罹罪□□□罰餘釋勿論藏明府有如□□□國戮力於石馬遂獲遼君厥功茂焉自今□□□王領先鋒軍取馬邑破敵於雁門圍代州克之執其將□嗣本進降忻州又降成將耿守思等太□□□兵日集銀求可獨不能辦宗翰遣王以軍與之協力退宋將樊□之衆十萬於□城破之又敗□□□反轡奮擊大破之遂獲九孛董軍趨汾州掩平遙介休靈石攻拔汾州招石州諸縣降之宗翰以大軍□□□破敵降河陽而宋人既撤河橋活女於是自津遡流行三十里見河水□□□中州俄已登岸臨岸敵望之以爲神不擊自遁諸軍畢濟遂取洛京及鄭州合大軍圍汴與李董□□□敵衆亂王乃督諸軍進戰手中流矢整轡挺鎗馳擊自若敵大敗奔城而城中□□□池大破來師范致虛勤王之師三十萬僮尸盈溝致虛僅以數十騎遁去遂克陝府濟河□□□又破敵二萬降解州攻河中城堅拒守王使其弟倚梯間登陴俄援甲士三人上與敵格鬪諸軍繼進克之蒲人西走先出者焚橋而去餘溺於河使並流拯之活其卒五百人於是置蒲解二守以進士攝諸縣長吏招撫散亡以活女領二猛安軍留鎮中京又降絳州而元帥府將慈隰石四平陝西以王嘗請之使詣關關上方略還率諸路軍合萬人以行出慈州乘冰渡河而南復與范致虛軍十六萬遇于朝邑大破之遂降同華進破重敵於潼關徇地京兆敗敵數萬於長樂坡遂克京

兆擒其經制使傅亮傳降鳳翔州鳳翔尋叛進軍城下破其援兵十餘萬攻拔之還敗敵三萬於武功日中復敗三萬於近地又破十五萬於渭南北趨延徇下諸郡招降拆可求收麟府豐三州及諸城堡克晉寧軍殺其守徐徽言京西陝府叛復討平之又破重敵於渭水終南略地西北宋將吳玠率軍二十萬來拒遇於武河戰十有四合而敵氣始衰遂大破之陝府又叛往討之既成圍使以薪芻絕池築甬列衝棚臨城攻之池水忽涸王戒將士曰敵泄池水必突地欲焚甬也嚴備之既而煙出於壘遂撤攻具而退須臾火發甬爲所焚敵復引水自固王使以沙囊塞壘於是梯衝並進數日攻克擒其將李□□及援兵之將趙士伯戮之即延復叛于是王已感末疾 皇宗容爲時帝帥元平親將先使右陝定討先驅延而宋將張浚率步騎十八萬壁富平 睿宗皇帝會諸軍迎敵王室見敵游兵千餘踰溝來覘乃率百餘騎邀擊而設伏于阨以輕騎誘之出將前伏發返轡夾擊之斬敵略盡執生口以獻遂領左翼及敵兵遇於兩溝之間自日中戰至於昏六合而後敗之始合右翼弟邵王援之乃復明日 睿宗皇帝賞賚有功將士願謂王曰力疾糜戰以徇國家遂破大敵雖古名將何所加也悉以帝筵所用金銀酒具及細堅甲冑副以馬鎧戰馬七匹賞之由是疾增劇以天會八年十二月九日卒於涇州回口之西原年五十有三軍中哭之如親喪焉計開 太宗震悼詔遣親衛馳驛護其喪歸葬於濟州之東南奧吉里復遣 皇子鶴沙虎宗子銀求可送之車駕還自中京道出終南之際親至祭奠臨哭久之所以贈賻者良厚天會十四年追贈使相官制行改贈開府儀同三司又追封莘王正隆二年改封金源郡配曰溫都氏追封王夫人子男七人長曰活女官至儀同三司京兆尹本路兵馬都總管曰幹魯光祿大夫迭剌部節度使曰謀衍崇進留守東京曰什古迺金吾衛上將軍留守北京孫男仕者曰解魯鎮國上將軍世襲猛安曰度刺世襲謀克曰壽古符寶祇候曰撒葛祝太子內直郎曰辭烈宿衛士王爲勇果毅濟以明略始自伐遼迄於克宋率身先行陣前數千百戰未嘗不捷獨追獲遼主至於取汴筮馬以涉大河威名震懾南北自國初迄今言將帥臣無能出

其右者大定十六年 天子思其功烈詔圖像 太祖原廟明年大裕配享 太宗廟庭謚曰壯義又敕
 詞臣譔次之建碑墓隧臣竊惟王之考金紫公在 世祖戡難定亂時爲不二心之臣書勳史冊王以忠貞才
 武輔佐 太祖太宗征伐功無與二稱頌至今傳所謂世濟其美者歟銘曰

金與受命	實始翦遼	武元載旆	疇若戎昭	王惟世臣	煇煇忠蓋	視敵無前
身先行陳	步元致屆	順天應人	天討有罪	生此虎臣	靡堅不摧	靡強不踣
薄伐雲朔	至於漠北	匪學孫吳	出奇縱橫	以寡覆衆	殄殲夏兵	掩追亡遁
屢執醜虜	反轡風山	卒獲遼王	迨及伐宋	經營太原	所在冠敵	如雲之屯
王鋒一臨	如視之雪	膚公之奏	奚啻三捷	宋旣盡疆	乃復淪盟	王弗解甲
師弗留行	宋阻洪河	舟梁旣撤	靡杭一葦	長驅而入	先之羣洛	合圍汴梁
困獸搏括	擊之而僵	亦旣克汴	趣師關陝	貌貅裹糧	金湯失險	富平之役
□□□□	王身厲疾	威猶靡及	以死勤事	雖疾亦力	勁敵何有	力戰乃克
冠墨旣清	陝右遂平	王誠有功	□□□□	維昔先王	□□□□	□□□□
□□□□	宵形以圖	寫勳而□	□□□□	千載如生		

右の碑文は完顔希尹神道碑に比し著しく長文である。之は希尹碑と同様に碑石の表裏に刻され
 たものに相違ない。其の文字は希尹碑の一字が一寸八分平方なるに比し婁室碑破片拓の文字は一
 寸平方であり此の程度の細字なれば長文と雖も充分神道碑の表裏に刻し得られた事と思ふ。
 右の神道碑と對照して見るべきは金史卷七十二列傳第十婁室傳である。次にその全文を採録し

て置く。

婁室字幹里衍完顔部人年二十一代父白答爲七水諸部長太祖克寧江州使諭室招婁係遼籍女直遂降
 移燧益海路太魯照撤等敗遼兵于婆刺趕山復敗遼兵擒兩將軍旣而益改捺末懶兩路皆降進兵咸州克
 之諸部相繼來降獲遼北女直係籍之戶濼戶遼都統耶律訛里朵以二十餘萬衆來戍邊太祖趨達魯古城
 次寧江州西召婁室婁室見上于軍中上見婁室馬多疲乏以三百給之使隸左翼宗翰軍與銀不可縱兵衝
 其中堅凡九陷陣皆力戰而出復與銀不可成邊及九百奚營等部來降則與銀求可攻黃龍府上使完顔渾
 黜婆盧火石古乃以兵四千助之敗遼兵萬餘于白馬濼宗雄等下山縣使婁室分兵二千招沿山逃散之
 人耶律捏里軍漢藜山幹魯古婁室等破之遂取顯州太祖取黃龍府婁室請曰黃龍一都會且僻遠苟有變
 則鄰郡相扇而起請以所部屯守太祖然之仍合諸路謀克命婁室爲萬戶守黃龍府進都統從杲取中京與
 希尹等襲走廸六和尚雅里斯等敗奚王霞末降奚部西節度訛里刺遼主自鴛鴦濼西走婁室等追至白水
 濼獲其內庫寶物婁室遂與攻破西京復與圖母至天德雲內寧邊東勝其官吏皆降獲阿疎夏人救遼兵次
 天德婁室使突撻補瀾以騎二百爲候兵夏人敗之幾盡阿士罕復以二百騎往遇伏兵獨阿士罕脫歸時久
 雨諸將欲且休息婁室曰彼再破吾騎兵我若不復往彼將以我怯即來攻我矣乃選千騎與習失拔離速往
 幹魯壯其言從之婁室運明出陵野嶺留拔離速以兵二百據險守之獲生口問之其帥李良輔也將至野登
 高望之夏人恃衆而不整方濟水爲陣乃使人報執幹魯婁室分軍爲二迭出迭入進退轉戰三十里過宜水
 幹遼都統大石犯奉聖州壁龍門東二十五里婁室照里馬和尚等以兵取之生獲大石其衆遂降遼關里刺
 守魯軍亦至合擊敗之奉聖州棄城遁去後與宗望追遼帝婁室蒲察以二十騎候敵敗其軍三千人于三山
 有千人將趨奉聖州蒲察復敗之擒其主帥而還夏人屯兵於可敦館宗翰遣婁室戍朔州築城於新德山西

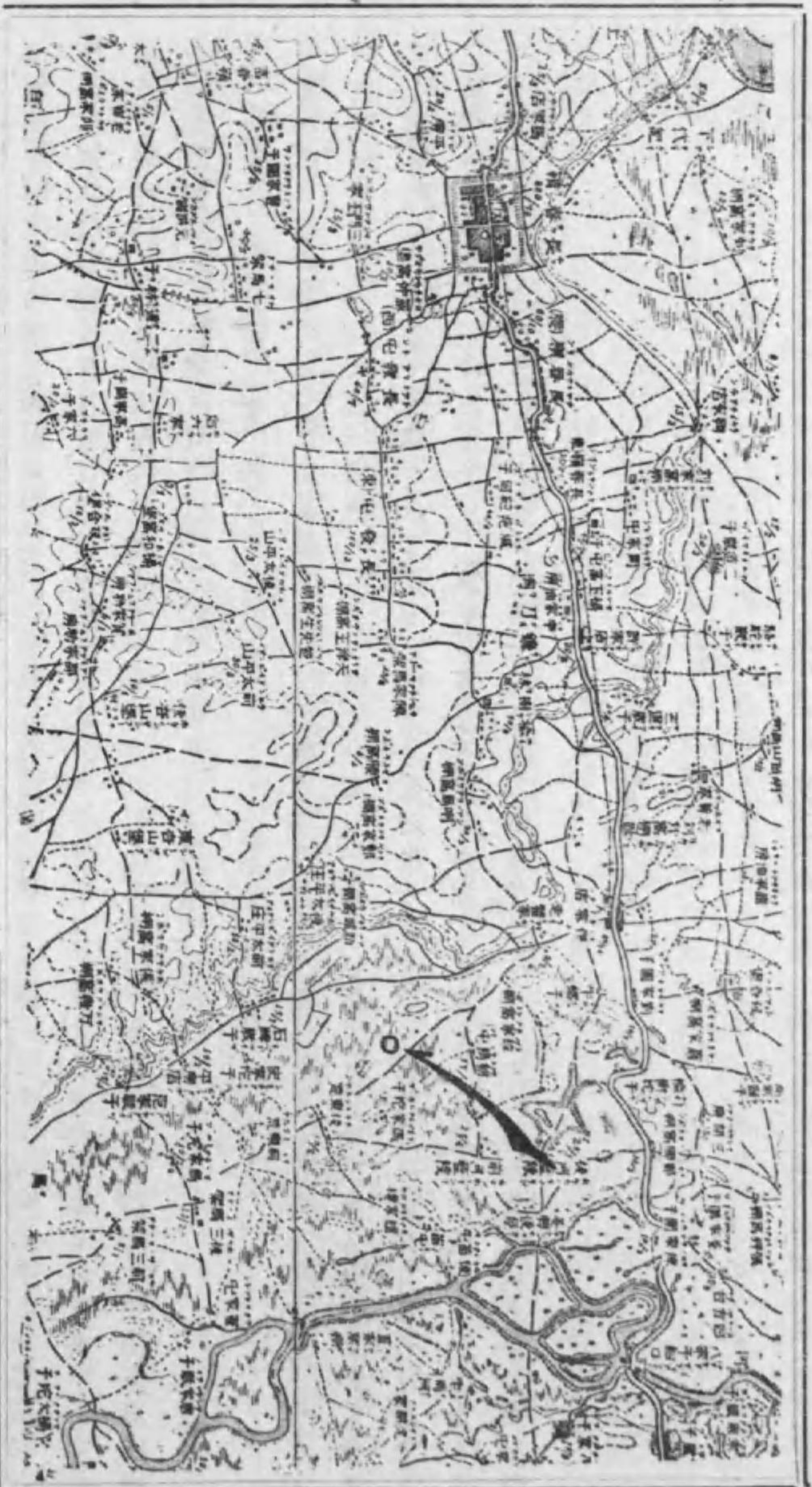
南二十里遂破朔州西山兵二萬擒其帥趙公直其後復襲遼帝于余都谷獲之賜鐵券惟死罪乃管之餘罪不問銀求可圍太原宋統制劉臻救太原率衆十萬出壽陽婁室擊破之繼敗宋兵數千於榆次宋張源軍出汾州拔離速擊走之瀕復營文水婁室與突葛速拔離速與戰輸大敗宗翰定太原婁室取汾石二州及其屬縣溫泉方山離石蒲察降壽陽取平定軍及樂平復招降遼州及榆社遼山和順諸縣宗翰趨汴州使婁室等自平陽道先趨河南曰若至澤州與賽里婆盧火習失遇當與俱進習失之前軍三謀合敗宋兵三千于襄垣遇伏兵二千又敗之撤刺答破天井關復破步兵於孔子廟南遂降河陽婁室軍至既渡河遂薄西京城兵來拒戰習失逆擊敗之西京降婁室取假師永安軍鞏縣降撤刺答敗宋兵於汜水於是榮陽榮澤鄭州中牟相次皆防宗翰已與宗望會軍于汴使婁室率師趨陝津攻河東郡縣之未下者阿離土罕敗敵于河上撤按敗敵于陝城下麟沙虎降虢州守陴卒三百人遂克陝府習古迺桑袞破陝之散卒于平陸西北活女別破敵於平陸婁室破蒲解之軍二萬晝覆之安邑解州皆降遂克河中府降絳慈隰石等州宗翰往洛陽使婁室取陝西敗宋將范致虛軍下同華二州克京兆府獲宋制置使傅亮遂克鳳翔阿隣等破宋六兵於河中幹魯破宋劉光烈軍於馮翊訛特刺桑袞敗敵於渭水遂取下邽宗翰會宗輔伐康王命婁室蒲察專事陝西以婆盧火繩果監戰繩果等遇敵於蒲城及同州皆破之婁室蒲察克丹州破臨真進克延安府遂降綏德軍及靜邊懷遠等城寨十六復破青澗城宋安撫使折可求以麟府豐三州及堡寨九降于婁室晉寧所部九寨皆軍久不下婁室欲去之賽里不可曰此與夏鄰且生他變城中無井日取河水以爲飲乃決渠于東泄其水降而晉城中遂困李位石乙啓郭門降諸將率兵入城守將綜徽言據子城戰三日衆潰徽言出奔獲之使之拜不聽臨之以兵不爲動繫之軍中使先降者諭之使降徽言大罵與統制孫昂皆不屈乃并殺之遂降定安堡渭平寨及鄜坊二州於是婁室婆盧火守延安折可求屯綏德蒲察還守蒲州延安鄜坊州皆殘破人民存者無

幾婁室置官府輯安之別將幹論降建昌軍京兆府叛婁室復討平之遂與阿盧補謀里也至三原訛哥金阿骨欲擊淳化兵敗之婁室攻乾州已築甬道列礮具而州降遂進兵克邠州軍于京兆陝西城邑已降定者輒復叛於是睿宗以右副元師總陝西征伐時婁室已有疾睿宗與張浚戰于富平宗弼左翼軍已却婁室以右翼力戰軍勢復振張浚軍遂敗睿宗曰力疾應戰以尙王事遂破巨敵雖古名將何以加也以所用犀玉金銀器及甲冑并馬七匹與之天會八年薨十三年贈秦寧軍節度使兼侍中加太子太師皇統元年贈開府儀同三司追封莘王以正隆例改贈金源郡王配享太宗廟庭諡莊義子活女謀衍石古乃。

六、むすび

上述の如く石碑嶺にあつた完顔婁室の墓は比較的早く世人に知られその存在を明かにされたるも神道碑は風に喪失し天地の間僅かにその破片の文字を残すに過ぎず墓地は漸次開墾されて耕地と化し然も萬年の墳墓は發掘されて原形を留めず荒廢最も甚しい。現状のみを見るものは恐らく之を墓地と信するものはあるまい。當年の石人石獸今何處に在るや。此地が完顔婁室の墓址と云ふ以外語るべき何物もない。新京郊外唯一の史蹟に相違なきも、たゞ二基の最處にその名残を留むるのみ。

第五章
扶餘大金得勝陀碑頌



石健子村地圖

第五章 大金得勝陀頌碑

一、建碑の由來

大金得勝陀頌碑は一種の戰勝紀念碑である。碑の在るところ、即ち金太祖阿骨打が打倒契丹を標榜して擧兵するに當りその麾下の將兵に誓約したと云ふ由緒ある地である。其の所在は吉林省扶餘縣石碑嶺子村の東北に當る。惟ふに明太祖は此地に誓師以後遼軍を討つて連戰連勝遂に十年を出でずして遼帝國を滅し大金國を創建した。爾後七十二年、大定二十四年春五月、金朝五代の世宗皇帝は燕京から上京に巡幸し來り、駐蹕約一年親しく祖宗百戰の山川を巡遊し創業の艱難を追憶した。越へて明年四月世宗は相府に詔して太祖擧兵の地を永久に紀念するを諮つた。相府は亭を禮官に賀し、唐の玄宗皇帝は太原に幸し起義堂の頌あり、又上黨を過りて舊宮述聖の頌あり、此例に倣ひ頌を刻し亭を建て以て聖迹を彰すことよけれとの答を得、世宗に奏して刻頌建碑の事は決した。翰林修撰同知制誥兼大常博士の趙可に命じ頌を撰せしめ成平府清安之の孫縣侯之を書し、大定二十五年七月二十八日、金太祖誓師の地に此碑は建られた。かくして太祖の霸業を永遠に紀念することゝなつた。但し金世宗は此時已に上京から燕京に向つて還幸の途上にあり、此碑の建立を見ることゝなかつた。之れ現に扶餘縣石碑嶺子に在る大金得勝陀頌碑建立の由來である。

二、得勝陀頌碑の文献

さて大金得勝陀頌碑を金代以降の文献に覓むるに之を載録せるものを見ない。第一に金史が何

等記載する所なく、世宗本紀大定二十四五年の際に、世宗東巡の事を載するも、得勝陀頌の建碑は記されてゐない。金代已に然り。元明二朝の文献も亦同様である。殊に其の所在は交通不便なる僻遠曠野に在り、數百年來その存在は世に知られなかつた。従つて此碑を始めて世に紹介したものは實に清の道光初年、吉林將軍行署旗員の薩英額が吉林將軍富俊の命によつて編述した「吉林外記」を以て嚆矢とある。即ち同書九卷古蹟の條に得勝陀頌の全文と女眞字百二十四字を採録したのが、此碑に關する最初の文献である。

越へて光緒十三年、吉林方面の掌故に精通せる曹廷杰が、その著「東三省輿地圖說」に因つて之を紹介し、建碑の由來とその所在地を明記し、在抵林河西岸距入松花江處四十里亦名額特勝、嚆今呼石碑、子」と謂ふ。當時此碑は荆棘の間に倒壊してゐたと記してゐる。吉林通志卷一百二十金石、亦此の全文を収録した。其後此碑の所在を確かめたものがなく、一部には埋没説すら傳へられた。然し此碑は倒壊以來荆棘の間に横り埋没してゐた事實はないようだ。民國四年に至り、時の扶餘縣長孔憲熙が古碑保存を志し、斷折せる碑石を接合せしめ、現場に碑亭を建て、保護した。

張步瀛編著の扶餘縣志二百十五古蹟及名勝の條に、得勝陀碑 在長春嶺東南石碑歲子地方。爲大定二十五年。金世宗所樹者。距今約七千餘年。清初不知何折斷。遂橫倒地上。汚以風雲雨泥。

幾不可辨。附近耕地農夫。每以之磨鋤。或坐其上而話桑麻。民國初。孔公郁吾。宰斯邑時。

政通人和。闢攘古蹟。命人以磚砌之。重新接樹、遂得屹然壁立。並爲文跋其後以記之。

とあるは此事である。民國初年、現場に於ては斯様に碑石保護が實施されてゐたが、一部の拓本も世に流布されなかつたために、その所在は不明とされた。越へて昭和八年十月、東京の須佐嘉橘氏が危険を

冒して親しく現地に赴き、その實狀を調査し、拓本を將來し、始めてその現狀が世に明瞭となつた。以上は文献上から見た。此碑發見までの一般經過である。

附記 此碑に關し記述された日支諸學者の文献に就ては拙著「大金得勝陀頌碑に就て」滿鐵奉天圖書館叢刊第十二冊に詳説せるを以て茲には之を省略した。詳細は拙著を參考されたい。

三、建碑の現狀

さて其の所在である。大金得勝陀頌碑の建てる石碑歲子村は吉林扶餘縣第三區に屬し、扶餘縣城から東北八十里に長春嶺の大街あり、此地から更に東南二十五里の地點に石碑歲子村がある。此の得勝陀頌碑は此村から東北に約四里を距る平野の小高き場所に位置する。金太祖は此地に於て打倒契丹を誓師したのである。金史第二十四卷地理「上京路會寧の條に、

漆流河有得勝碑、國言忽土、噶葛蠻、太祖誓師之地也。

とあるに當る。余は親しく現地に至り、最も驚いたことは雄大なる斷崖であつた。扶餘縣城から長春嶺に赴き更に石碑歲子に至るの間は大體に於て平野の連續であり、大した勾配もなく、丘陵と目すべき突起も少く、一望無涯の耕地であつた。然るに馬を石碑歲子村の上に進むるや俄然地勢は一變する。脚下は壁立約五十米、殆んど垂直の斷崖下は拉林河に連る一帶の濕地に續き、平蕪遠く東南に展開する。その斷崖は石碑歲子村を中心として南北に弓形に彎曲し、恰かも屏風を突立てたかのように見ゆる。此の斷崖の東側に十軒餘りの集團部落が石碑歲子村だ此村から東北に濕地の中を行くと約四里平野の中に稍や小高き丘あり、碑は此丘に南面して立つてゐる。其の周圍は開墾された耕地なるも、此處だけは長方形の草原として開墾されてゐない。東西二十一米、南北五十八米あり、西側一

帯に大小の楡樹二十本りを數ふる。碑は西側寄に在り碑亭は除損してその屋根を失ひ、周邊に黒煉瓦の圍壁を残し、碑は頭部を露出したまゝ、荒廢してゐる。

碑亭は黒煉瓦を以て側面を圍み南北を開いてゐる。碑を中央に南北一米二九、東西二米一八である。側面の高さ三米餘あり、其上に屋蓋を掩ひ雨露風雪を防ぐに備へたものらしいも、今や其の屋蓋を見ない。此碑は篆蓋二尺六寸、碑身五尺八寸、幅二尺八寸、厚一尺一寸、最底の高さ一尺二寸、首尾全長五尺四寸である。碑身は中央より斷折せるをセメントにて接續したものである。碑は南面が漢字北面が女眞字となつてゐる。篆蓋はその反對に女眞字を南面に、漢字を北面に置いている。之は再建時に監督者の不注意から誤つたものであらう。碑亭南面東側の内壁には扶餘縣知事孔憲熙が碑亭建築の始末を刻した石を嵌入してある。

四、得勝陀頌の漢文

此の大金得勝陀頌の刻字は七百年來、北滿の曠野に立ち、風雪雨露に暴露してゐたので相當に磨滅して居る。それに又碑石の斷折とにより一層碑文を讀み難いものとした。現在碑面を撫するも完全に全文は讀めない。吉林外記に載録された頭は碑石が今日の如く破損してゐなかつたものであらう。また吉林通志所載の碑文には吉林外記に脱落した部分を補足してある。之は恐らく光緒十三年曹延杰の將來した拓本に據つたものに相違ない。さて碑文の漢字面を見るに、全文三十行、此中序文が十八行、頌詞が九行、四字一句の八十八句である。一行の字數最も多いのは序文の條に於て七十九字だ。總字數は撰文、書丹、篆額者等の署名及び最後の年號を加へて八百十餘字である。次に頌碑の全文を原碑そのまゝの字配にて載録しやう。

時に監督者の不注意から誤
建築の始末を刻した石を儀

四、得勝陀

此の大金得勝陀頌碑の刻
滅して居る。それに又碑石
完全に全文は讀めない。吉
あらう。また吉林通志所載
十三年曹延杰の將來した拓
中序文が十八行頌詞が九行
七十九字だ。總字數は撰文
次に頌碑の全文を原碑そ

大金得勝陀頌

奉政大夫充翰林修撰同知 制誥兼太常博士驍騎尉賜緋魚袋 臣
儒林郎咸平府清安縣令武騎尉賜緋魚袋 臣
承直即應奉翰林文字同知 制誥兼充國史院編修官雲騎尉賜緋魚袋 臣

得勝陀

太祖武元皇帝誓師之地也臣謹按 實錄及
廢德神功碑云

太祖率軍渡溇流水命諸路軍舉會

太祖先據高阜國相撤改與衆仰望

聖質如喬松之高所乘緒白馬亦如岡阜之大

太祖願視撤改等人馬高大亦悉異常

太祖曰此殆吉祥天地協應吾軍勝敵之驗也諸君觀此正當勦力同心若大事克成復會於此當爵而名之後以是名賜其地云時

其兆復見焉大定甲辰歲

鸞輅東巡駐蹕上都思

武元締構之難畫

孝孫元昭之道始也命新

神御以嚴穆穆之容懸又俾刊貞石以贊輝暉之業而

孝思不念所以張閔休而揚偉績者蓋有加而無已也明年夏四月

詔以得勝陀事訪于相府謂宜始何相府訂于禮官禮官以爲昔唐玄宗幸太原嘗有起義堂頌過上黨有舊宮述聖頌今若倣此則

開制曰可臣可方以文字待罪禁林然則頌成功美形容臣之職也敢再拜稽首而獻文曰

遼季失道	腥聞于天	迺眷東顧	實生	武元	皇矣我祖	受天之祐	恭行天罰
各稱爾戈	諸道之兵	亦集其下	大巡六師	告以禍福	明明之令	如霆如雷	桓桓之士
靈脫自天	事駭觀觀	人仰	聖質	凜如喬松	其所乘馬	岡阜穹崇	
諸君勉之	往無不利	師勝而還	當名此地	神道設教	易經著辭	厭勝之法	自古有之
天有顯道	厥類惟彰	國家將興	必有禎祥	周武戎衣	火流王屋	漢高奮劍	素靈夜照
得勝之祥	如日杲杲	至今遺老	疇弗樂道		聖金天子		武元神孫
六飛戾止	江山國是	念我	列祖	開創之勤	風櫛雨沐	周集大勳	
以爲未也	惟此得勝		我祖所名	詔以其事	載諸頌聲	文王有聲	通駿有聲
帝王之符	千載孝治	配姬與劉	詔于萬世				

大定二十五年七月二十八日立石

5757

此の大金得勝陀頌碑の刻字は七百年來、北滿の曠野に立ち、風雪雨露に暴露してゐたので相當に磨滅して居る。それに又碑石の斷折とにより一層碑文を読み難いものとした。現在碑面を撫するも完全に全文は讀めない。吉林外記に載録された頃は碑石が今日の如く破損してゐなかつたものであらう。また吉林通志所載の碑文には吉林外記に脱落した部分を補足してある。之は恐らく光緒十三年曹延杰の將來した拓本に據つたものに相違ない。さて碑文の漢字面を見るに、全文三十行、此中序文が十八行、頌詞が九行、四字一句の八十八句である。一行の字數最も多いのは序文の條に於て七十九字だ。總字數は撰文、書丹、篆額者等の署名及び最後の年號を加へて八百十餘字である。次に頌碑の全文を原碑そのまゝの字配にて載録しやう。

充翰林修撰同知 制誥兼太常博士 驍騎尉賜緋魚袋 臣 趙 叮奉 勅 摩
儒林郎咸平府清安縣令武騎尉賜緋魚袋 臣 孫 侯奉 勅 書丹
又字同知 制誥兼充國史院編修官雲騎尉賜緋魚袋 臣 党 懷 英奉 勅 篆額

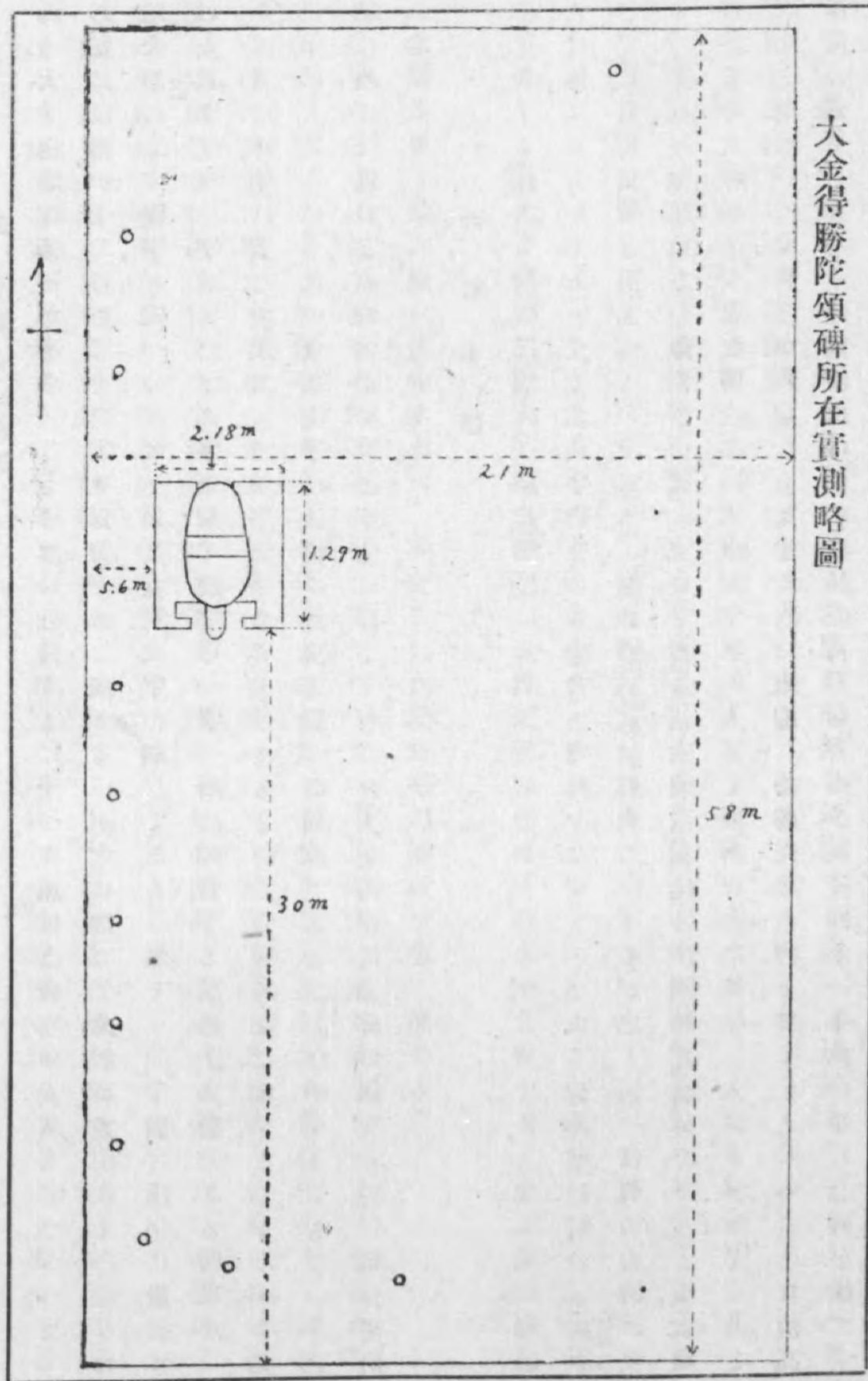
同心若大事克成復會於此當爵而名之後以是名賜其地云時又以禳禱之法行於軍中諸軍介而序立戰士光浮萬里之程勝敵剋日

聖宗幸太原嘗有起義堂頌過上黨有舊宮述聖頌今若做此刻頌建宇以彰聖迹於義爲允相府以敢再拜稽首而獻文曰

武元	皇矣我祖	受天之祐	恭行天罰	布昭聖武	有卷者阿	聖之陔陀	爰整其旅
告以禍福	明明之令	如霆如雷	桓桓之士	如熊如貔	先是	太祖	首登高阜
凜如喬松	其所乘馬	岡阜穹崇		帝視左右	人馬亦異	曰此美徵	勝敵之瑞
神道設教	易經著辭	厭勝之法	自古有之	我軍如雲	戈甲相屬	神火饑饉	光浮萬里
周武戎衣	火流王屋	漢高奮劍	素靈夜哭	受命之符	孰云非無	國彼宗元	遂經國明
	聖金天子		武元神孫	化被朔南	德伴義軒	眷言舊邦	六飛戾止
開創之勳	風櫛雨沐	周集大勳		聖容既新		聖功既高	永克厥志
詔以其事	載諸頌聲	文王有聲	通駿有聲	潤色	祖業	惟時	聖明

世 年七月二十八日立石

大金得勝陀頌碑所在實測略圖



此の大金得勝陀頌碑が有名となり、學界に注目されるに至つた原因は碑陰の女真文字であつた。吉林外記には僅か十二行、百二十四字を採録せるに過ぎないが、之に因つて此碑が重視されるに至つた。碑陰全面に亘り漢字と同一の字配を以て女真文字が刻してある。然もその字數は漢字に數倍する。之れ女真文字は二字或は三字、四字を以て漢字の一字一語に相當する關係上多數である所以だ。漢字の八百十餘字に對し女真文は三千字を下ることはあるまい。吉林外記に載するところは全文十分の一にも足らぬ。此の女真文字は表面の漢文と同一の内容であることは申すまでもない。之が解讀に就ては近時在京都の田村實造學士に因つて行はれ、大金得勝陀頌碑の研究と題し東洋史研究第二卷第五號—第六號に發表された。本文では女真文字の誤寫を慮り略する。

六、むすび

之を要するに大金得勝陀頌碑は歴史的には女真民族の勃興を語る紀念碑であり、金太祖の偉業を千古に傳ふるものであり、又女真文字研究の貴重なる資料をなすものであり、滿洲國に於ける碑石文として國寶的價値を有するものである。滿洲國內には時代こそ下るが、之と同一性質の古碑が現存する。それは撫順東方の薩爾滸山麓に立つてゐる清太祖奴爾哈赤の戰勝紀念碑である。金太祖阿骨打が誓師大勝は清太祖奴爾哈赤が天命四年、明の大軍を薩爾滸山に擊破し、大清帝國創業の基となつたのと均しい。金世宗が燕京から父祖の國に東迎し得勝陀頌の碑を建てしめたのはまた清高宗が滿洲に巡幸し親しく薩爾滸山に清朝勃興の古戰場を弔ひ、乾隆四十一年此の地に巨碑を樹て太祖の戰勝を紀念せると全然軌を一にするものである。由來金清兩朝は均しく同種族に屬し前に金朝

が滿洲を本據として平原に侵入して覇を唱へたこと、清朝は之を承けて同一の事を繰返すに至つた。その子孫皇帝亦均しく父祖の故國に還り創業の艱難を追憶する所に女真族として、そこに一脈の何物かと共通するものを認むる。

附記

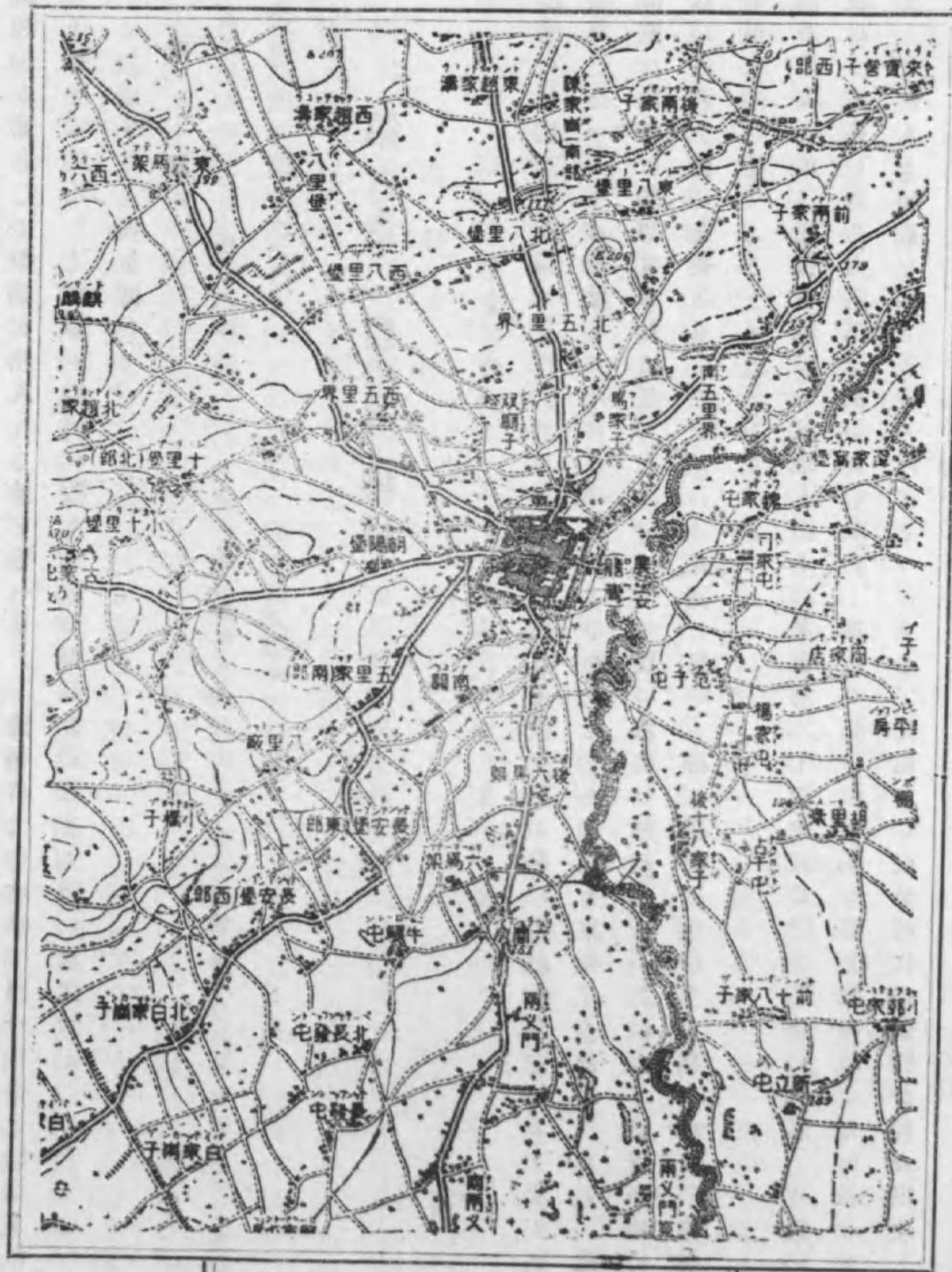
康德五年五月十二日、余の石碑崴子村に大金得勝陀頌碑を調査するに當り、扶餘縣長春嶺警察署指導官若荷儀一氏の配慮に負ふところ少くない。茲に芳名を記して感謝の意を表する。

第六章 農安の佛塔

一、農安と使塔

農安の佛塔は農安縣城の西門外に在り、廣漠たる蒙古平原の間に巍然屹立し、遠く十里の外から之を望見し得べく、半ば崩壊した塔身に時代のさびを見せ、古城農安を象徴する佛塔である。遼陽と謂へば直に白塔を聯想する如く、農安と申せば亦半壊の古塔を想起する。之れ古く農安の地に傳播興隆した佛教文化の遺物として歴史的にも見通し難い。殊に滿洲に現存する遼金時代の佛塔として其の最北端に位することも注意を要する。

由來農安の地は遼代黃龍府の故址と稱され、金史卷二十四地理志隆州の條に「天眷三年遼の黃龍府を改めて濟州と爲し、大定二十辰年更に隆州と爲し、貞祐の初年隆安府と改めたことを載せてゐる。隆安また龍安と轉訛し、次で農安と呼ぶるゝに至る。此地から遼金時代の遺物が種々出土してゐる



農安省附近地圖

點に照すも農安は歴史的に相當重視すべき要地である。

二、佛塔の現状

さて佛塔の現状を観るに塔は八角多分十三層であつたと思はれるも今完全に數へ得るものは九層に過ぎない。東西十三米南北十五米高さ一米五〇の台地上に立つ。塔身は上層部と基壇部とが極度に破損し、いづれも原形を留めず僅かに中層部のみが稍や原形を保持して居る。其の基壇部は内側に削り取られて彎曲し、周囲四十米あつたと推定さるゝものが今は僅かに二十五米に過ぎない。また基壇の直径十五米あつたと思はるゝものが東西八米南北八米三〇となつてゐる。塔全體は其の中心まで磚を充填したる中實である。之は塔の東南邊に於てその中心に向つて深さ約五米の穴を穿てることに因つて之を知る。塔を構成する磚は一定してゐないが長さ四二センチ幅二〇センチ厚七センチあり、すべて條目なく相當に巨大なる磚である。然も塔身は當年白色に塗裝されてゐたものらしく、中層部に於てその形迹を認め得る。各層軒瓦の様式は鐵嶺圓通寺の白塔と同一であり、優秀なる磚塔とは認め難い。その建築年代は遼代と申すよりも寧ろ金代と見るのが妥當ではあるまいか。之を要するに此の佛塔は今や頭大脚少の畸形的存在であり、若し現状のまゝ推移すれば早晚倒壊は免れ難い状態にある。之れ單に時日の問題に過ぎない。

三、佛塔の原形推測

然して此の佛塔の原形は今日之を知らんと欲するも容易なことではない。たゞ他の類型の塔と對照し大體の輪郭だけは窺知し得る。此の佛塔に於て最も注意すべき點は基壇部である。第一は基壇部が完全に破損せるために、其の一邊の長さを知ることが出来ない。そこで假に第一層一邊の

隅から垂直に地上に接する點を目測し、之を順次八面八隅に及ばし、地上各點間の距離を測定し、一邊の長さ約四米五〇の數字を得た。但し之は第一層部からの垂直線を目測したものである。此種佛塔が所謂砲彈型であり、基壇部は降下するほど幾分擴大してゐるものである。その實際の長さは第一層の垂直線が地上に達する點よりも、恐らく一米内外は外側に擴大してゐるものと考へねばならぬ。そこで基壇部の一邊は長さ約五米あつたものと推定して差支へはあるまい。従つて佛塔基壇部の周圍を約四十米と推測するものである。第二は佛龕の形迹が東南西南西北東北の四面に限り遺することである。東西南北の四面は垂直に壁立し、形迹は全く認められない。然も佛龕の凹部が比較的完全に遺存してゐるのは、東北の一面であり、其餘の三面は僅かに其の凹部を認め得る程度である。そこで此の佛塔の凹面に佛龕があり、佛像を安置してあつたことは確實である。問題は殘餘の四面である。是は余の見るところでは浮彫の佛像を安置したと見るよりも、寧ろ一面一字の大楚字を刻した題額があつたものと推測する。大體滿洲に現存する遼金時代の佛塔は其の形式が同一ではないが、普通には八面八佛である。それも佛龕に安置された座像、佛龕のなき浮彫の座像、或は立像等に區別することが出来る。四面に佛像を置き、四面に題額を置くの例は遼東の佛塔には之を見ない。然し遼西興城縣白塔峪の白塔と同縣龍王嘴の佛塔とは均しく四佛四額である。之れ實に稀有の例である。農安の佛塔も恐らく是等の興城縣佛塔と同一系統に屬するものではあるまいか。八面八佛の佛塔でなかつたことだけは確實だ。農安の古塔に就ては此の程度にとゞめ更に専門家の調査を求むる必要があらう。

第七章 史蹟の保護

さて是等の古城古墓古碑は今日まで既に八百年内外の歳月を閱し、多年北滿の山谷曠野の間にあつて風雪雨露に暴露してゐた關係上いづれも甚しく荒廢してゐる。今にして之が保護の道を講じなければ、やがて現在以上に荒廢し殊に碑石等の如きは散逸し去つて墮滅に歸する虞がある。此秋に際し滿洲國政府當局は古蹟保存の見地から充分之が保存に力を致すべきは論を俟たない。余は此次の調査に執き是等史蹟の保存に關し、簡單にその意見を略述し當事者の參考に資したい。

一、金上京の遺址

阿城縣の白城は、白城全體が金上京の遺址であり、又史蹟である。其の全城を保存する等の事は言ふべくして行ひ難い。亦實際上不可能である。従つて白城の保存はその範圍を城壁の人爲的破壊を禁じ、且つ破損個所の修復程度にとどめ一方南城の宮殿址だけを特別に保存することが適當と認むる。此の宮殿址は東西百米、南北六百米の一部にして、すべて民有地である。そこで保存施設の先決問題は土地の買収である。政府に於て此の地區を全部買収し、周圍に柵を繞らし一切の耕作を禁止すべきである。保存施設としては宮殿址の發掘整理、史蹟としての標識建設、小公園式の設備其他多々あるも是等はすべて第二の問題である。要は政府當局が史蹟保存の見地から宮殿址の耕地買収を速かに實行する點に存する。

二、完顏希尹の墓地

完顔希尹の墓地も現に耕地と化し、日に月に荒廢するのみである。之が保存の前提として先づその耕作者に就て所有權の有無を調査し、官有地の無斷開墾であれば即時耕作を禁止すべきである。若し民有地であれば政府に於て之を買収し耕作を禁止し墓地の保存に任すべきである。保存の方法としては現状維持の立前をとり、盜掘されたる丘墳を復原し、墓前の石人石獸は一切之を現在の位置より移動せしめず、墓地としての景觀を復原せしむべきである。仄聞するに吉林方面に於ては此の完顔希尹の神道碑を吉林に運び北山公園に建立すべしとの議ありと云ふ。此種の計畫には絶對に反對である。第一現地保存の趣旨に反し史蹟の破壊行爲に等しい。現地から一步も動かしてはならぬ。従つて現地保管の監督に當らしむるがよい。勿論完顔希尹の墓地であることの標識も建立する必要がある。

三、完顔婁室の墓地

完顔婁室の墓地は夙に發掘されて開墾し盡され墓地としての景觀は絶無である。神道碑は勿論のこと石人石獸も已に所在を失してゐる今日之が復原は不可能事である。之を保存すると申しても唯だ二基の最風を除いて保存すべき何物もない。そこで此處に於ては此の最風を保存すると共に碑を建て、完顔婁室の墓地であつた事を明示する程度にとどめなければなるまい。此外に施すべき方法はない。

四、大金得勝陀頌碑

大金得勝陀頌碑の所在は交通不便な僻遠の寒村にある。此の古碑は女眞文字を刻したる點に於て多大の史的價值あり、單に碑其物の保存から見れば適當の場所に移し保存することが良策である。

然し其碑の性質上現地保存を適當と認むる。現地に存在することに最も意義がある。之を他所に運ぶことは考ふべきことだ。現地保存の方法としては現に半壞せる碑亭を取除き新に碑を中央に獨立せしめたる大碑亭を建築し、周圍に金網を張り一般人の出入接觸を禁止、其の鍵を長春嶺警察署長をして保管せしむること適當であらう。

五、農安の佛塔

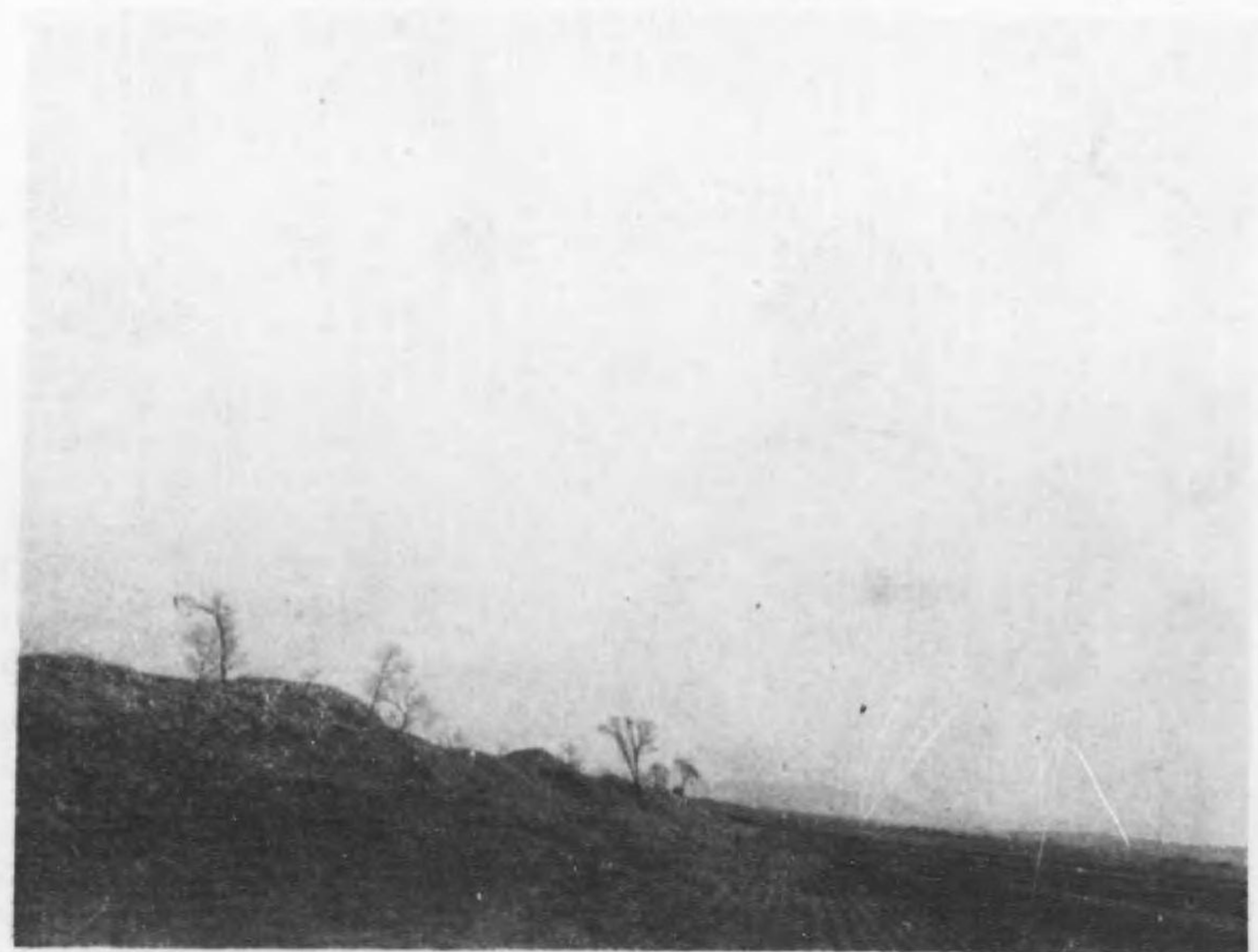
農安の佛塔は大破し、何時倒壊するやも測り難き危険状態にある。因つて之を保存する見地から基壇部の補強工作を實施するのが最大急務である。此の古塔は農安の一名物であり、農安を表徴するものである。補強工作も倒壊を防ぐ程度に實施すればよろしからん。

圖

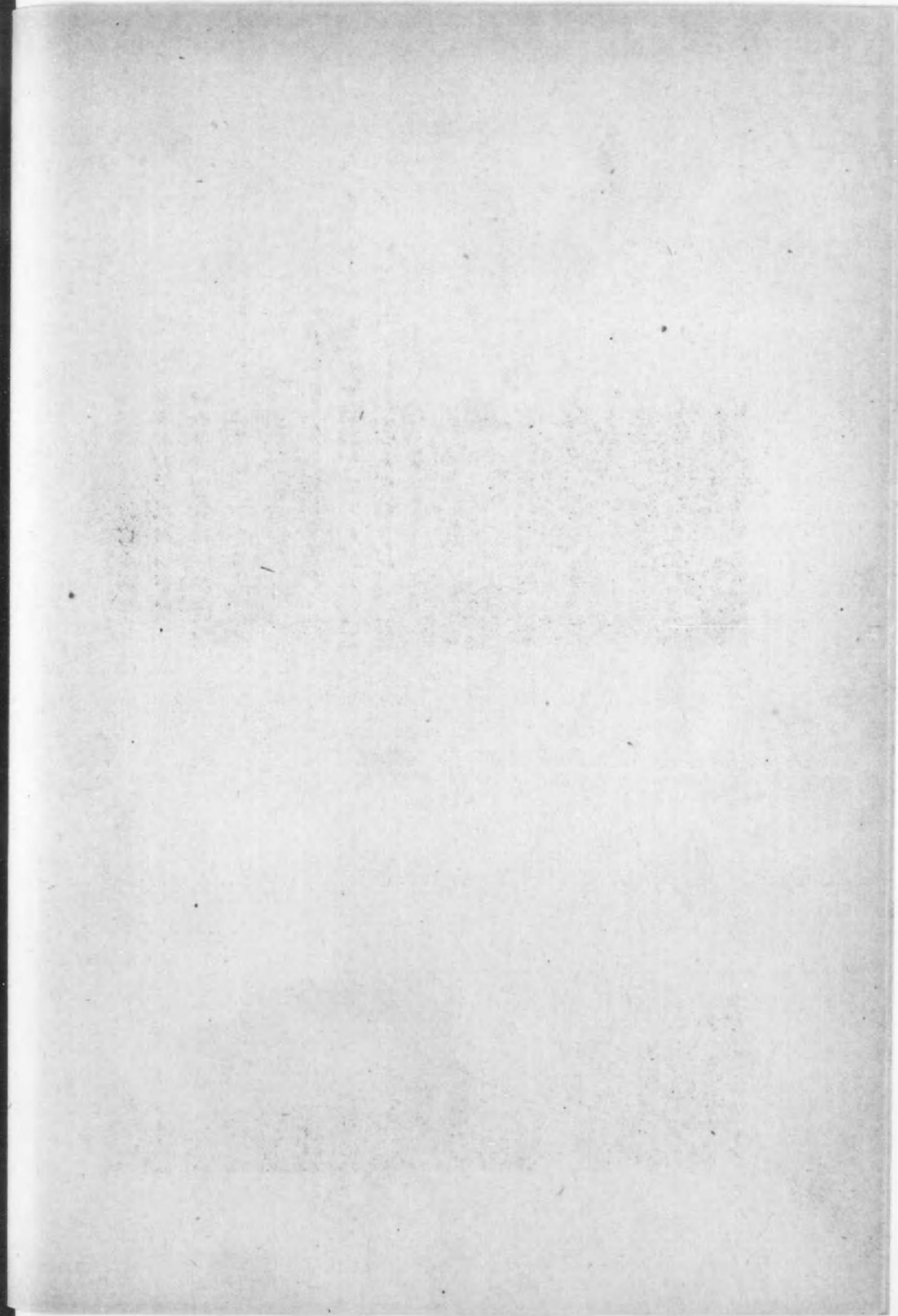
版



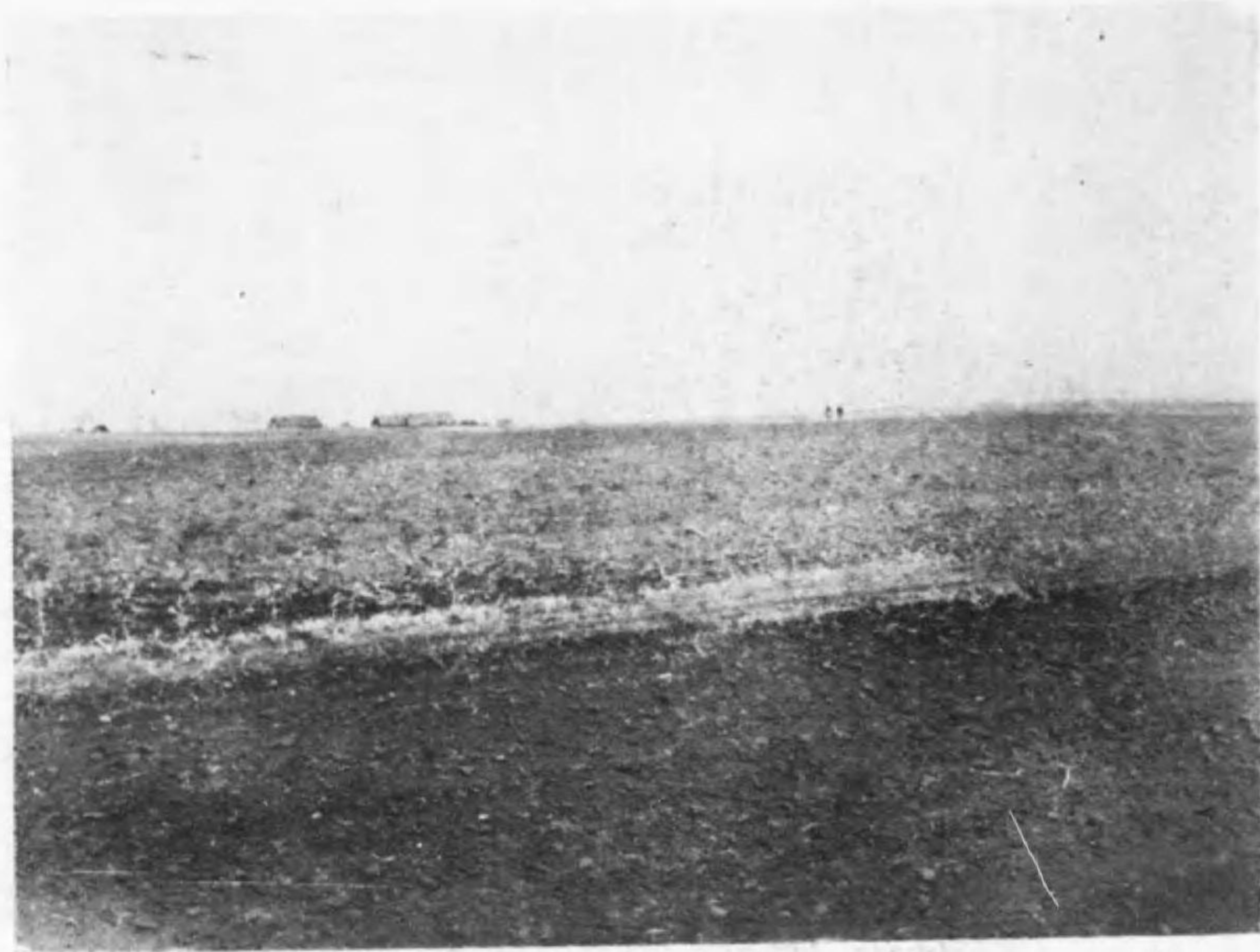
(△望ヲ門南リヨ方東) 邊 南・城 南 ノ 子 城 白 (1)



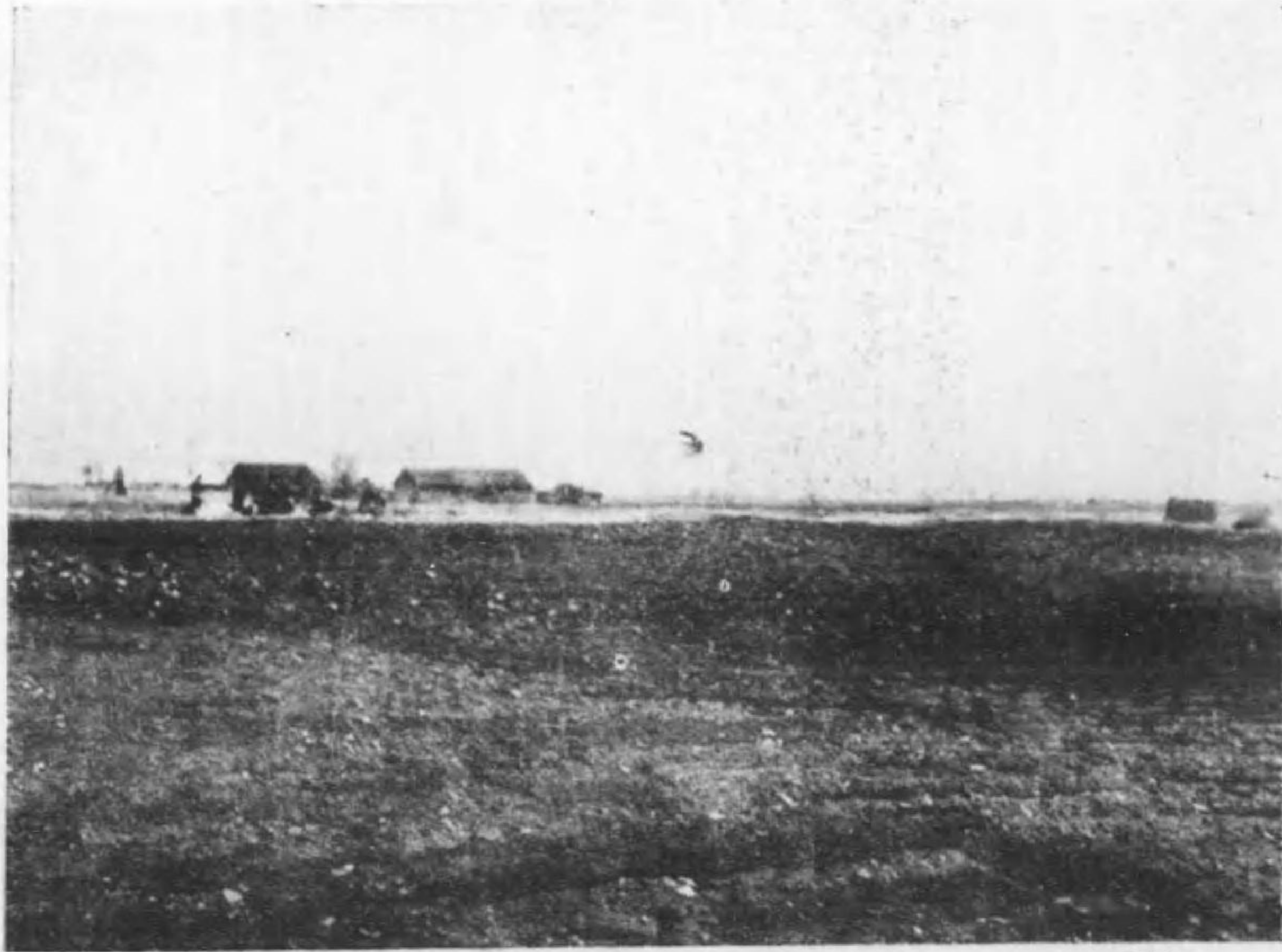
(△望ヲ方東リヨ方西) 邊 南・城 南 ノ 子 城 白 (2)



圖版第三

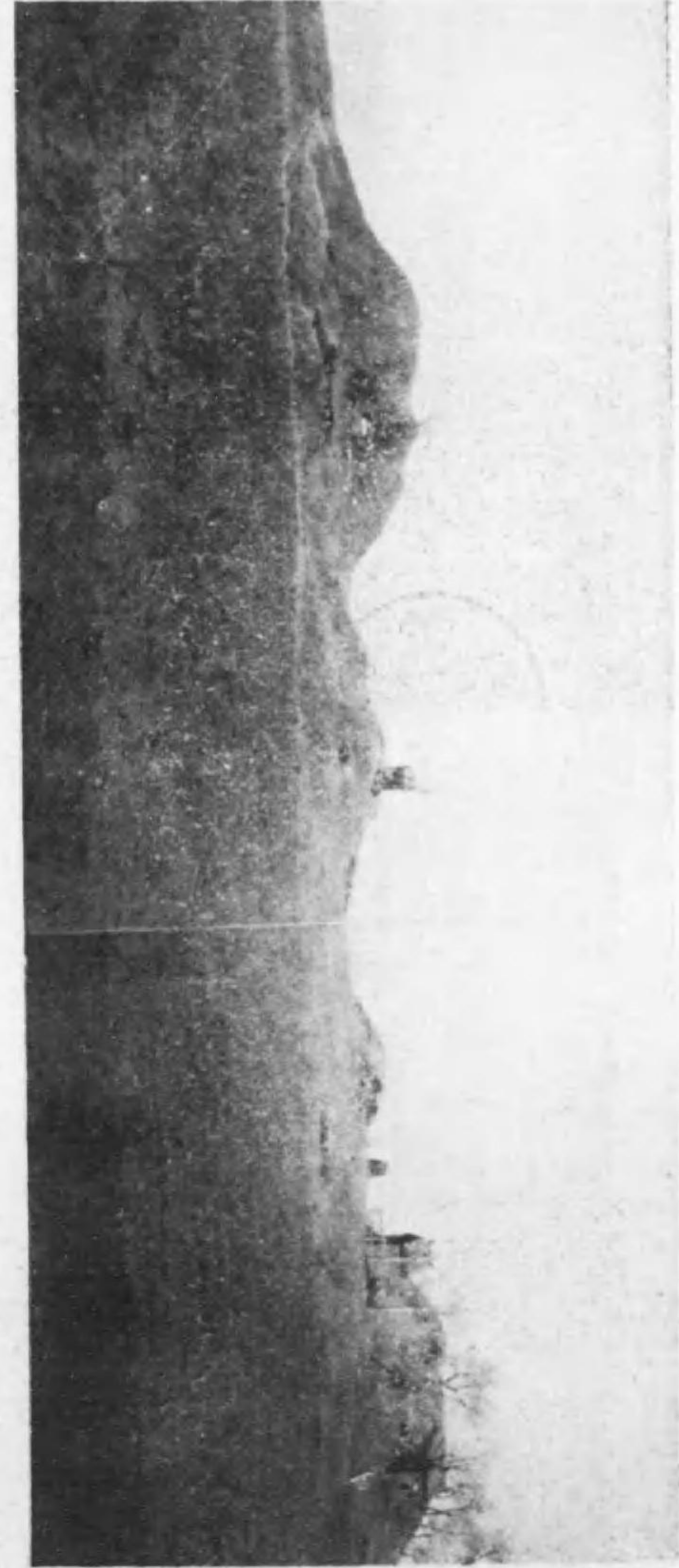


(一其) 景全址殿宮城白 (4)



(二其) 景全址殿宮城白 (5)

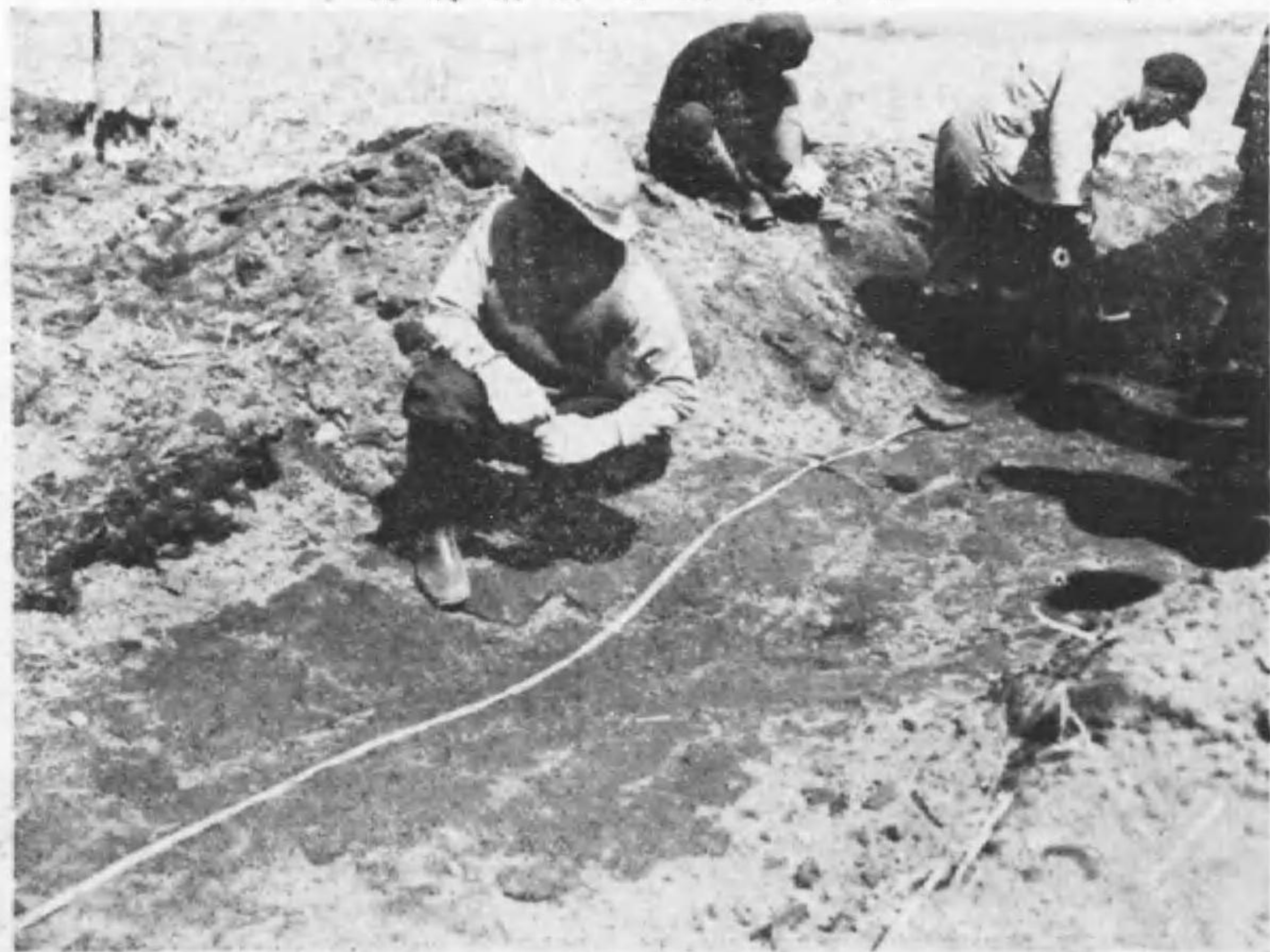
圖版第二



(門朝平) 址 門 正 之 址 殿 宮 城 白 (3)



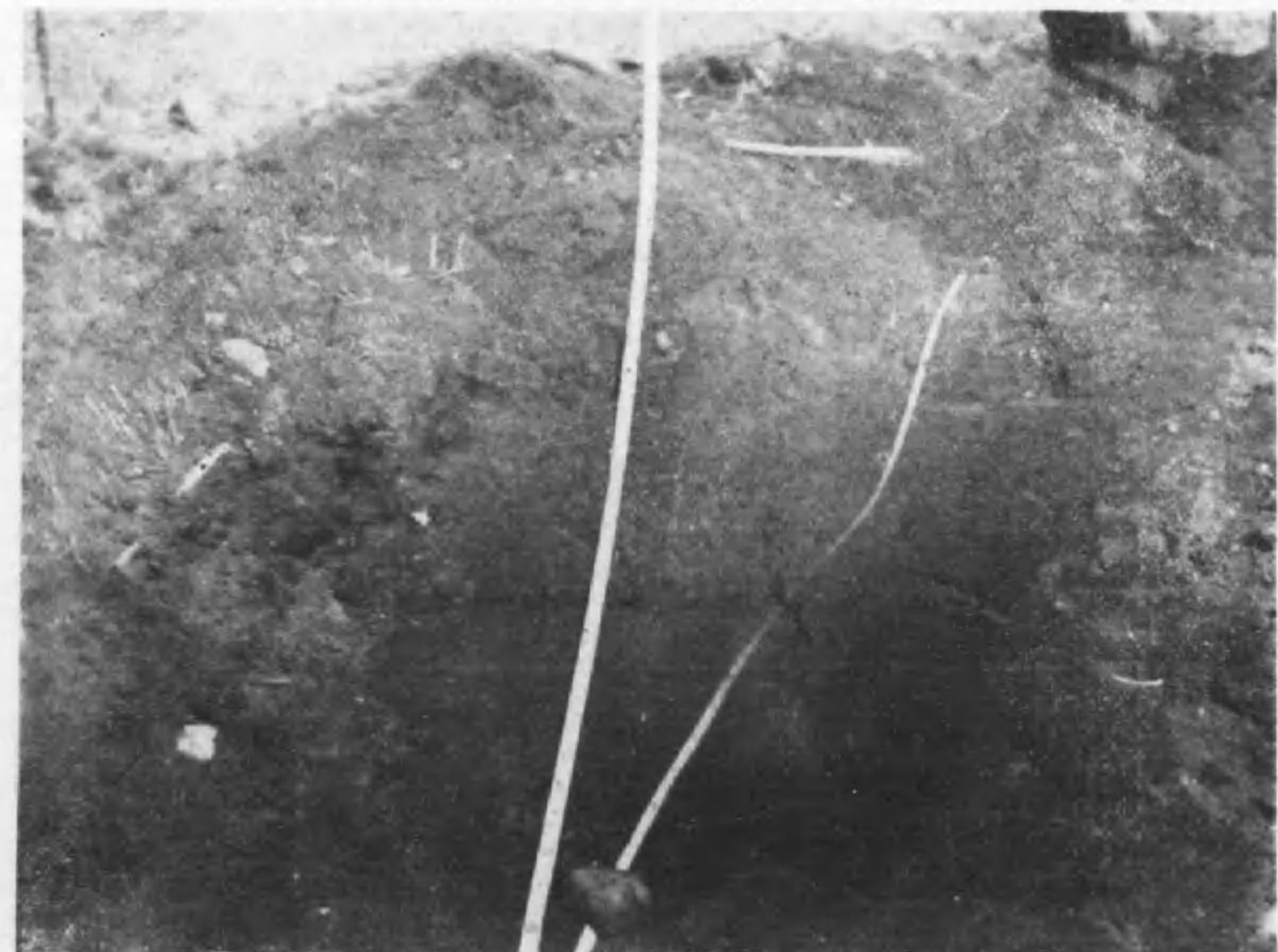
(一其) 況狀掘發址殿宮六第 (8)



(二其) 況狀掘發址殿宮六第 (9)



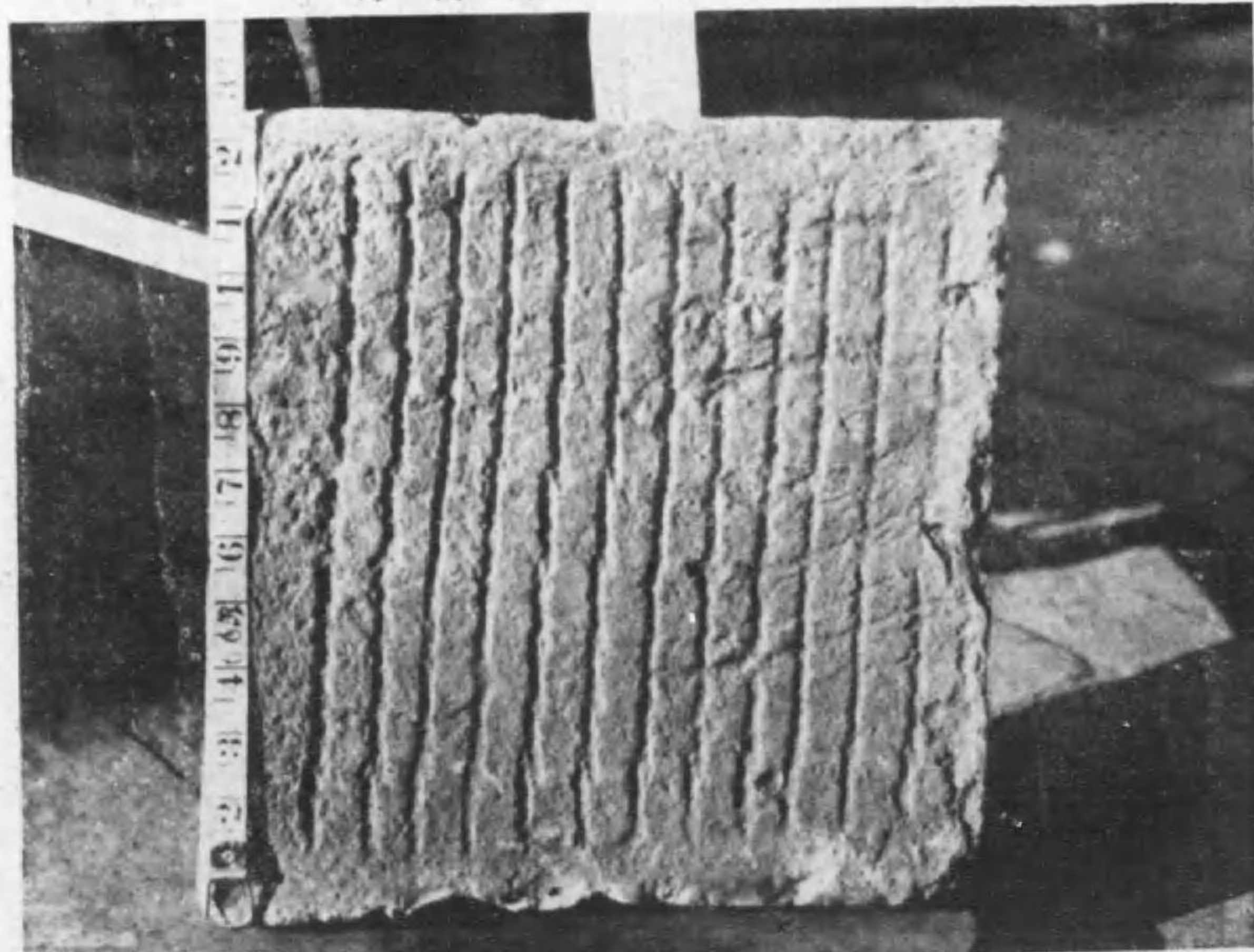
(一其) 況狀掘發ノ址殿宮五第 (6)



(二其) 況狀掘發ノ址殿宮五第 (7)



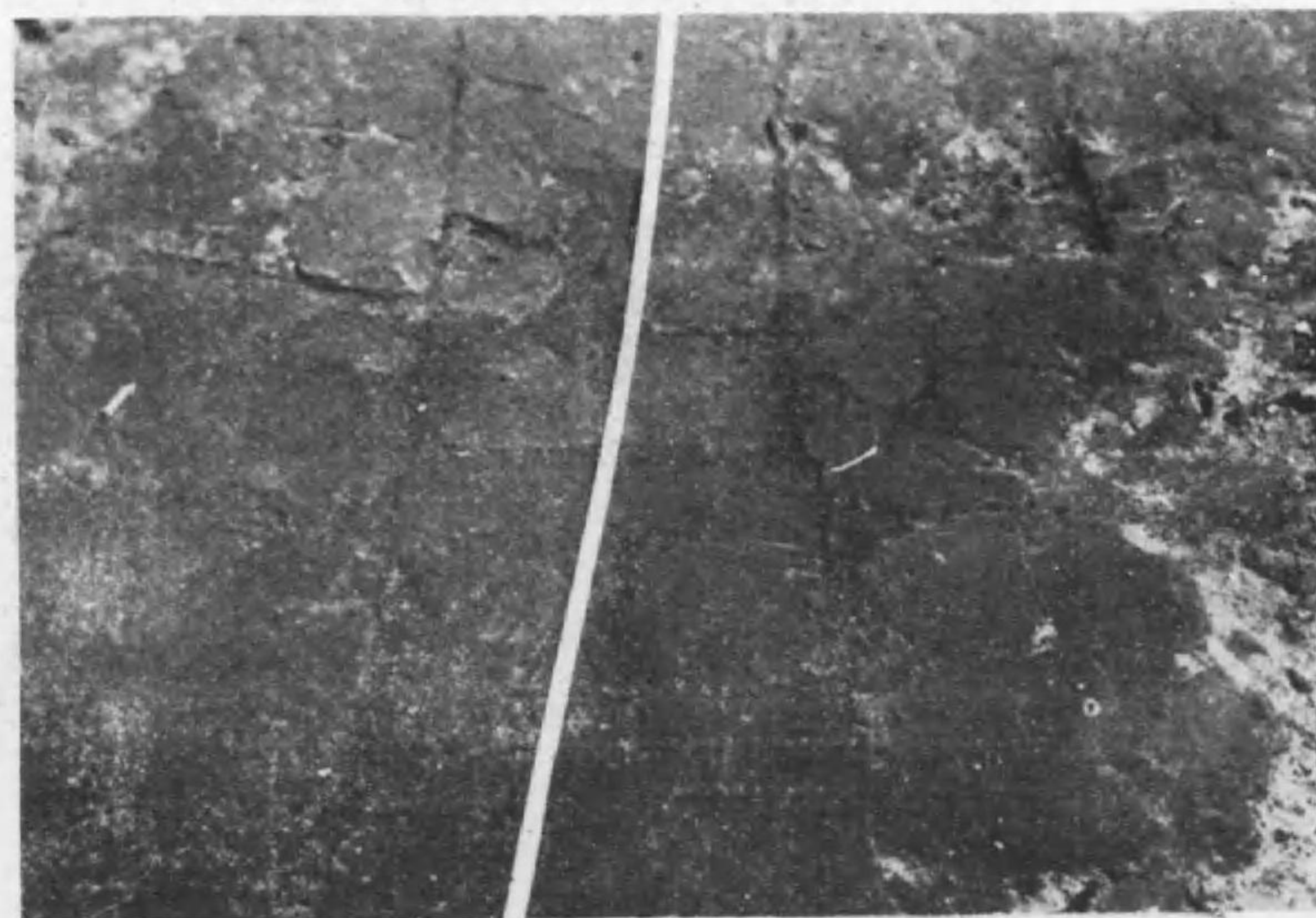
白城出土之龍紋磚 (12)



白城出土之磚(表面) (13)



第六宮殿址發掘狀況 (其三) (10)



第六宮殿址發掘狀況 (四其) (11)



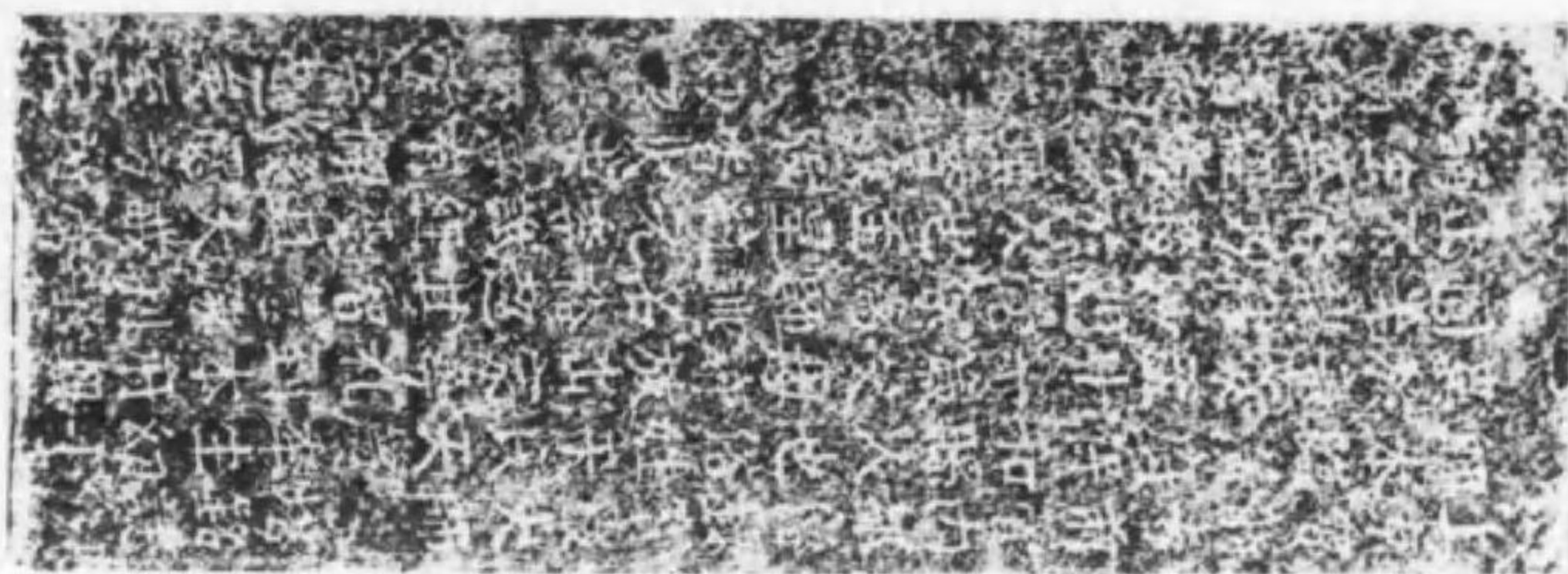
小 城 子 正 殿 址 之 磚 (16)



白 城 出 土 之 觀 音 首 像 (14)



白 城 出 土 之 鐵 兜 (15)



拓面一第碑塔墓同

(18)



碑塔墓師大嚴寶寺膠寶 (17)



景全地墓尹希顏完 (19)



(部上) 碑道神尹希顏完 (21)



(部下) 碑道神尹希顏完 (22)



碑道神尹希顏完 (20)

(碑建修順長湖左)



完顏尹墓前之石獸 (25)



完顏尹之窟穴 (26)



完顏尹神道碑拓陰 (24)



完顏尹神道碑拓正面 (23)



完顏希尹一族ノ墓地(東側) (29)



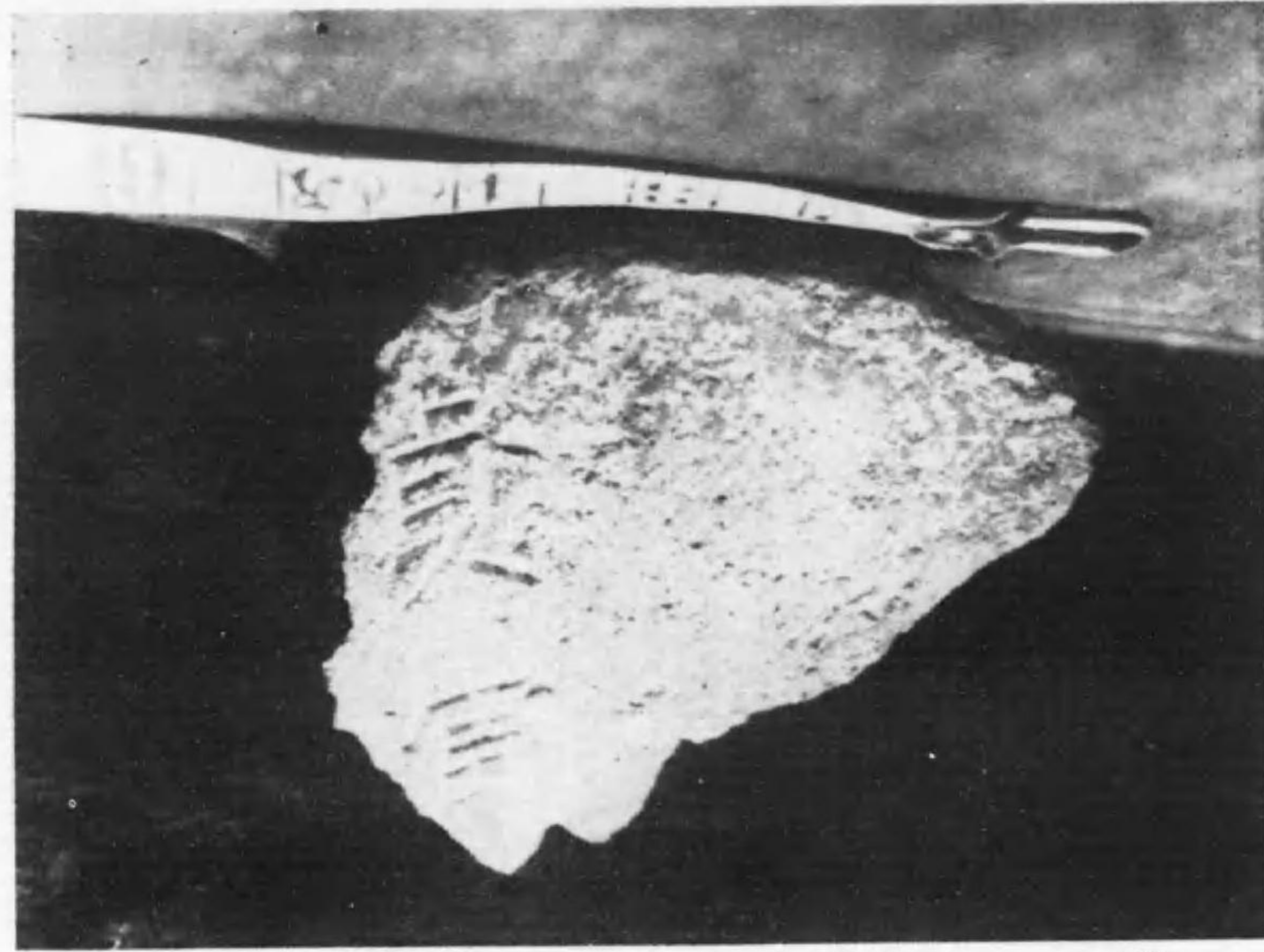
完顏希尹一族ノ墓地(西側) (30)



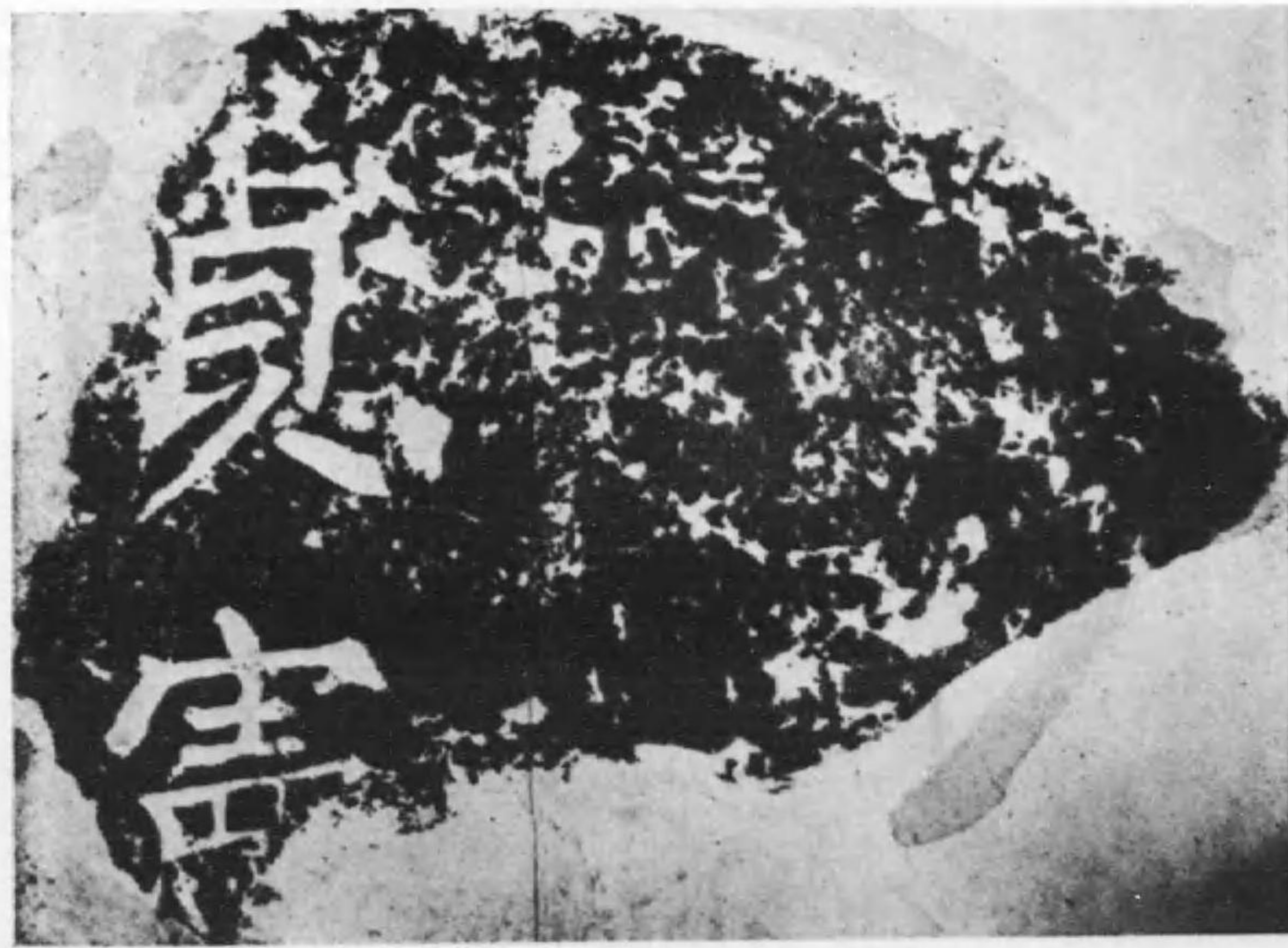
完顏希尹墓前ノ獅子石 (27)



完顏希尹墓前ノ羊石 (28)



完顏希尹墓碑ノ破片 (33)



完顏希尹墓碑破片拓 (34)



完顏希尹墓ノ石人 (地二) (32)



完顏希尹墓ノ石人 (地一) (31)



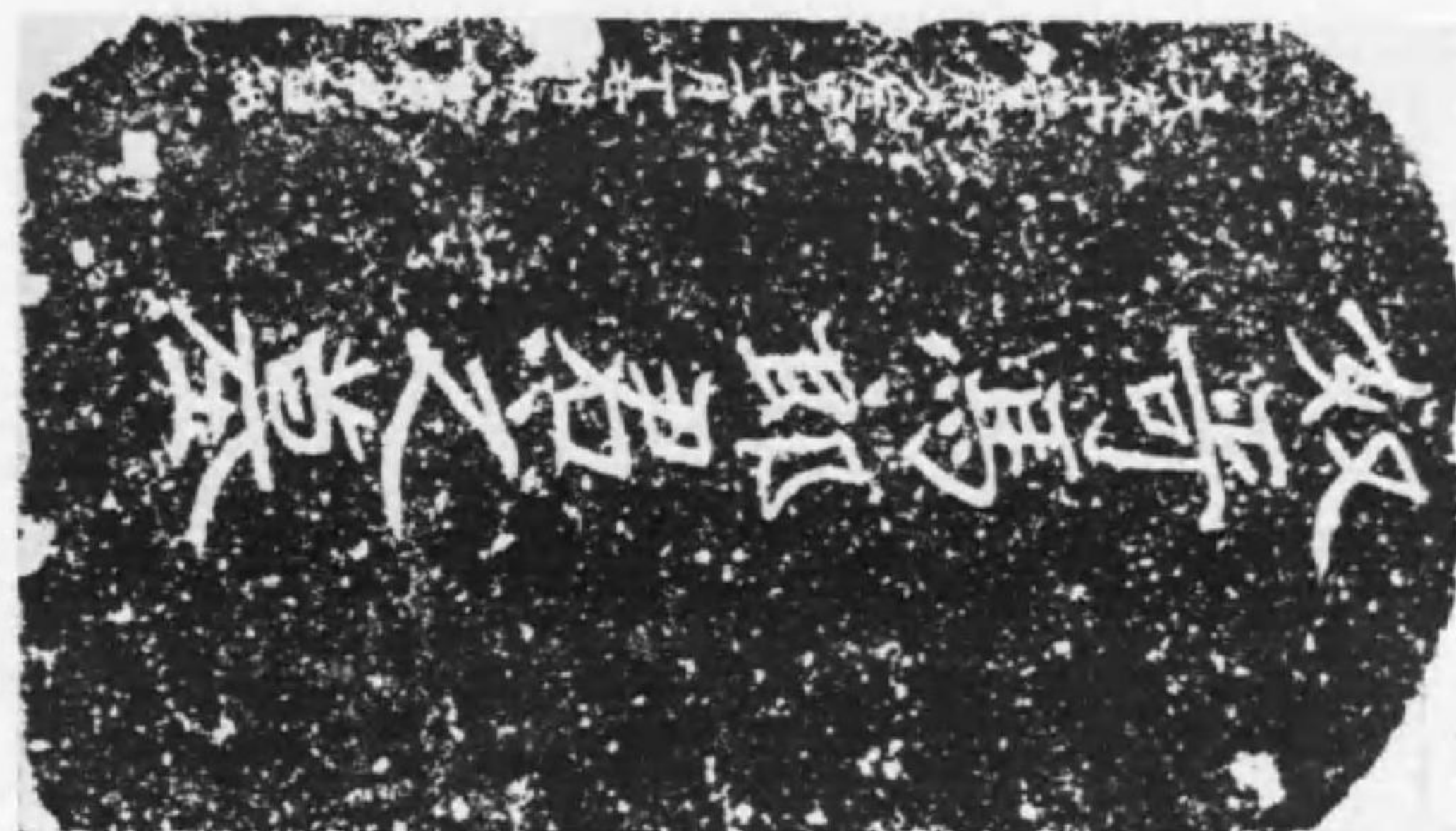
小城市南山墓地全景 (37)



南山墓地ノ武士石像 (39)



南山墓地ノ文人石像 (38)



奴哥馬郎君ノ墓碑

(36)



奴哥馬郎君ノ塔碑

(35)



拓片破碑道神室婁顏完 (42)



(側東) 屬最ノ地墓室婁顏完 (40)



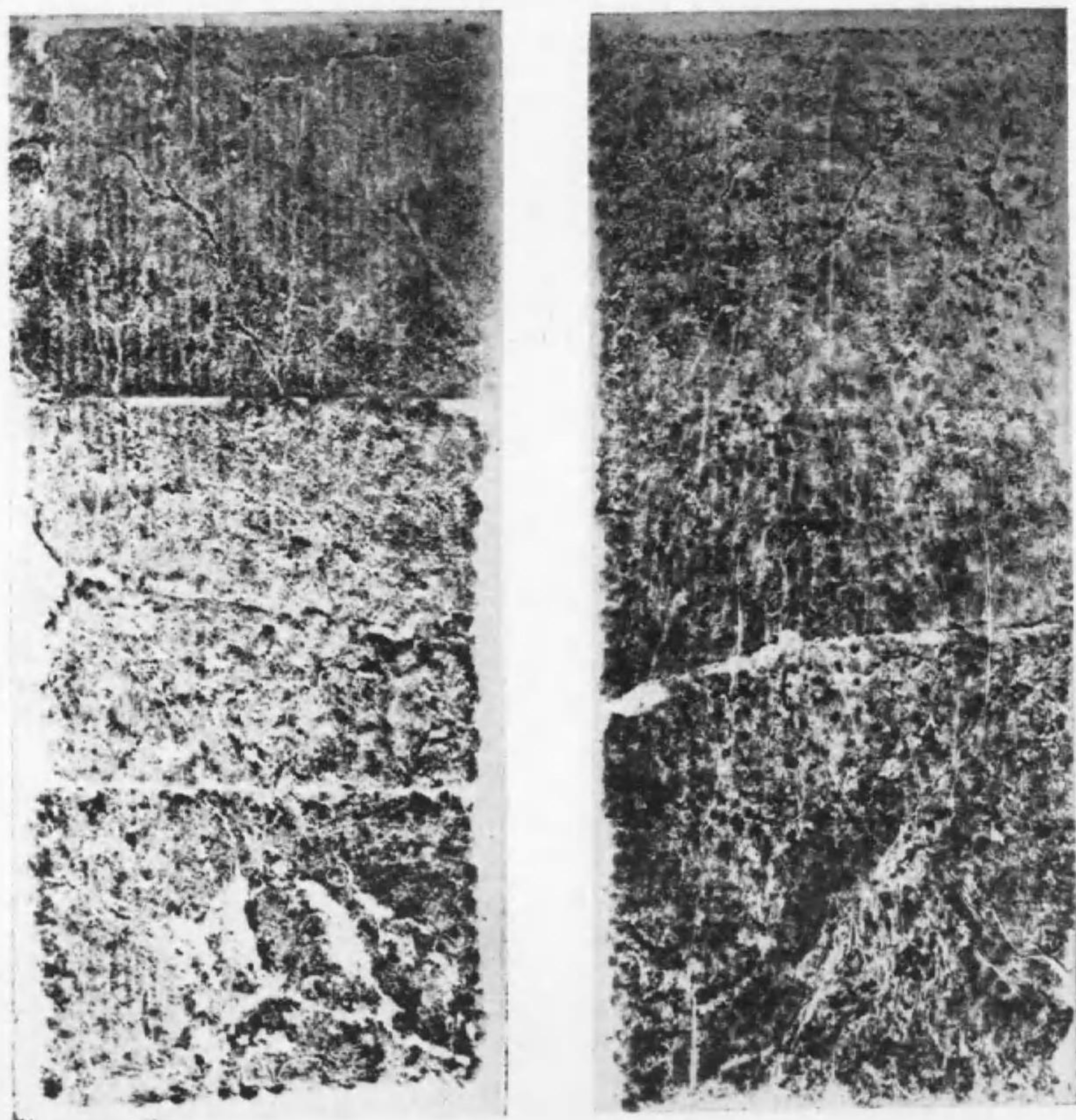
(側西) 屬最ノ地墓室婁顏完 (41)



(面北) 碑 頌 陀 勝 得 金 大 (44)



(南側) 碑 頌 陀 勝 得 金 大 (43)



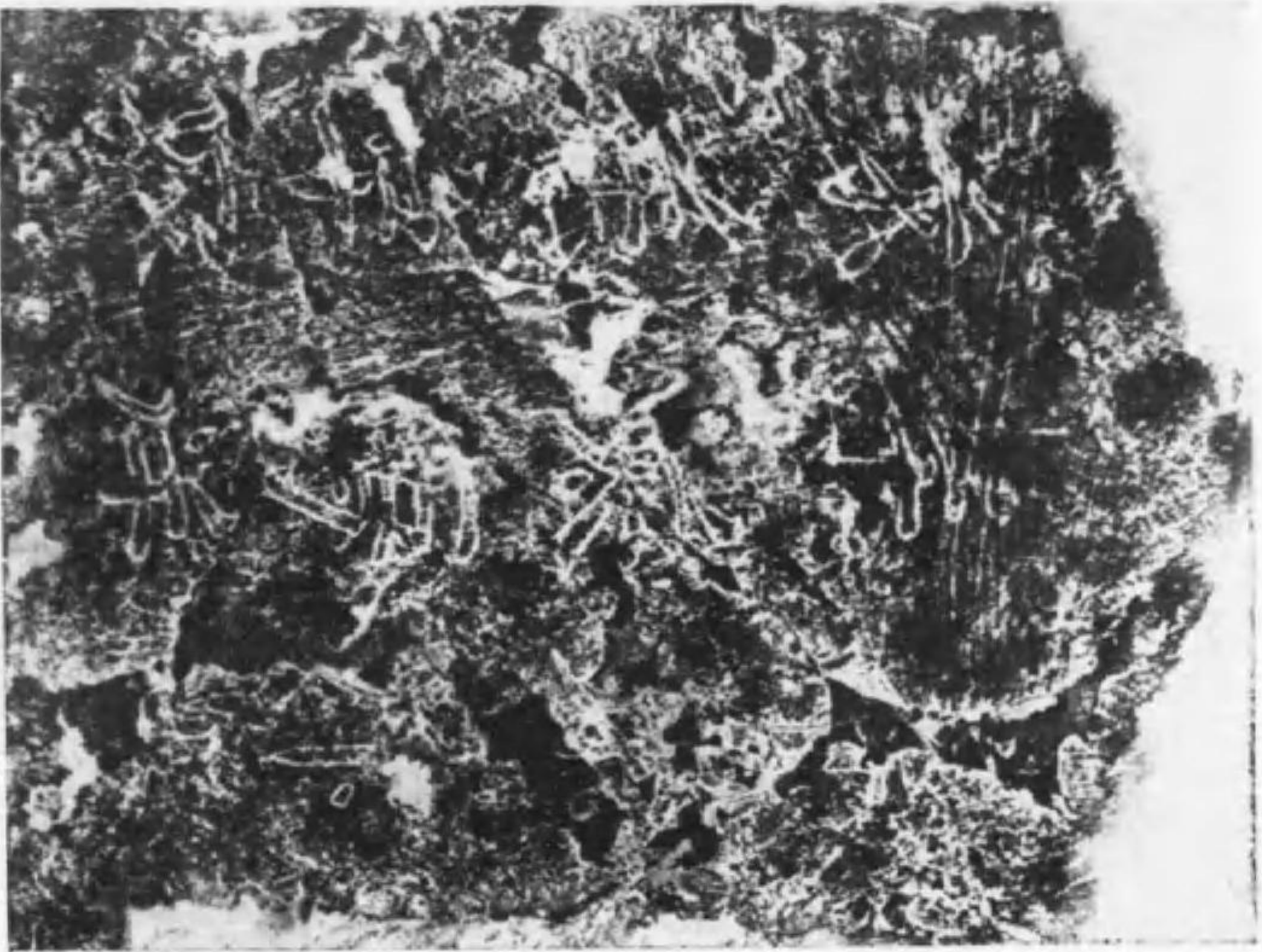
拓 碑 頌 陀 勝 得 金 大
(字 眞 女) (49) (字 漢) (48)



(△望ヲ方西リヨ方東) 景遠碑頌陀勝得金大 (45)



(△望ヲ北東リヨ南西) 景遠碑頌陀勝得金大 (46)

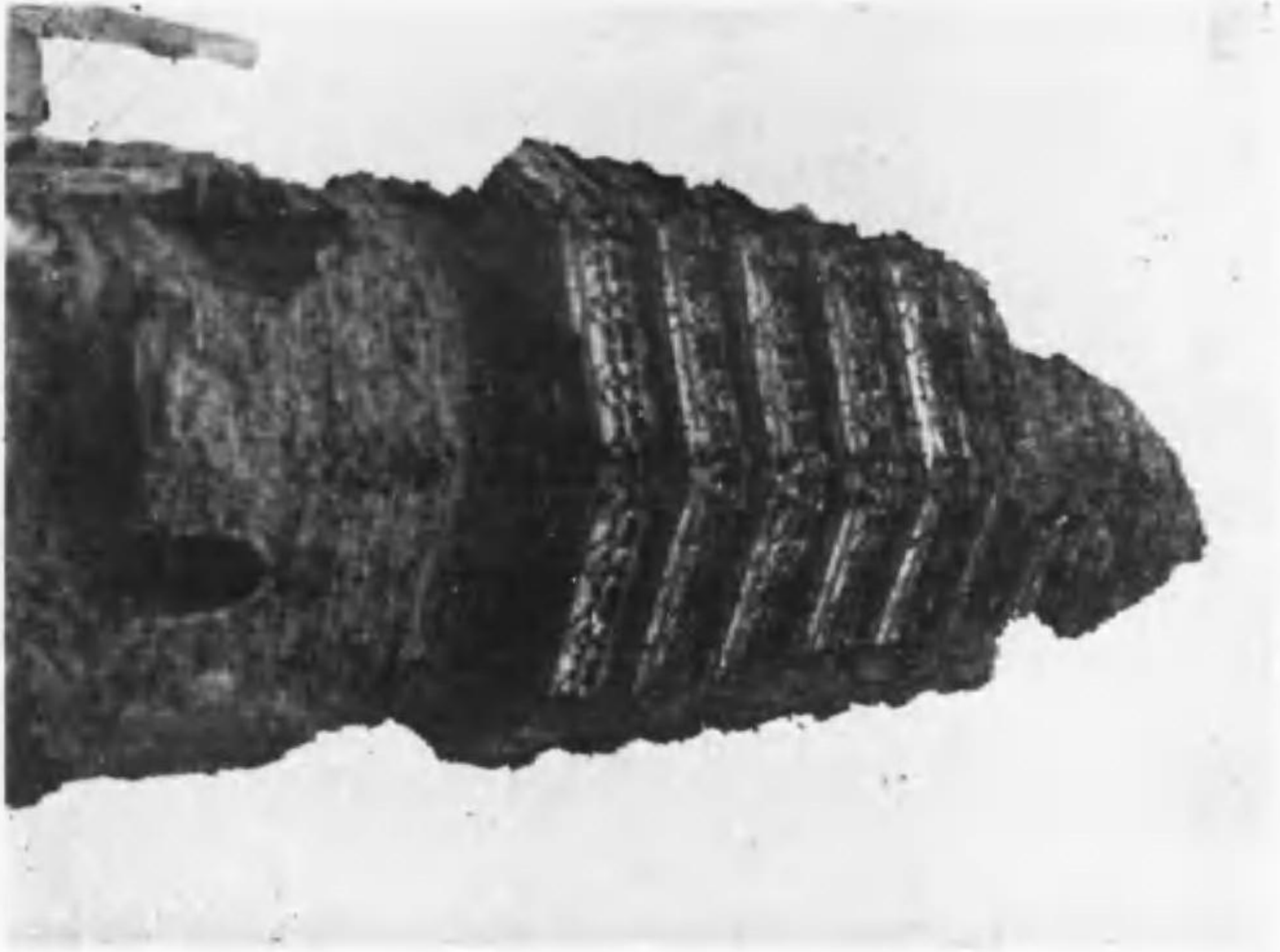


(字真大) 額婆神頰陀勝得金大 (51)

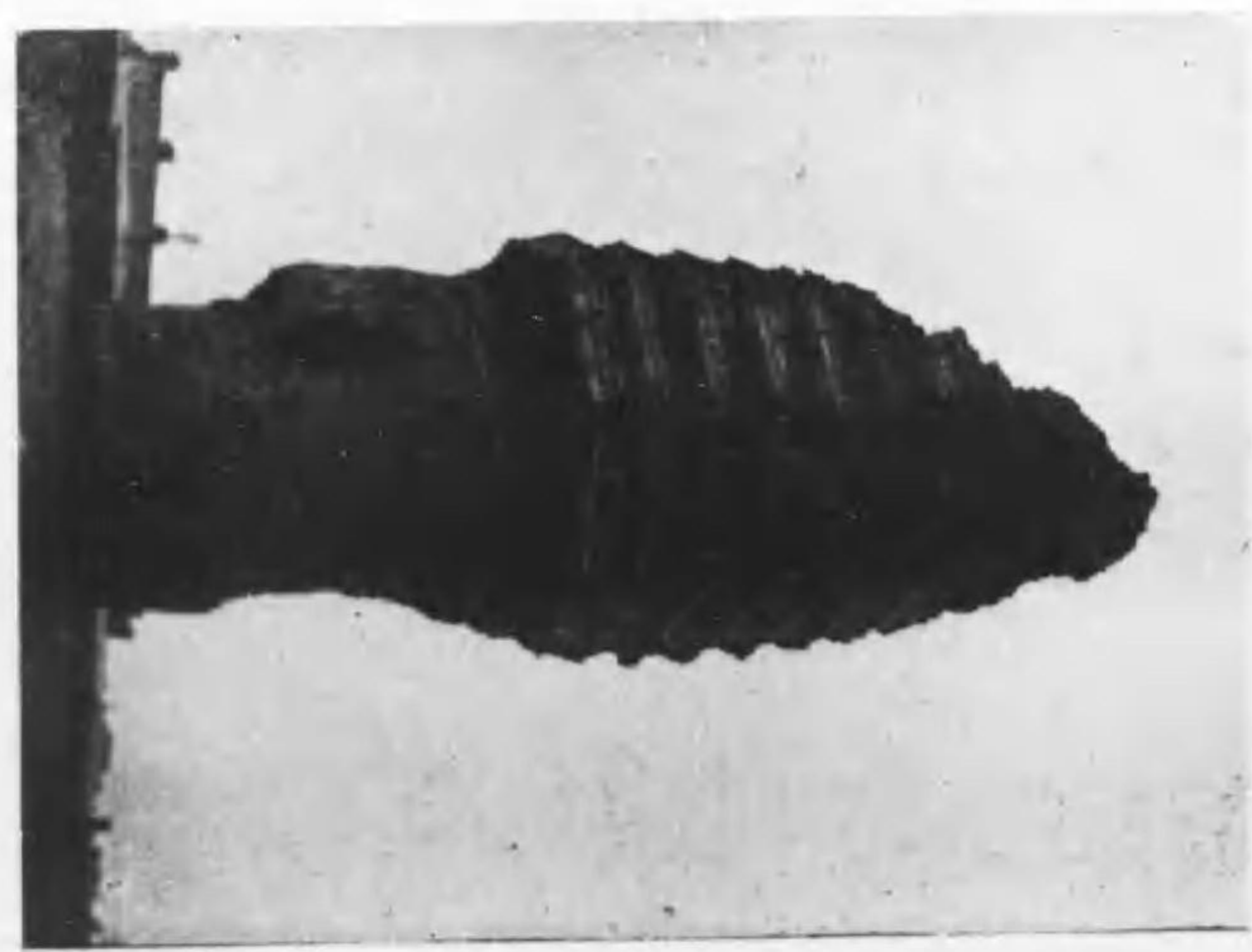
圖版第二十八



(字漢) 額婆神頰陀勝得金大 (50)



部上塔佛ノ安處 (53)



體全塔佛ノ安處 (52)

圖版第二十九

康德九年九月二十五日印刷
康德九年九月三十日發行

滿洲帝國民生部

奉天市鐵西區裕工街一段四十一號
印刷所 凸版印刷株式會社滿洲支社

145
625

終